

第3次つくば市地域福祉活動計画



平成29年3月

社会福祉法人 つくば市社会福祉協議会

はじめに

つくば市社会福祉協議会では、平成 24 年 3 月に「第 2 次地域福祉活動計画」を策定し、『地域の力を高めて「わたらしい暮らし」が続けられるふくしのまち』を基本理念として、『つくばらしい安全で安心な福祉のまちづくりの実現』に向けて取り組んでまいりました。

地域の皆様をはじめ、さまざまな機関や団体、ボランティア、NPO、行政等のご協力もあり、一定の成果をあげることができました。

この間、つくば市においては、人口に占める高齢者の割合が徐々に増加しているほか、ひとり暮らし高齢者や要介護認定者、障害のある人など、支援を必要とする人も増加しております。また、隣近所の付き合いや地域における住民相互のつながりの希薄化、地域活動の担い手の不足、地域の中で孤立している人の問題など、地域を取り巻く環境も多様化してきております。

さらに、平成 24 年 5 月につくば市北部に発生した竜巻災害、平成 27 年 9 月には関東・東北豪雨災害と二度の災禍に遭い、発災直後から本会は災害ボランティアセンターを設置し、被災者への支援活動に取り組みました。災害からの学びとして、日頃からその地域に住む方々の関係づくりが大切であり、身近な住民相互の支えあい、助けあいが、発災直後の地域の大きな力になったことから、平成 25 年度から「地域見守りネットワーク事業」の実施に至りました。

このような状況を踏まえ、本会では第 2 次計画に位置づけられた各事業の達成状況を評価し、時代に合った新たな目標を設定するため、市民アンケート調査や各種福祉団体へのヒアリングなどを実施し、地域における課題や問題点のほか、今後の方向性について様々な御意見や御提言をいただきました。これらの声を基に、地域の皆様や関係機関、行政が一体となって、地域福祉をさらに発展的に推進するため、この度「第 3 次地域福祉活動計画」を策定いたしました。

この計画は、第 2 次計画で掲げた基本理念等を継承し、計画の実施にあたっては、住民の皆様が地域福祉の担い手となって主体的に活動していくことができるよう、さらなる地域福祉活動の推進に取り組んでまいります。今後もつくば市社会福祉協議会の地域福祉活動にご支援、ご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、御尽力を賜りました策定委員の皆様をはじめ、貴重な御意見をいただきました市民の皆様や関係機関の方々に心から感謝を申し上げます。

平成 29 年 3 月

社会福祉法人 つくば市社会福祉協議会

会長



計画の策定を終えて

「第3次地域福祉活動計画」策定委員会・委員長

東京都立大学（現首都大学東京）名誉教授 小林 良二

前回の『第2次地域福祉活動計画』の策定は、平成23年3月11日の東日本大震災後の復興・復興への模索のなかで行われましたが、その後、今回の第3次計画の策定までの間にも、平成25年5月の竜巻災害、平成27年9月の関東・東北豪雨災害、平成28年4月の熊本地震などの大規模自然災害が発生して大きな被害が発生しています。

また、21世紀に入ってからのも経済社会環境の変化もきわめて大きく、少子高齢社会の深化に伴う認知症高齢者・要介護高齢者の増加、子どもの貧困、生活困窮者の増加、孤立や引きこもり、知的障害者・精神障害者の地域生活移行など、さまざま福祉課題が山積しています。

こうした状況に対して国は、児童福祉法の改正、障害者総合支援法や生活困窮者自立支援法の制定、介護保険法の改正などさまざまな施策を打ち出してきていますが、最近の政策動向としては、こうした課題への対応を国の公的な制度やサービスにのみ頼るのではなく、地域住民の助け合いや支えあいによる「互助」の力を引き出し、地域共生社会をめざすことが大切であるとされるようになりました。このことは、社会福祉協議会の策定する「地域福祉活動計画」がこれまで以上に重要になることを示しています。

今回の第3次計画の策定にあたって、前回と同様に、市民アンケート調査、市民ワークショップと福祉懇談会、団体ヒアリングの実施などを踏まえて、つくば市民の地域福祉への考え方がどのようなものであり、どのような取り組みが求められているかを明らかにし、それに基づいた議論を積み重ねてきました。

その結果、計画の基本目標を、「身近な福祉課題にきづく力を高める」「市民一人ひとりの活動への参加を促進する」「市民の生活を支える仕組みを整備する」「安心して暮らせる体制をつくる」として、従来の公的施策やサービスの整備とともに、地域住民の主体的な活動の推進による地域福祉の実現に重点を置いています。また、市が策定した7つの日常生活圏域ごとに人口などの基礎データ、社会資源や福祉資源の整備状況、主な地域福祉活動の取り組みなど整理し、地域ごとの特性を具体的に明らかにし、今後の取り組みに活かせるようにしています。

今回の活動計画の策定にあたって、多くの市民の方々からの情報やご意見をいただくことができました。ご協力いただいた関係者の方々、計画の策定委員のみなさま、また膨大な作業をしていただいた社会福祉協議会事務局スタッフの方々に厚く御礼を申し上げる次第です。この計画に基づいて、これからのつくば市の地域福祉が一層発展することを願ってやみません。

目 次

総 論	1
第1章 計画策定にあたって	2
1 地域福祉とは	2
2 計画の背景と目的	2
3 つくば市社会福祉協議会について	3
4 計画の位置付け	5
5 計画の策定	8
6 計画の推進・進捗管理	11
第2章 つくば市の地域福祉を取り巻く現状	12
第3章 計画策定までのプロセス	21
1 策定委員会	21
2 市民アンケート調査の実施	22
3 市民ワークショップの開催	26
4 福祉懇談会の開催	31
5 団体ヒアリングの実施	33
6 パブリック・コメントの実施	36
7 職員ワーキング（事業評価）の実施	36
8 竜巻災害、関東・東北豪雨災害の経験からの学び	40
9 調査結果のまとめ	43
第4章 計画の基本的考え方	45
1 基本理念と将来像	45
2 基本目標及び施策の方向性	46
各 論	47
基本目標1 身近な福祉課題に気づく力を高める	48
1 取り組みの概要	48
2 施策の方向性	48
基本目標2 市民一人ひとりの活動への参加を促進する	50
1 取り組みの概要	50
2 施策の方向性	50
基本目標3 市民の生活を支える仕組みを整備する	52
1 取り組みの概要	52
2 施策の方向性	52
基本目標4 安心して暮らせる体制をつくる	54
1 取り組みの概要	54
2 施策の方向性	54

基本目標5 地域の特性を踏まえた事業展開を行う	56
1 取り組みの概要	56
2 施策の方向性	57
施策の体系	72
資料編	74
1 策定の経過	75
2 策定委員会設置要項	76
3 策定委員名簿	77
4 市民アンケート調査結果	78
5 社会福祉協議会の事業解説	87
6 用語解説	93

総論

第1章 計画策定にあたって

1 地域福祉とは

誰もが住み慣れた地域で安心して生活していくためには、地域に住む全ての人が生活しやすい地域社会をつくる必要があります。そのためには、行政などによるサービスの提供だけでなく、地域の人たちがお互いに助けあい、支えあうことが大切です。

ちなみに、ここで言う地域とは、地理的な範囲というよりも、ふだんの暮らしの中で、住民が行動する範囲を示します。

特に、近年人間関係の希薄化が進む中で、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、「助けあい」「支えあい」の関係や仕組みをつくることが求められています。

地域福祉とは、誰もが住み慣れた地域で、安心して自立した生活が送れるような社会を実現するための取り組みのことをいいます。

2 計画の背景と目的

少子・高齢化の進行や働き方などの生活様式の変化に伴って、地域社会や家庭の様相は大きく変容しています。経済情勢や雇用環境の厳しさが長期化し、孤立死や引きこもりなどの社会的孤立の問題、認知症*高齢者や介護が必要な高齢者の増加、知的障害・精神障害のある方の地域移行に対する支援の問題、経済的困窮や低所得の問題、虐待や悪徳商法被害に代表される権利擁護*の問題など、地域における生活課題は深刻化し、広がっています。

このような課題に対し、障害者総合支援法や生活困窮者*自立支援*法の施行、介護保険*法の改正による地域包括ケアシステム*の構築など、公的な制度やサービスの考え方が示される一方で、公的な福祉だけに頼らない、地域住民をはじめとしたさまざまな活動主体の力を活かした助けあいや支えあいの仕組みが必要とされ、地域福祉活動に対する期待は大きなものとなっています。

つくば市社会福祉協議会は、住民や社会福祉関係者など地域の幅広い参加を得て組織されている「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」（社会福祉法第109条）として、民間組織の自主性と地域住民や社会福祉関係者に支えられた、公共性を有する非営利団体です。

こうした位置付けから、地域福祉の課題解決を目指して、住民主体による地域福祉の取り組みをさらに進めることを目的に、「第3次つくば市地域福祉活動計画」を策定しました。

3 つくば市社会福祉協議会について

(1) つくば市社会福祉協議会成立の経緯

つくば市社会福祉協議会は、昭和 62 年の大穂町、豊里町、谷田部町、桜村の合併によるつくば市の誕生と昭和 63 年の筑波町の編入を受けて、平成 2 年に大穂町社協・豊里町社協・谷田部町社協・桜村社協・筑波町社協が合併して誕生しました。

その後、平成 14 年の（財）つくば市高齢者福祉事業団との統合と平成 15 年の荃崎町社協との合併を経て、現在のつくば市社会福祉協議会に至っています。

現在は、平成 22 年のつくば市の新庁舎開庁に伴い、旧桜庁舎から大穂庁舎に本部を移転するとともに、3 か所の支所を設けています。また、合併前の町村を単位に 6 支部を設置し、日常生活圏域（7 圏域）に地域活動コーディネーター*として担当職員を配置することで、住民に身近な場所で福祉活動を展開しています。

(2) つくば市社会福祉協議会の歩み

西暦	和暦	社協関係	社協関係以外
1987 年	昭和 62 年		○大穂町・豊里町・谷田部町・桜村が合併し「つくば市」が誕生
1988 年	昭和 63 年		○つくば市が筑波町を編入合併
1990 年	平成 2 年	○大穂町社協・豊里町社協・谷田部町社協・桜村社協・筑波町社協が合併し、「つくば市社会福祉協議会」が誕生 ○老人福祉センターとよさとを竣工	○（財）つくば市高齢者福祉事業団が設立
1991 年	平成 3 年	○在宅福祉サービスセンター事業（つくばさわやかサービス事業）を開始	
1992 年	平成 4 年	○広報紙「社協通信つくば」を創刊	
1994 年	平成 6 年	○地域ケアシステム*推進事業を開始	○つくば市地域福祉推進計画策定
1995 年	平成 7 年	○つくば市社会福祉協議会総合計画を策定 ○生活支援型食事サービス事業を開始（平成 23 年度委託終了）	
1996 年	平成 8 年	○つくば子育てサポートサービス事業を開始	

西暦	和暦	社協関係	社協関係以外
2000 年	平成 12 年	○訪問介護事業*、居宅介護事業、福祉用具貸与事業を開始	○介護保険*制度が開始
2001 年	平成 13 年	○地域福祉権利擁護*事業（日常生活自立支援*事業）を基幹的社協として開始（平成 19 年度終了。土浦市社協に移管） ○基幹型在宅介護支援センター*を受託（平成 17 年度終了）	
2002 年	平成 14 年	○（財）つくば市高齢者福祉事業団と統合	○つくば市が茎崎町を編入合併
2003 年	平成 15 年	○茎崎町社協を編入合併	○障害者支援費制度が開始
2006 年	平成 18 年	○障害者ホームヘルプサービス事業を開始 ○第 1 次地域福祉活動計画を策定 ○地域包括支援センター*（筑波圏域）を受託（平成 22 年度終了。圏域を一本化）	○障害者自立支援法が施行 ○つくば市地域福祉計画（第 1 期）策定
2007 年	平成 19 年	○市民研修センターの指定管理者*の指定を受ける	
2008 年	平成 20 年		○後期高齢者医療制度が開始
2010 年	平成 22 年	○本部事務所が大穂庁舎へ移転	
2011 年	平成 23 年	○東日本大震災による「災害ボランティアセンター」設置運営	○つくば市地域福祉計画（第 2 期）策定
2012 年	平成 24 年	○第 2 次地域福祉活動計画策定 ○竜巻災害による「災害ボランティアセンター」設置運営	
2013 年	平成 25 年	○「地域見守りネットワーク事業」を開始 ○市民研修センターの指定管理者の指定（2 期目）を受ける	○障害者総合支援法が施行
2014 年	平成 26 年	○介護支援ボランティア育成事業を受託	
2015 年	平成 27 年	○ボランティアセンターを大穂庁舎 2 階に開所 ○関東・東北豪雨災害による「災害ボランティアセンター」設置運営	○生活困窮者*自立支援法施行 ○介護保険制度改正
2016 年	平成 28 年		○つくば市地域福祉計画（第 3 期）策定
2017 年	平成 29 年	○本計画（第 3 次地域福祉活動計画）策定	○改正社会福祉法施行

4 計画の位置付け

(1)「つくば市地域福祉計画」(行政計画)との関係

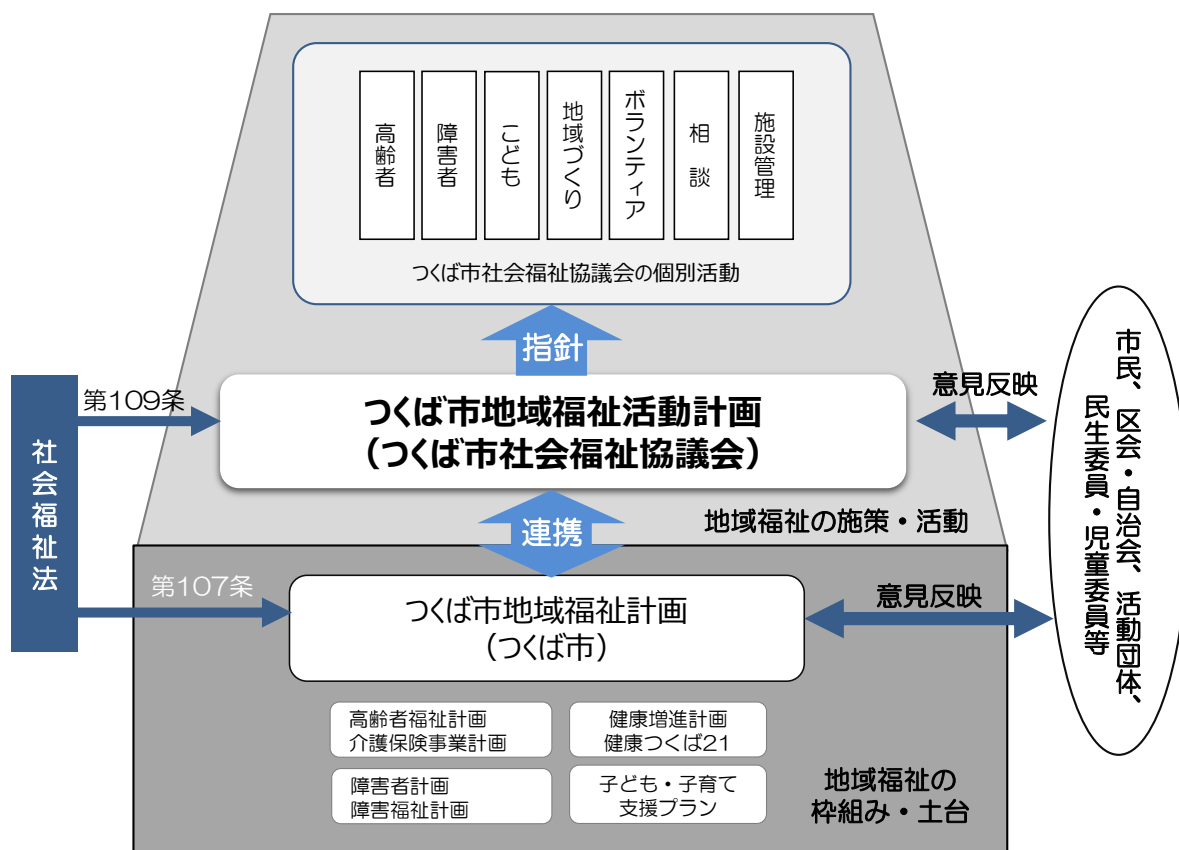
つくば市においては、社会福祉法第 107 条に規定される行政計画「つくば市地域福祉計画（第3期）」を平成 28 年 3 月に策定しています。

「第 3 次つくば市地域福祉活動計画」は、この行政計画と連携し、社会福祉協議会の個別の福祉活動の指針を示す 5 か年の計画として策定します。ただし、期間の途中であっても社会情勢の変化や計画の進捗状況に応じ、必要な見直しを行うこととします。

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
出来事						●3月 東日本大震災										
							●5月 つくば市における竜巻災害									
											●9月 関東・東北豪雨災害					
市社協	第 1 次活動計画					第 2 次活動計画					第 3 次活動計画					
つくば市	第 1 期計画					第 2 期計画					第 3 期計画					

また、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の関係は下図に示すとおりです。

地域福祉の枠組みを規定する「地域福祉計画」と、地域福祉の具体的な施策・活動を盛り込んだ「地域福祉活動計画」とが車の両輪となり、つくば市における地域福祉の総合的、包括的な推進を図ります。



- 社会福祉法：「利用者の立場に立った社会福祉制度の実現」と「時代の要請に応える福祉サービスの充実」を基本理念として平成12年6月に改正された法律。
- 高齢者福祉計画：老人福祉法に基づいて策定される、高齢者居宅支援事業及び高齢者福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画。
- 介護保険*事業計画：介護保険法に基づいて策定される、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るための計画。介護保険事業計画は、高齢者福祉計画と一体的に策定される。
- 健康増進計画：健康増進法、食育基本法、歯科口腔保健法等に基づいて策定される、健康づくりのために市や市民が取り組むべき施策や目標を定める計画。「健康つくば21」は計画の愛称。
- 障害者計画：障害者基本法に基づいて策定される、障害者施策を総合的かつ計画的に定める計画。
- 障害福祉計画：障害者総合支援法に基づいて策定される、障害福祉サービスの事業目標を定める計画。
- 子ども・子育て支援プラン：子ども・子育て支援法をはじめとする子育て関連3法に基づいて策定される、地域の子ども・子育て支援の充実を図るための計画。

(2)「つくば市地域福祉計画」(行政計画)に位置付けられた社会福祉協議会の事業

「つくば市地域福祉計画（第3期）」では、次の17施策の実施主体が「社会福祉協議会」と位置付けられています。

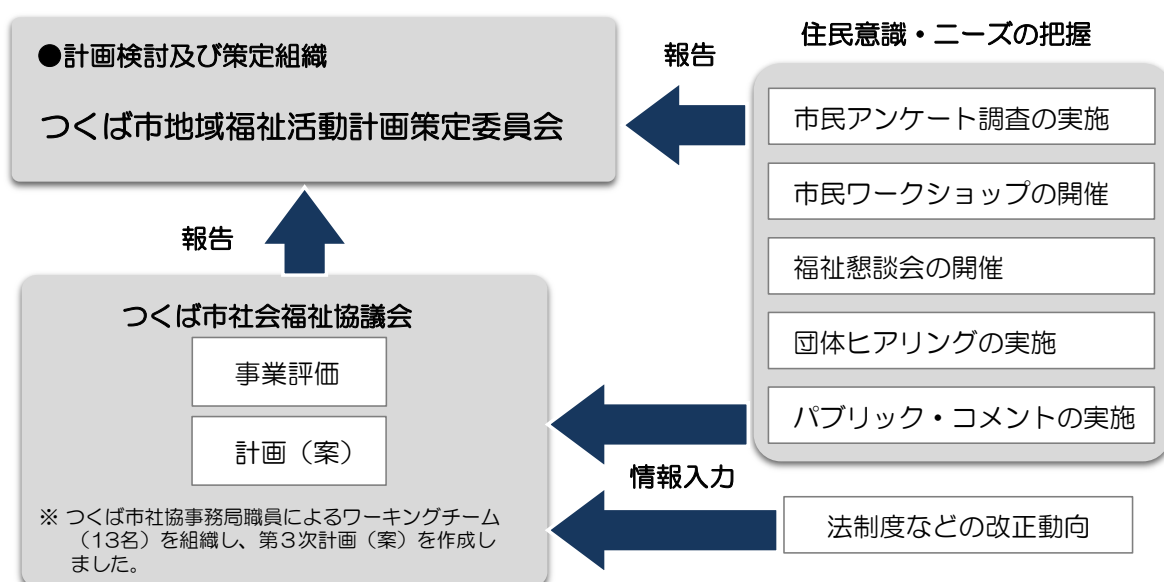
	施策名	主な事業
1	市民主体のイベントの支援	敬老福祉大会 おひさまサンサン生き生きまつり チャレンジアートフェスティバル事業等
2	小地域単位での支えあいのまちづくりの推進	ふれあいサロン・いきいきサロン事業
3	地域福祉概念の普及・啓発	地域福祉出前講座
4	参加しやすいボランティア活動*の創出	ボランティア参加機会の創出事業
5	小中学校における福祉・環境教育の推進	福祉教育*
6	多様な主体によるサービス提供の促進	ボランティアセンターの充実
7	ボランティアの育成・支援と学習・活動機会の提供	ボランティア、ボランティア団体の育成支援、福祉移動教室の開催
8	人材バンクの充実	人材バンクの充実
9	NPO*・ボランティアの情報提供	NPO・ボランティアの情報提供事業
10	情報紙の発行	「社協通信つくば」の発行事業
11	福祉相談の充実	福祉相談事業の充実
12	地域のキーパーソンによる相談、行政との橋渡しの仕組みづくり	行政相談システムの整備事業
13	地域ケアシステム*事業の充実	地域ケアシステムの充実
14	社会福祉協議会の整備・充実	地域の活性化の拠点として、社会福祉協議会の整備・充実
15	団塊世代への活動支援	団塊世代への活動支援事業
16	ファミリーサポートセンター事業 (つくば子育てサポートサービス事業)の充実	ファミリーサポートセンター事業 (つくば子育てサポートサービス事業)の充実
17	避難行動要支援者の救済対策の確立	区会との連携、避難行動要支援者名簿の整備事業、福祉避難所整備事業

5 計画の策定

(1) 計画の策定体制

第3次つくば市地域福祉活動計画の策定にあたっては、福祉関係団体の代表者、福祉を専門とする職域の代表者、学識経験者からなる「つくば市地域福祉活動計画策定委員会」を組織し、計画の検討及び策定を行いました。

また、委員会に対しては、住民意識やニーズの把握のために実施した、市民アンケート調査、市民ワークショップ*、福祉懇談会、団体ヒアリング並びにパブリック・コメント*等の結果とともに、現行の「第2次つくば市地域福祉活動計画」に位置付けられた事業評価と今後の取り組みを検討するために実施した、社会福祉協議会の職員ワーキングによる事業調書の検討結果についても報告を行いました。



なお、計画（案）については、委員会への報告内容に加え、次頁に示す法制度などの改正動向も踏まえて作成を行いました。

(2) 新たな法制度などの改正動向と対応

第2次活動計画の策定以降、新たな法律の施行や制度改正が行われています。その中から、地域での生活及び地域福祉に関連のある次の4点について、地域や本会などに求められる役割や対応について検討しました。

① 社会福祉法人制度改革関連

社会福祉法人制度の改革を盛り込んだ「改正社会福祉法」が、平成 29 年 4 月 1 日から全面施行されます。この法改正により、社会福祉法人は地域において「社会福祉制度の狭間にあるニーズ、他の事業主体では対応が困難な福祉ニーズ、市場で安定的・継続的に供給されることが望めないサービス等に対して対応していく取り組み」を「地域における公益的な活動」として行うことが求められています。これらは、地域交流や居場所づくり、人材育成など、地域の実情に応じたさまざまな施策に組織的に継続的に取り組むことです。

地域・社協に求められる主な役割や対応

- 社会福祉制度の狭間にあるサービスの開発・提供
- サービス開発に向けた関係団体との話し合いによる地域ニーズの把握

② 介護保険*制度改革・地域包括ケアシステム*関連

高齢社会の進展や要介護者の増加などを受けて、平成 27 年 4 月の介護保険改正では、要支援者への予防給付は、平成 29 年度までに介護保険を財源に、自治体が地域の実情に応じて取り組み、地域支援事業*に移行されることになりました。厚生労働省は介護予防*・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）として、現行サービスに加え、介護予防や生活支援の分野において地域での多様なサービスの充実が位置付けられることになりました。

また、併せて進められている「地域包括ケアシステム」の構築については、「住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続ける」ことができる場を日常生活圏域につくり出すことであり、自治体が中心となり関係機関と連携を図り、住民主体の地域支援体制の推進が期待されています。

茨城県においては、独自の福祉施策として、平成 6 年から「地域ケアシステム*」が開始されており、これまで取り組んできたシステムのノウハウである「コーディネーター機能」や「多職種協働*による支援機能」を有効に活用し、それらの機能を一層強化し、自治体が主体的に「茨城型地域包括ケアシステム」構築に取り組むことを目指しています。

地域・社協に求められる主な役割や対応

- 住民ボランティアや NPO*、民間企業・団体などのさまざまな活動主体によるインフォーマル*な支援活動体制の整備促進（生活支援・介護予防サービスなど）
- 地域包括支援センター*に配置されている生活支援コーディネーター*と本会地域活動コーディネーター*（日常生活圏域ごとに配置）や、地域関係者などが連携して活動できる体制づくり

③ 生活困窮者*自立支援*法関連

生活困窮者は、不安定な雇用や失業による経済的問題、家族やコミュニティ*機能の低下による社会的な孤立等、多様な生活課題を抱えています。

平成 27 年 4 月に施行された生活困窮者自立支援法は、生活保護*に至る前の段階の自立策を強化することを目的に、一人ひとりの生活の自立に向けた自立相談支援をはじめ、就労準備支援、家計相談支援、子どもの学習支援、一時生活支援等の「貧困」などの課題に対応する包括的支援が制度化され、既存の各種制度などと連携した総合的支援活動の展開が求められることになりました。

地域・社協に求められる主な役割や対応

- 困りごとを相談できない、ひきこもり、閉じこもりがちなど、生活困窮者の孤立を防ぐ地域での見守り活動
- 生活困窮者の生活課題の早期発見と、適切な相談先へと結びつける支援
- 生活福祉資金貸付事業*と地域関係者とのネットワークづくり

④ 権利擁護*関連

認知症*高齢者の増加、知的障害や精神障害のある方の地域生活支援が重視されるなど、判断能力が十分でない方への適切な福祉サービス利用援助が求められています。そのためには、地域の関係者とのネットワークづくりによる支援を必要とする方々の掘り起し、発見された個別ニーズに対応する高齢者や障害者の相談を通じた福祉サービス利用援助活動の充実、福祉サービスの利用料の支払いを含めた援助を行う「日常生活自立支援事業」や、認知症などが進行した方々への財産管理や身上監護を支援する「成年後見制度*」等の関連諸制度の活用など、関係機関の適切な連携と役割分担による重層的な支援が必要となります。

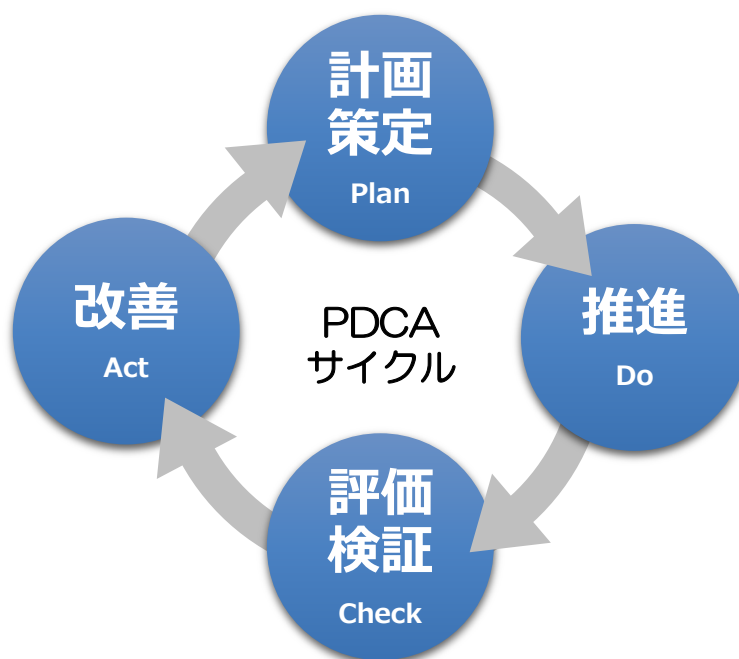
地域・社協に求められる主な役割や対応

- 地域生活に移行する権利擁護が必要な対象者への理解促進
- 支援が必要な対象者を地域で見守る支援体制づくり
- 日常生活自立支援事業の取り組みの推進

6 計画の推進・進捗管理

(1) 計画の進行管理

計画の進行管理にあたっては、第2次計画に続き、PDCA サイクルを用います。計画を策定（Plan）後、取り組みを推進（Do）し、一定期間が経過したところで、評価組織が、各取り組みについての推進状況に関する報告を受け、内容を評価・検証（Check）し、必要に応じて改善（Act）を提言します。



(2) 取り組みの実施状況の検証

計画に盛り込まれた取り組みが推進される過程において、社会福祉協議会の職員で構成する組織による計画の適切性と実効性の検証を行い、その結果を上記の評価組織に報告します。評価組織から改善が提言された場合には、その内容を踏まえ、計画の改善に取り組みます。

(3) 計画の実現に向けた活動

計画の推進にあたっては、行政や市民、福祉関係団体などとの連携・協働*を欠かすことはできません。つくば市社会福祉協議会では、計画の内容はもちろん、社会福祉協議会の存在についても広報・周知を進め、協力体制の構築と維持・強化に努めます。

第2章 つくば市の地域福祉を取り巻く現状

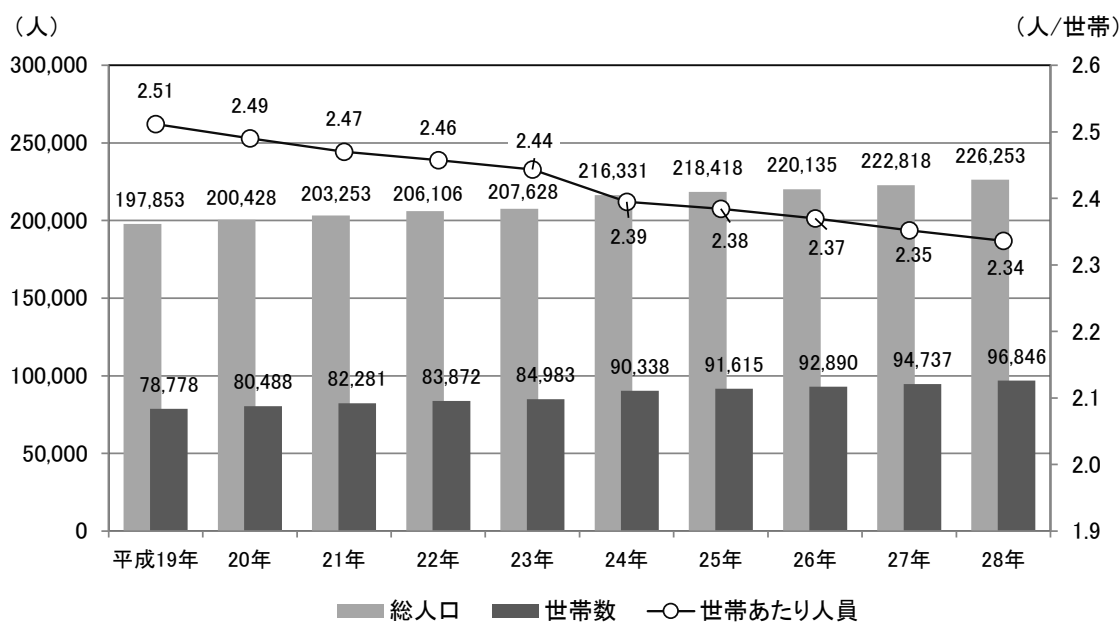
総人口や高齢化率*、要介護認定者*数などをはじめとするつくば市の統計情報から、市の地域福祉を取り巻く現状を調査しました。

(1) 人口や世帯の状況

人口・世帯数は増加、世帯あたりの人員は減少

つくば市ではゆるやかな人口増加が続いており、平成 28 年 10 月 1 日時点の人口は、平成 23 年からの 5 年間で 18,625 人増え、226,253 人となりました。世帯数も同様に増加していますが、世帯増の速さが人口増の速さを上回っているため、結果として世帯あたりの人員は減少傾向となっており、平成 28 年 10 月 1 日時点で 2.34 人となっています。

■総人口、世帯数、世帯あたり人員の推移



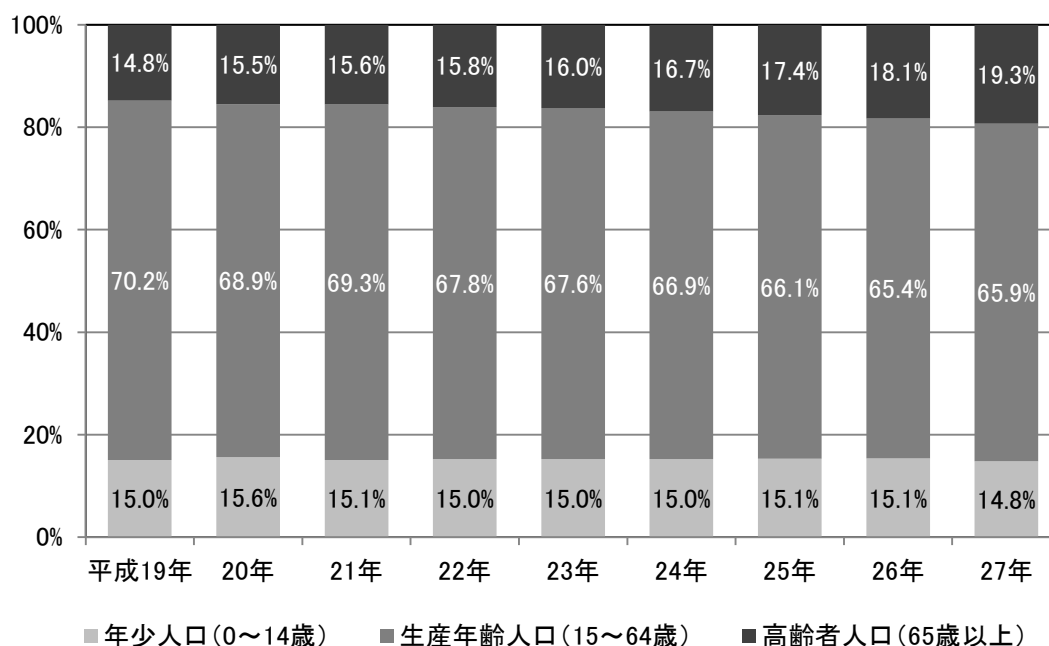
資料：2015 統計つくば他（各年 10 月 1 日時点）

(2) 年齢 3 区分別人口の状況

年少人口割合は一定、高齢者人口割合が上昇し、生産年齢人口割合が低下

人口の構成を、年少人口（0～14 歳）、生産年齢人口（15～64 歳）、高齢者人口（65 歳以上）の 3 区分で見ると、平成 19 年以降、年少人口はほぼ 15%で推移する一方で、高齢者人口の比率（高齢化率）は徐々に上昇し、生産年齢人口が減少する傾向となっています。

■年齢 3 区分別人口構成比の推移



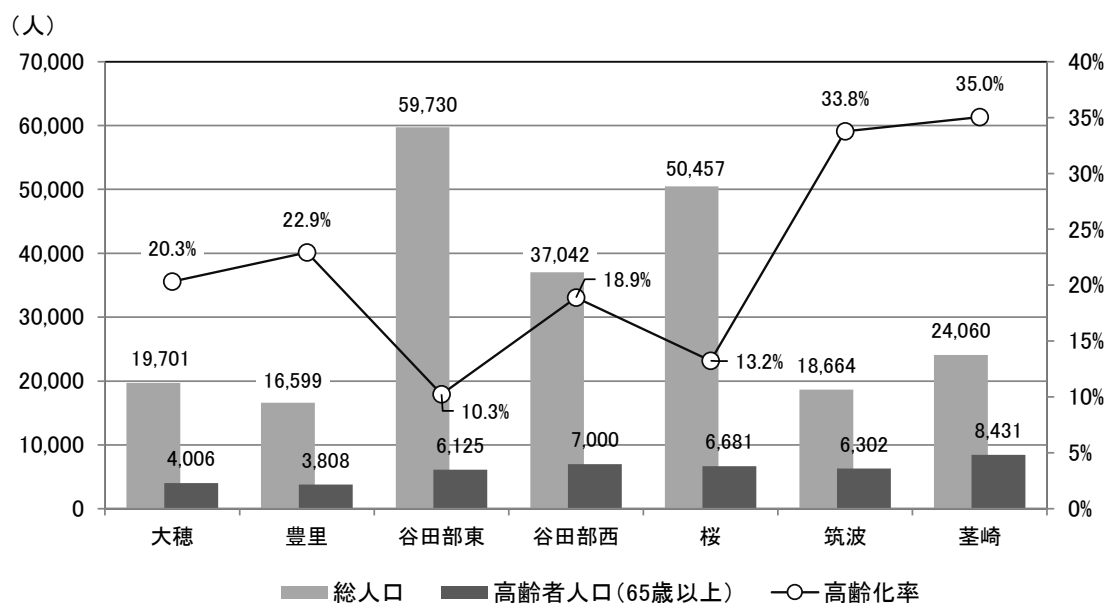
資料：茨城県常住人口（各年 10 月 1 日時点）

（3）地区別の人口、高齢化、高齢者世帯の状況

高齢化率*が高い地区は荃崎と筑波、低い地区は谷田部東と桜でその差は3倍

生活圏域をもとにした市の 7 地区ごとの高齢化率を見ると、荃崎地区と筑波地区が 3 割を超えて最も高く、谷田部東地区と桜地区は 10% 台前半で最も低くなっています。

■地区別の人口・高齢化率の状況



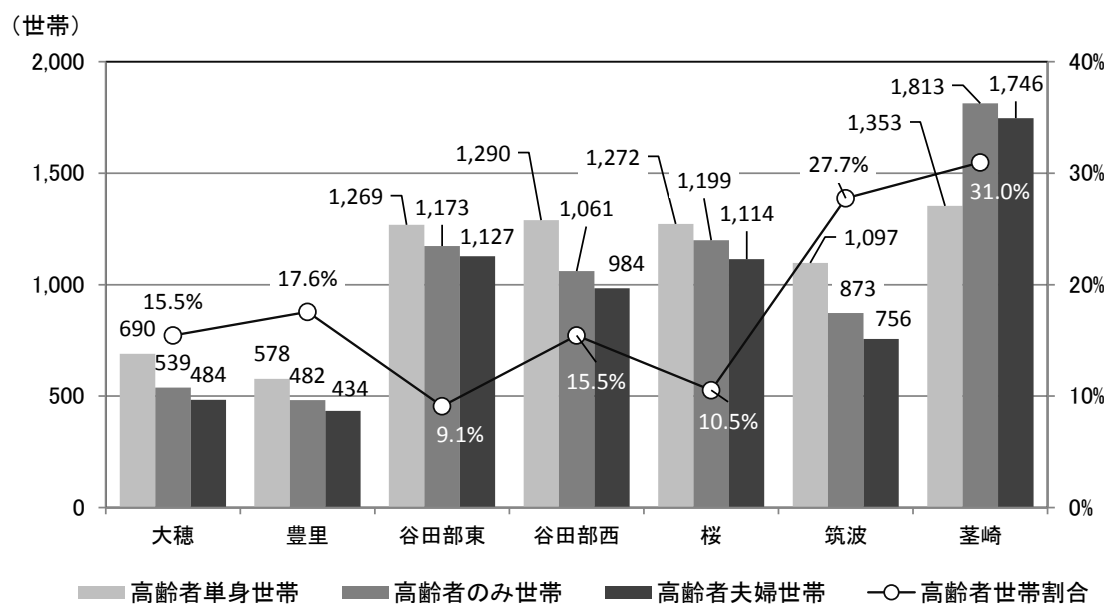
資料：住民基本台帳（平成 28 年 10 月 1 日時点）

高齢者の単身世帯が多いのは、谷田部（東西）、桜、筑波、荃崎地区

65 歳以上の高齢者世帯の状況を地区ごとに見ると、単身世帯が多い地区は、人口の多い谷田部東、桜、谷田部西地区、並びに高齢化率*の高い筑波、荃崎地区となっています。

高齢者のみ世帯（65 歳以上の高齢者のみの世帯）数は、いずれの地区においても単身世帯数よりもやや少なくなっていますが、荃崎地区だけは、複数の高齢者だけで暮らす世帯数が単身世帯よりも多い特徴があります。

■地区別の高齢者世帯の状況



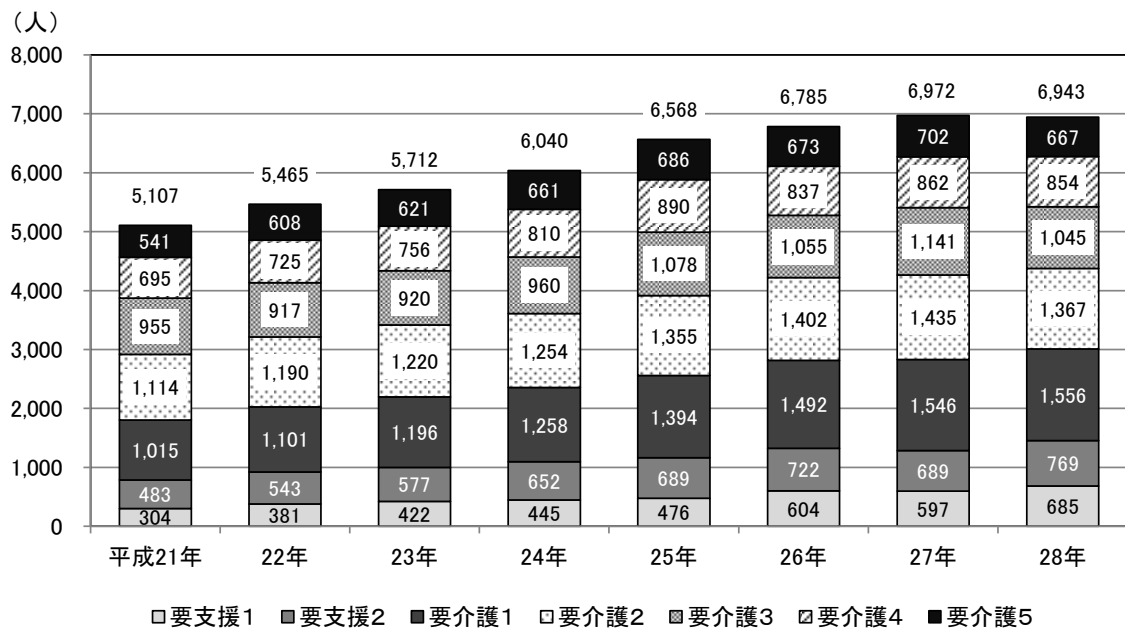
資料：住民基本台帳（平成 28 年 10 月 1 日時点）

(4) 要介護認定者*の状況

平成 25 年以降、ゆるやかな増加傾向にある市の要支援・介護認定者数

つくば市の要支援・要介護認定者数は、平成 21 年から平成 25 年まで、年間で 400 人前後の増加を続けていましたが、平成 26 年以降は緩やかな増加に代わり、その増加も比較的軽い要支援 1・2 が中心となっています。

■つくば市の要介護認定者数の推移



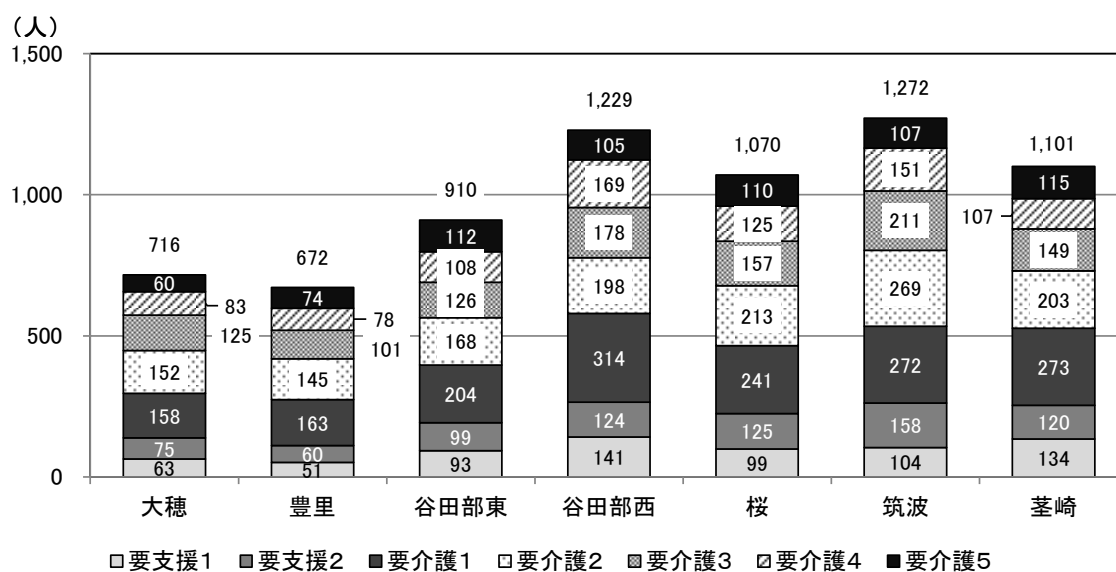
資料：2015 統計つくば

認定者数が 1,000 人を超えている地区は、筑波、谷田部西、荃崎、桜

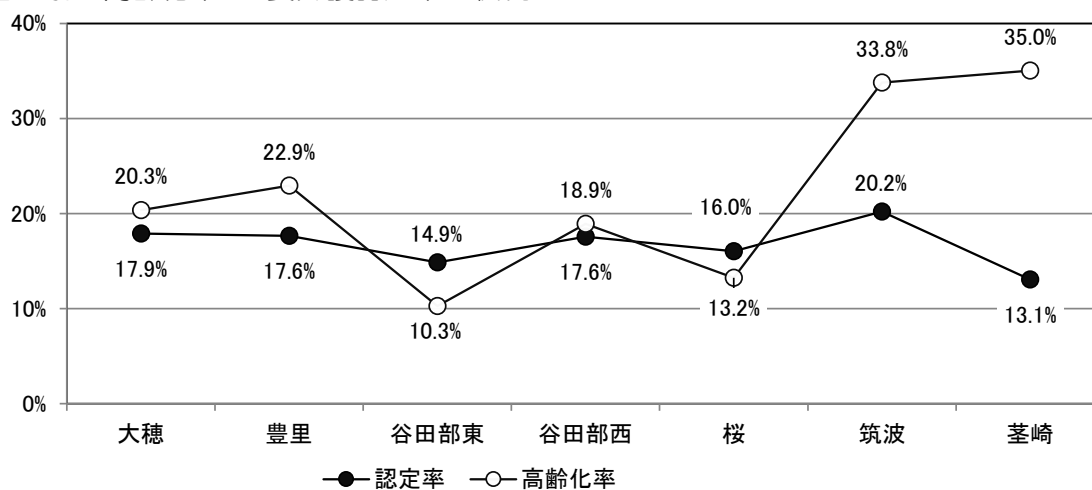
地区別に要支援・要介護認定者数を見ると、筑波、谷田部西の両地区が 1,200 人を超えて最も多く、荃崎、桜地区が続いています。

地区別に要介護認定率（1 号被保険者数に対する要支援・要介護認定者数の割合）を高齢化率*とともに見ると、全体として、高齢化率の増加に伴い要介護認定率も増加する関係が見られますが、荃崎地区については、高齢化率が高い一方で、認定率は低下しています。この特徴は、高齢化率と認定率の関係をグラフ化することで、より明確になりました。

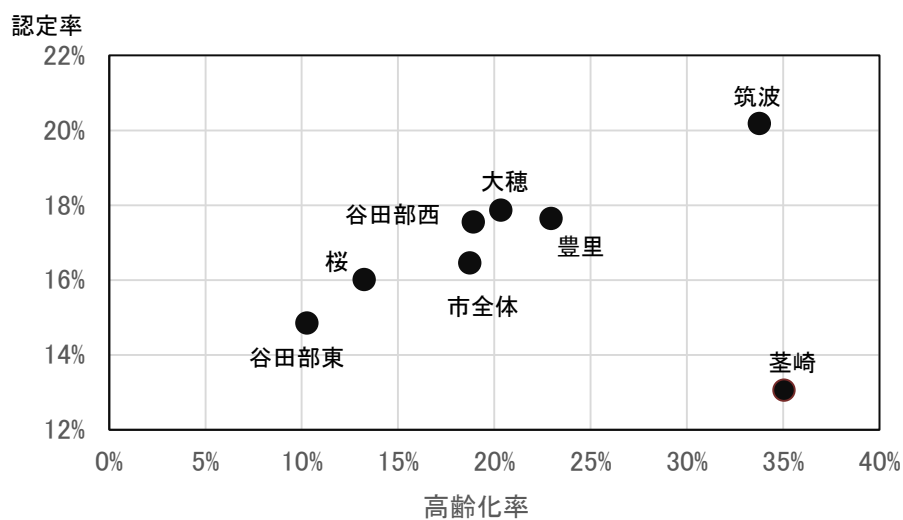
■地区別の要介護認定者*の状況



■地区別の高齢化率*と要介護認定率の状況



■高齢化率と要介護認定率の関係



(5) 子どもの状況

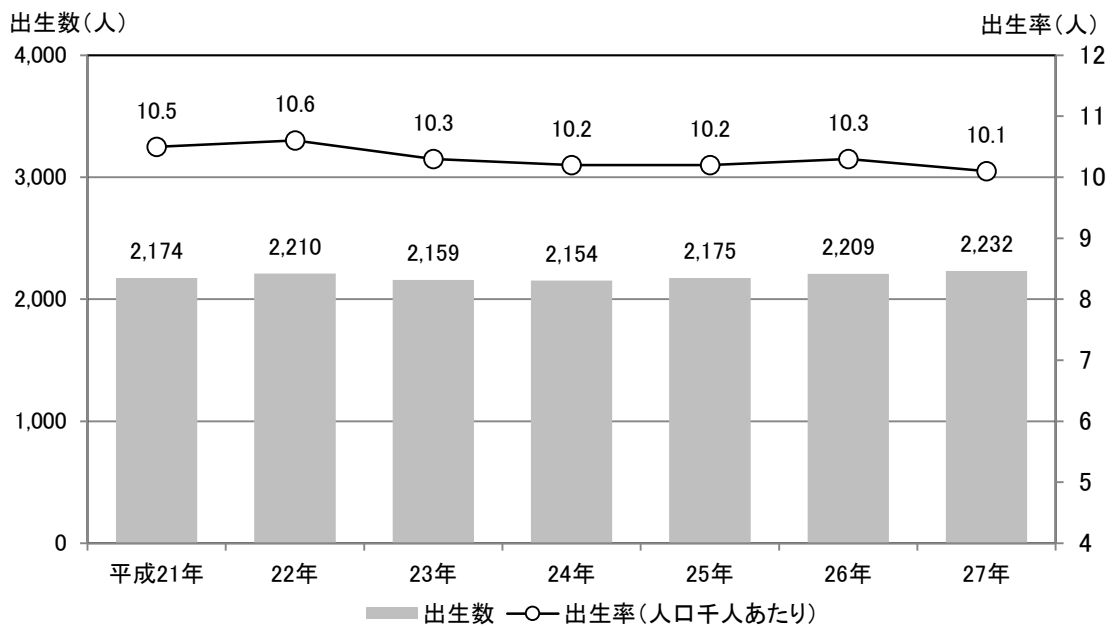
子ども人口は安定して推移、出生率はゆるやかな減少傾向、母子世帯数は急増

つくば市の年間の出生数は、平成 24 年の 2,154 人から徐々に増加し、平成 27 年は 2,232 人と、平成 21 年以降で最も多くなりましたが、出生率（人口千人あたり）は、平成 22 年以降、ゆるやかに低下する傾向となっています。

平成 7 年から平成 27 年までの 5 年ごとの国勢調査での 0 歳から 17 歳までの子ども人口をみると、37,000 人から 39,000 人の間で、安定して推移しています。

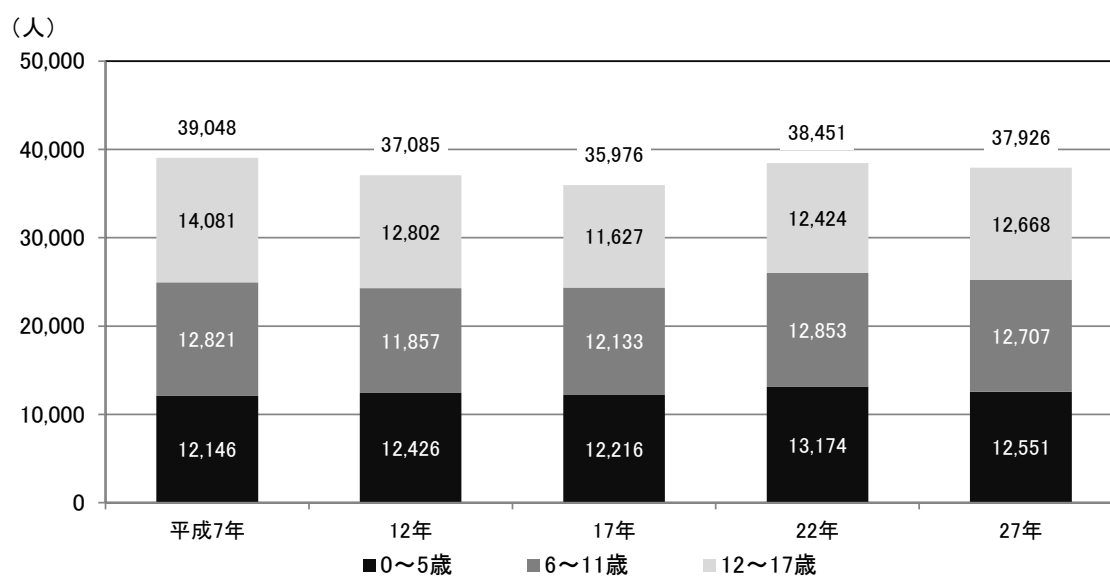
ひとり親世帯の状況をみると、母子世帯数は、平成 7 年の 453 世帯から平成 27 年には 981 世帯へと、2.2 倍（528 世帯）の増加となっています。一方、この間の父子世帯数は 97 世帯から 118 世帯へと 21 世帯増加していますが、増加の割合は 1.2 倍に留まっています。

■出生数、出生率（人口千人あたり）の推移



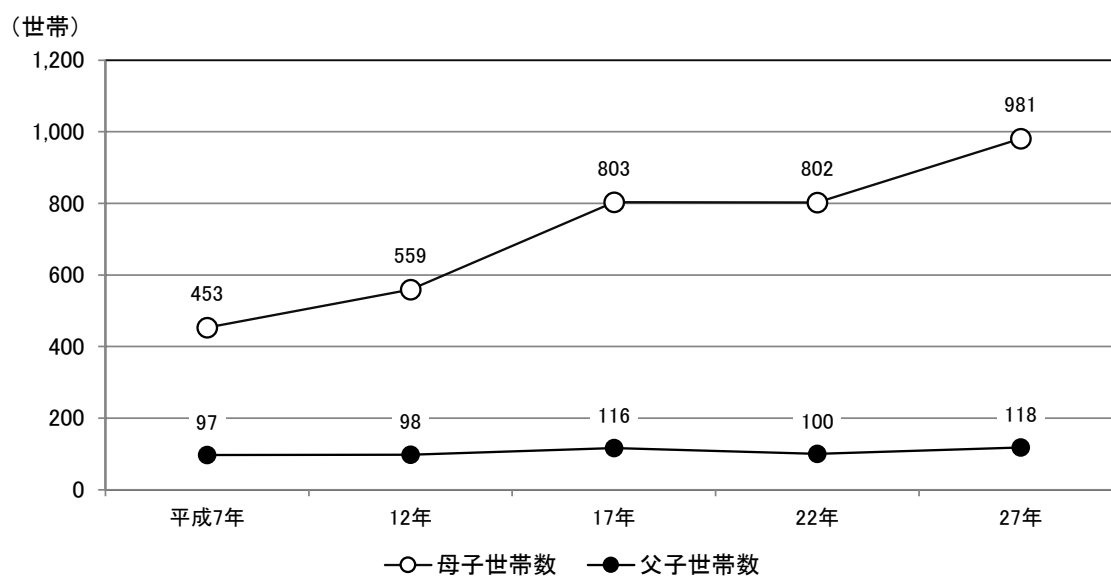
資料：茨城県人口動態統計

■子ども人口の推移



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日時点）

■母子世帯数・父子世帯数の推移



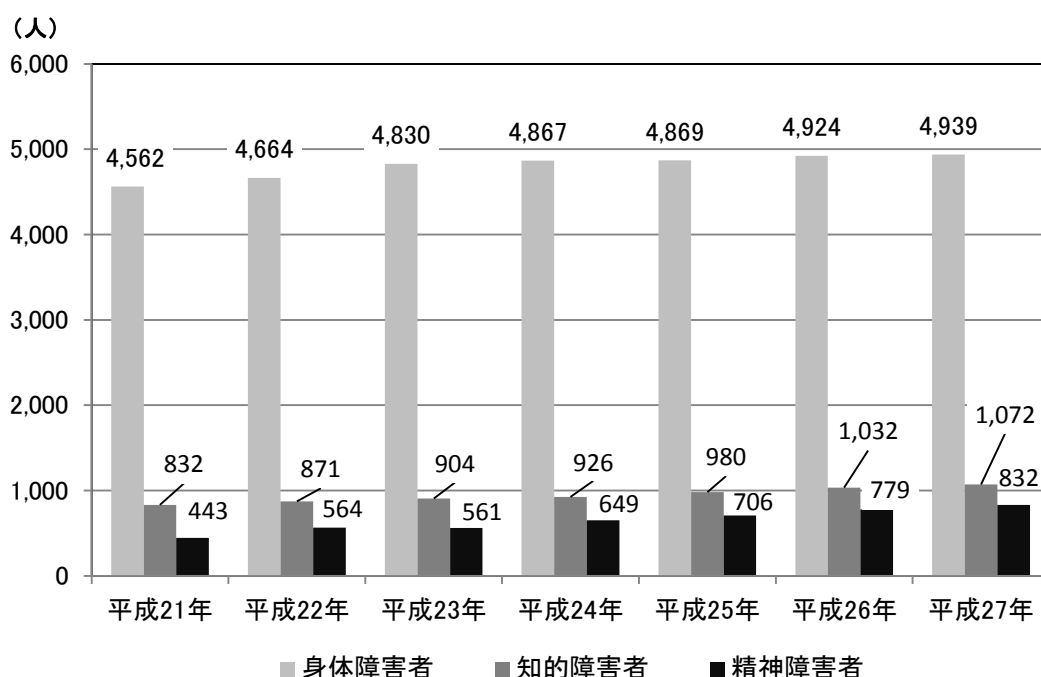
資料：国勢調査（各年 10 月 1 日時点）

(6) 障害者の状況

平成 21 年以降、増加が大きいのは知的障害者と精神障害者

つくば市の障害者数を見ると、身体障害者については、平成 21 年の 4,562 人から平成 27 年の 4,939 人へと 377 人（8.3％）の増加、知的障害者については、同じく 832 人から 1,072 人へと 240 人（28.8％）の増加、精神障害者については、443 人から 832 人へと 389 人（87.8％）の増加となっており、三障害の中では最も伸びが大きくなっています。

■つくば市の障害者数の推移



身体障害者と知的障害者は台帳登録者数、精神障害者は手帳交付者数

資料：第2次つくば市障害者計画後期計画

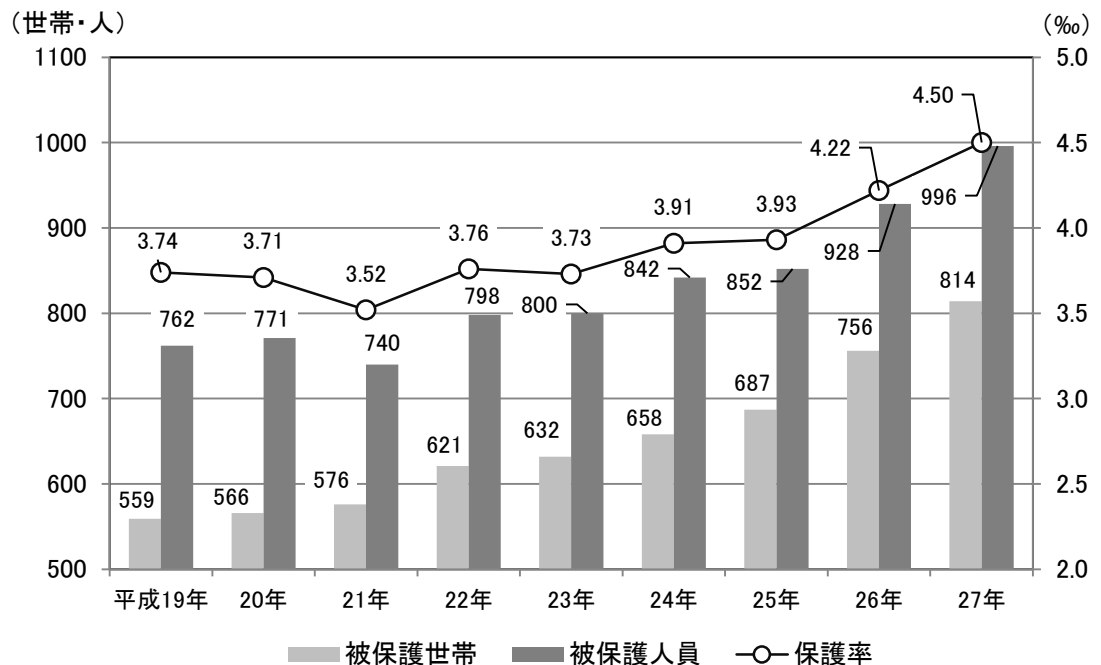
(7) 生活困窮者*の状況

被保護世帯、被保護人員、保護率とも増加傾向

生活保護*に関しては、被保護世帯、被保護人員、保護率（常住人口に占める被保護人員の割合）とも、年々上昇していますが、特に被保護人員と保護率は、平成24年以降、上昇の度合いが高まっています。

また、被保護世帯数に対する被保護人員の割合が徐々に低下していることから、ひとり暮らし世帯の人が被保護となるケースが増えていることが伺えます。

■被保護世帯、被保護人員等の推移



資料：2015 統計つくば（各年4月1日時点）

第3章 計画策定までのプロセス

本活動計画は、「一人ひとりの市民」の参加を得て、さまざまな協力・連携・協働*により、地域福祉の推進を目指すものであり、策定プロセスでは多くの「市民参加」の機会を設けるよう取り組みました。

1 策定委員会

第3次つくば市地域福祉活動計画の策定にあたっては、福祉関係団体の代表者、福祉を専門とする職域の代表者、学識経験者からなる「つくば市地域福祉活動計画策定委員会」を組織し、計画の検討及び策定を行いました。

委員会	日 時	内 容
第1回	平成28年 8月 1日（月）	(1) 地域福祉計画・地域福祉活動計画について (2) 第3次地域福祉活動計画の策定について (3) 市民アンケート調査の概要について (4) 市民ワークショップの開催について
第2回	平成28年10月18日（火）	(1) 市民アンケート調査集計結果報告と考察について (2) 市民ワークショップの開催状況について (3) 福祉懇談会の主な意見の概要について
第3回	平成29年 1月20日（金）	(1) 団体ヒアリングの結果について (2) 市民ワークショップの結果について (3) 事業調書のまとめについて (4) 計画第1次案について
第4回	平成29年 2月27日（月）	(1) 第3回策定委員会の意見について (2) 計画第2次素案の検討について (3) パブリック・コメント*の募集について
第5回	平成29年 3月21日（火）	(1) パブリック・コメントの結果について

2 市民アンケート調査の実施

計画策定にあたり、区長、民生委員児童委員*、ボランティアをされている方や社会福祉協議会の関係者並びに団体の皆様を対象に、社会福祉協議会の活動についての認知度やご期待、地域での福祉活動に関する課題やご意向、平成 25 年度に開始した地域見守りネットワーク事業についてのご意見、さらにご自身の個人情報の開示に関する意識を伺う市民アンケート調査を実施しました。調査の概要及び調査結果の概要は次のとおりです。

また、主だったアンケート調査の設問については、資料編 P78～P86 に掲載しています。

(1) 調査の概要

【調査の方法と期間】

調査対象	つくば市で地域福祉に取り組んでいる方々（平成 28 年 8 月 1 日現在） 1,630 名 区会・自治会長、社協登録ボランティア団体・個人、 民生委員児童委員・主任児童委員、地域福祉活動推進委員*、 ふれあい相談員（地域見守りネットワーク事業）、社協特別会費協賛者、 ふれあいサロン代表者、さわやかサービス協力会員、子育てサポーター等
調査方法	郵送配布・回収
調査期間	平成 28 年 8 月 10 日～8 月 26 日
その他	別冊として、「つくば市社会福祉協議会の主な事業（平成 28 年度）を添付

【回収状況】

調査対象者数 (a)	有効回答者数 (b)	有効回答率 (b/a)
1,630	969	59.4%

【参考：前回（平成 23 年）調査における回収状況】

調査対象者数 (a)	有効回答者数 (b)	有効回答率 (b/a)
1,500	721	48.1%

(2) 調査結果の概要

① 回答者の属性

- 回答者は「男性」がやや多く、年齢は 60 歳代が 45.5%を占めています。
回答者の性別は「男性」が 61.5%とやや多く、年齢は 60 歳代が 45.5%、70 歳代が 27.6%で、合わせると 73.1%となっています。
- 職業は「無職」が 33.5%ですが、このうち 93.3%は 60 歳代と 70 歳代の人です。
居住年数は「20 年以上」が 86.6%となっています。
- 家族構成で最も多いのは「二世帯世帯（親と子）」で 38.1%となっています。また、10.5%の人は、同居する家族に介護や看護を必要とする高齢者がいます。
- 区会・自治会にはほぼ全て（96.7%）の人が加入していますが、区長・自治会長の活動年数は 1 年未満が約半数です。
区会・自治会にはほぼ全て（96.7%）の人が加入しており、37.4%の人は区長・自治会長、19.6%の人は民生委員児童委員*・主任児童委員です。また、団体での活動年数では、1～3 年未満が 21.4%で最も多くなっていますが、「区長・自治会長」では 1 年未満が 43.6%に達しています。
- 4 割弱の人が、地域の活動を広げるために若い世代の参加を呼びかける必要があると考えています。
地域の活動に「現在参加している」人はほぼ 7 割です。活動を広げるために必要なこととして「若い世代への呼びかけ」をあげた人は 38.6%、次いで「活動の指導者やリーダーの養成」が 31.0%となっています。
- 居住地は「桜地区」が 21.4%と最も高くなっています。

② 社会福祉協議会の活動について

- 社協のホームページを見る人の割合は 3 人に 1 人ですが、前回調査よりも 12 ポイント以上高くなっています。
社協ホームページについて、「いつも見ている」「たまに見る」の合計は 33.5%、「あることは知っているが、見ていない」「全く見ない・知らない」の合計は 64.9%と、見ている人の方が少ない状況ですが、両者の差は、H23 調査での 55.9%から 31.4%に縮小しています。
- 社会福祉協議会の活動については、「関心がある」と「やや関心がある」を合わせると 7 割以上の人が「関心がある」と回答しています。
前回（H23）調査結果と比較すると、「関心がある」が低下し、「どちらともいえない」と「関心がない」が増えています。前回の調査が東日本大震災の発生から半年後

に実施されたことが、この結果の原因のひとつとして挙げることが可能と思われます。
年代別では、年代の高まりとともに、活動への関心も高くなる傾向です。

- 認知度の高い社協活動は、「高齢者を対象とする福祉活動・支援」（72.2%）、「ボランティア活動*の支援」（62.5%）などです。

年齢別に見ると、50歳代を境として、下の世代では「ボランティア活動」、上の世代では「高齢者」と分かれる特徴があります。

- 在宅生活に関連する社協活動の充実への期待が高まっています。

今後充実して欲しい活動として回答率が高いのは、「住民による見守りや支え合い活動への支援」が40.6%、「気軽に相談できる福祉総合相談の充実」が34.8%、「在宅生活における福祉サービスの充実」が32.9%などですが、前回からの増加の著しさの点から見ると、「在宅生活における福祉サービスの充実」が7.8ポイント増、「隣近所や区会・自治会など、交流活動への支援」が5.4ポイント増、「住民による見守りや支え合い活動への支援」が5ポイント増と、主に在宅生活に関連する支援への期待が大きくなっていると言えます。

この傾向は、地域活動コーディネーター*の活動で期待することとして、「支援が必要な人や世帯への援助」が56.1%で最多となっていることと関連するものと思われます。

③ 地域福祉の課題や意向について

- 年齢とともに深い近所づきあいをする人の割合が増えています。地区別では、大穂地区と荃崎地区で深いつきあいの割合が高いです。

近所の人とは、「簡単な頼みごとをする程度のつきあい」が30.5%で最多ですが、50歳代以降では、年齢とともに「悩み事や困り事の相談・助け合える付き合い」の割合が高まる傾向が見られます。地区別では、大穂地区と荃崎地区で深い付き合いの割合が高く、桜地区や谷田部（東地区）では逆に、「立ち話をする程度」や「あいさつをする程度」の淡白な付き合いが多いという特徴が見られます。

- 4人に3人は近所の人と助け合うことが必要と考えています。

近所の人との付き合いについての考えでは、「わずらわしいこともあるが相談し助け合うことは必要」が54.4%、「悩み事や困り事を相談し助け合うことは当然」が20.5%で、合わせるとほぼ4人に3人は助け合うことが必要と考えています。このような考えは年齢の高まりとともに増える傾向にありますが、桜地区と谷田部（東地区）を除くと、地域による偏りは見られません。

- 8 割弱の人は地域で何らかの心配事を聞いています。

近所で地域の方々の心配事を聞いたことがない人は 22.6%で、残りの 8 割弱の人は、何らかの心配事を聞いています。特に多いのは「高齢者の介護」（48.6%）と「認知症*の疑い」（34.6%）です。「若者の引きこもり・不登校」と「高齢者の閉じこもり」も合わせると 3 割に上ります。

- 7 割以上の人が、地域で支援を必要とする人に対して何らかの働きかけをすると回答しています。

地域の中で「何らかの支援を必要としている方」を見かけたとき、半数の人は「たまに声をかけたり、相談にのったりする」、2 割強の人は「常に声をかけたり、悩み事や困り事の相談にのったりする」と回答しており、合わせると 72.3%です。所属別で見ると、「民生委員児童委員*」、「ふれあいサロン（代表者）」、「ふれあい相談員」は、その合わせた割合が 8 割を超えています。地区別では「荃崎地区」だけが 8 割を超える回答となっています。

- 9 割弱の人は、地域での安心した暮らしに「声かけやあいさつ」が必要と考えています。

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるために必要と思うことでは、「声かけやあいさつ」が 88.3%、「見守り・安否確認」が 67.2%などとなっています。年齢別では、「見守り・安否確認」の回答が、50 代以降で高くなる傾向が見られます。

④ 地域見守りネットワーク事業について

- ほとんどの人が地域見守りネットワーク事業の必要性を認めています。

地域見守りネットワーク事業について、9 割以上の人が「とても」または「ある程度」必要だと思うと回答しています。また「必要だと思わない」理由として、プライバシー保護への懸念や人間関係のわずらわしさをあげた人がいます。

⑤ 個人情報について

- 災害時の支援や日常の見守りのために、個人情報を公開したくないと考えている人はほとんどいません。

災害時支援のために個人情報を公開したくない人は 1.0%、日常の見守りのために公開したくない人は 3.1%に過ぎません。個人情報を災害時支援のために公開しても良いとする先では、①区会・自治会 70.3%、②民生委員 55.5%、③社会福祉協議会 50.5%です。日常の見守りでは、①民生委員 59.0%、②区会・自治会 53.4%、③社会福祉協議会 45.3%でした。

3 市民ワークショップの開催

地域福祉や地域福祉計画、地域福祉活動計画について理解を深めていただくとともに、地域における福祉課題を把握し、第3次つくば市地域福祉活動計画策定に向け、基礎となる資料を得ることを目的として次の内容で市民ワークショップ*を開催しました。

民生委員、ボランティア、ふれあい相談員、一般市民など、さまざまな住民の皆さん（25名）が参加しました。

<開催概要>

	開催日	テーマ
第1回	平成28年 9月3日(土)	地域の課題を考えてみましょう
第2回	平成28年 10月1日(土)	地域課題の解決を地域福祉の視点から考えてみましょう
第3回	平成28年 11月5日(土)	課題の解決を深掘りしてみましょう

第1回であげられた地域の具体的な課題に対して、第2回と第3回で検討をいただいた解決策は、次のとおりです。

分野	主な内容
地域活動・地域とのつながり	【具体的な課題】 ■隣近所の付き合いがない ■リードする役員がない ■地域として知っておきたい情報が手に入らない ■自治会のないところがある ■地域活動に理解がない ■地域活動のメンバーが固定化している 【地域でできること】 ●地域のイベント等には、子どもも含め積極的に参加する。 ●目的がなくても、行けば皆とおしゃべりできる居場所をつくる。 ●回覧板を渡す時は、できるだけ手渡しして安否確認する。 【社協・行政に依頼すること】 ●講習会などを開き、地域のリーダーや人材を育成する。 ●民生委員の活動や社協の福祉事業について、市民に周知する。 ●常設型の集まれる場づくりや地域交流センターの開放を行う。 【協働*でできること】 ●各地域の課題を住民で共有する。 ●空き家を調べ、地域で活用できないか協議する。

分 野	主な内容
高齢者・高齢者の孤立化	【具体的な課題】 ■ 地域の高齢者、ひとり暮らし世帯の実態がつかめない ■ ひとり暮らしが多く、助け合わないといけない地域がある ■ 生活をなるべく知られたくない高齢者がいる ■ 高齢者への声かけ役が必要 【地域でできること】 ● 地域で気になる人を見守る。 ● 見守りについて、地域で話し合う。 ● 認知症*の人の情報を共有する。 【社協・行政に依頼すること】 ● 福祉サービスの活用法を知らせる。 ● 地域住民に「地域見守りネットワーク事業」の周知をする。 ● 地域包括支援センター*の協力を得る。 ● シルバークラブ*等に出向き、見守りについての話をする。 【協働*でできること】 ● 民生委員と区長との連携を図る。

分 野	主な内容
公共交通のあり方	【具体的な課題】 ■ 在宅高齢者の交通のあり方の検討が必要 ■ 乗合タクシー*（つくタク）・コミュニティ*バス*（つくバス）の使い勝手が悪い 【地域でできること】 ● 地域の皆で公共交通を使い、利用者を増やす。 ● つくバスの時刻表、ルート情報を全戸に配布する。 ● 自治会単位で、つくバスの停留所が設置できるか、ルートがつくれるか考える機会をつくる。 【社協・行政に依頼すること】 ● 職員が移動手段として、定期的に公共交通を利用して通勤する。 【協働でできること】 ● 市民が利用して、公共交通が黒字化するようにする。 ● つくバス・つくタクについてPRする。

分 野	主な内容
安全・安心	【具体的な課題】 ■防犯への住民の意識が低い ■安全確保が必要な通学路がある 【地域でできること】 ●定期的に、近隣をパトロールして現状を把握する。 ●災害時の援護法について、各自に周知を図る。 【社協・行政に依頼すること】 ●生活困窮世帯や生活課題を抱える世帯を支援する。 【協働*でできること】 ●駅や公園等の見回りを、警察と連携して行う。 ●防犯、防災等について、市はどのような事業を行っているか PR する。

分 野	主な内容
公共施設のあり方	【具体的な課題】 ■新たに開発された地域には、公民館がない ■いつでも立ち寄れる場所がほしい 【地域でできること】 ●各区会でもっている集落センターを活用する。（他地区の人も利用できるようにする。） 【社協・行政に依頼すること】 ●地域の居場所として、地域交流センター、空き家や空き店舗を活用する。 ●公共施設の情報をPRする。 【協働でできること】 ●清潔で利用しやすい、地域の居場所として活用する。 ●複合機能として、気軽に利用できる相談窓口をつくる。

分 野	主な内容
医療・介護	【具体的な課題】 ■近くに病院がない 【地域でできること】 ●地域でグループをつくり、健康に関する認識を深める。 【協働*でできること】 ●医療や介護に関する勉強会を行い、参加する。

分 野	主な内容
子ども・子育て	【具体的な課題】 ■親の経済的困窮の影響を受けている子どもがいる 【地域でできること】 ●親子で何かを楽しむ会を行う。 ●近隣の子どもへの声かけを行う。 【社協・行政に依頼すること】 ●数百円で温かい食事を提供する、子ども食堂*を設置する。 ●ひとり親の孤独を理解して対応する。 【協働でできること】 ●地域の子ども食堂へボランティア参加する。 ●放課後の子どもたちの居場所をつくる。

分 野	主な内容
買い物・移動支援	【具体的な課題】 ■近くに店がなく買い物に不便（買い物難民がいる） 【地域でできること】 ●宅配してくれる制度や移動販売の時間や場所を周知する。 ●地域の仕組みとして、ボランティアで買い物や病院への運転代行を実施する。 【社協・行政に依頼すること】 ●職員が定期的に、公共交通を利用して通勤する。 ※再掲 ●交通弱者に対して何らかの支援をする。 【協働でできること】 ●移動販売車を要請する。

分 野	主な内容
生活環境	【具体的な課題】 ■歩道の整備（歩道が雑草で歩けない） 【地域でできること】 ●歩道確保のために、各戸の塀の周囲を清掃する。 ●ご自分で行うことが難しい方の庭掃除やゴミ出しを支援する。 【社協・行政に依頼すること】 ●空地の管理について、地主にきちんと指導を行う。 ●挨拶を通した素敵なまちづくりをホームページ等で広める。 【協働*でできること】 ●市内一斉清掃の日には、区会でも協力する。



市民ワークショップ

市民の皆様のご意見を直接伺い、その結果を整理・集約し計画策定の資料とするために、市内の各地区において、9月2日から10月5日にかけて、福祉懇談会を実施しました。

いただいたご意見を分野ごとにまとめた結果は次のとおりとなりました。

分野	内 容
地域での支援について	●他県に住んでいた両親を子どもが呼び寄せ、日中ひとりであるようだが、実態がつかみにくい。(呼び寄せ高齢者の問題) ●男性のひとり暮らし高齢者が、見守りネットワークからぬけてしまいがちになる。 ●ゴミ捨て場が遠い。「一緒にもっていきますよ」と声はかけるものの、頼んでくれない。 ●社協のふれあい型食事サービスの配食の際、民生委員とともに見守りの支援員が配ってくれている。 ●社協のふれあい型食事サービスを民生委員が配ることは、ひとり暮らし高齢者の安否確認にもなる。 ●区会に加入していない人は、市の要支援者登録が有効ではないか。 ●見守り活動について、月に1回程度訪問をしたり、電話をかけたりしている。
地域一般の課題について	●新しく引っ越して来た人は区会に加入しない。特に、アパートの入居者は加入しない。 ●区会に加入する世帯が減っている。区会加入者でない世帯の状況を把握するすべがない。 ●日中独居高齢者でつくば市に住民登録をしていない人や、住んでいるのがマンションやアパート人はわからない人が多い。 ●ふれあいサロンや地域見守りネットワーク事業を知らない人が多い。
地域の環境について	●何か集まりたいが、会場の確保が難しい。 ●畑地が荒れており、冬季になるとその雑草火災が近年続いている。その荒れた畑地の近隣に高齢者世帯があつたりするので、とても心配である。 ●雑草地の刈り込み作業をする人がいない。(高齢のため自分ではできない)

分野	内 容
サービス・活動について	●災害時の要支援者について区会として取り組みたいので、民生委員に協力してもらえないかと言われたが、民生委員としては個人情報保護の壁があり、区会に要支援者の情報を流すことは難しいと返答した。 ●民生委員・見守り相談員で、子育てサロンを運営している。福祉支援センターの療育に行っている子もサロンに来てくれて嬉しい。つくば市に転勤で来て、子育てサロンに来ることにより、ママ同士のネットワークができ、友達づくりにも役立っている。 ●子ども食堂*も地域でやりたい。空き家を利用してできないか。子育てサロンの延長線上でできないか。 ●民生委員の訪問活動を嫌がる世帯があり、民生委員活動がうまくいかない現状である。
高齢者の地域生活について	●高齢者サロンに行きたい人がいるが、参加者がまとまっているところに、自分ひとりで入っていくのは難しいと言っている。 ●ふれあいサロンをやりたいが、高齢者の年齢幅があり実施が難しい。 ●高齢者夫婦世帯で、認知症*の妻を夫が看ている。（老老介護問題） ●近所の認知症の方への対応に苦慮している。 ●ひとり暮らし高齢者に言葉かけをしても無反応であったが、5年かかってようやく話ができるようになった。 ●地域のひとり暮らし高齢者の人を把握できていない。 ●高齢者が通院する手段として、近くに「つくバス*」のバス停がない。 ●高齢者は、近くにお店がないので、買い物に行けない。お店が近くても、大きな道路を渡らないと行けない。買い物難民がいる。 ●シルバークラブ*運営の書類作成が面倒なこともあり、リーダーをやってくれる人がおらず、クラブが減少している。

5 団体ヒアリングの実施

市内の福祉に携わる団体（30 団体）に対して、「団体の活動について」、「活動上での課題、活動から見える福祉課題」、「社会福祉協議会へのご意見・ご要望について」等の質問を記載したヒアリングシートにより予め団体から回答をいただき、その後社協職員が出向いて、個別及びグループによる聞き取り調査を行いました。

No.	団 体 名
1	つくば市区会連合会
2	つくば市民生委員児童委員*連絡協議会
3	つくば市シルバークラブ*連合会
4	つくば市ボランティア連絡協議会
5	つくば青年会議所
6	つくば市医師会
7	茨城県つくば市歯科医師会
8	つくば市学校長会
9	つくば市市民活動センター*
10	つくば市福祉団体等連絡協議会
11	つくば市更生保護女性会
12	つくば市特別養護老人ホーム*連絡会
13	つくば市地域密着型サービス事業所連絡会
14	つくば市障害福祉サービス事業所連絡会
15	つくば市子育て支援ネットワークかるがも・ねっと
16	つくば市在宅介護支援センター*（10 か所）
17	ふれあいサロン「新地下花の会」（大穂地区）
18	サロン暖々（豊里地区）※ふれあいサロン
19	ふれあいサロン観音台（谷田部地区）
20	たのし家ふれあいサロン（桜地区）
21	平沢明朗会（筑波地区）※ふれあいサロン
22	サロン・ド・チェリー（荳崎地区）※ふれあいサロン
23	つくば市地域活動連絡協議会（母親クラブ）
24	茨城県地域リハビリテーション専門職協会つくば支部
25	成年後見センター リーガルサポート茨城支部
26	つくば市青少年相談員連絡協議会
27	つくば市居宅介護支援事業所連絡会
28	つくば市食生活改善推進委員協議会
29	JA つくば市谷田部女性部
30	いばらき県南若者サポートステーション

（順不同、敬称略）

ヒアリング調査結果から、（１）団体の活動上の問題 （２）連携上の課題 （３）地域の課題 （４）つくば市社会福祉協議会へのご意見について、次のとおりまとめられました。

（１）団体の活動上で悩んでいること、問題点や課題など

- メンバーの高齢化、新規加入者の減少、若手や男性の参加者が少ないこと、メンバーの固定化など（ボランティア団体、地域活動団体から）
- 個人情報の取り扱い、マンションなどのセキュリティの問題により訪問しにくい（地域活動団体）
- 社会福祉法人制度改革への対応（サービス提供事業者）
- 団体の認知度が低いこと（専門職団体、地域活動団体、ボランティア団体から）

＜主な個別のご意見＞

- ・ 参加しない人は、声をかけてもなかなか参加していただけない。（ボランティア団体）
- ・ 精神障害者への対応が難しい。（地域活動団体）
- ・ 組織として、災害時などの活動に向けたマニュアルづくり等に取り組んでいきたい。（地域活動団体）
- ・ 現在は HP や区会回覧、広報誌などで組織の周知を行っている。（地域活動団体）
- ・ 専有事務所、専従事務職員などのインフラ整備、活動する人材及び資金、専門職の市民の認知などが課題。（専門職団体）

（２）連携上の課題など

- 守秘義務や地域特性の差（複数の地域活動団体、サービス提供事業者）
- 介護保険*サービス事業者との連携についての、組織内の温度差（専門職団体）
- （今後の課題として）在宅医療のための行政や社協、介護サービス事業所との連携（専門職団体）

（３）地域の課題など

- 高齢者が増えていることで見守りが難しくなっている（地域活動団体）
- 公共交通の不便さ（在宅介護支援センター*）
- 子どもの居場所についての地域差（複数の地域活動団体）
- 家庭や地域の「教育力」の低下（専門職団体、地域活動団体）

＜主な個別のご意見＞

- ・古くからの地域では地元のつながりが難しい。（ボランティア団体）
- ・ボランティア等に対する市民の意識の差を感じる。（サービス提供事業者）
- ・住民同士の交流の場がなくなりつつある。（地域活動団体）
- ・独居の方で、地域でうまく関わりをもてず、ひとりになっている。
（在宅介護支援センター*）
- ・あいさつのない集合住宅では、災害時に不安を覚える。（地域活動団体）
- ・広報紙などを見ていない人がいる。（ボランティア団体）
- ・介護分野と比較して、障害福祉サービス全般の社会資源*が少ない。（サービス提供事業者）

（４）つくば市社会福祉協議会へのご意見やご要望、ご提案など

- 社協の活動が伝わっていない（地域活動団体、専門職団体など）
- 福祉サービス利用援助（日常生活自立支援*事業*）の理解促進と普及啓発
（サービス提供事業者、専門職団体）

＜主な個別のご意見＞

- ・助成金や会場などを提供していただき、感謝しています。（ボランティア団体）
- ・障害福祉サービス事業所連絡会の事務的機能を担っていただき、ありがとうございます。
（サービス提供事業者）
- ・もっとお互いを知ることができる環境や交流があると良い。（地域活動団体）
- ・社協が実施する事業にリハビリ専門職の参画を検討してほしい。（専門職団体）
- ・社協が実施する「ふれあい型食事サービス」の調理ボランティア向けに、講師としての協力が可能です。（地域活動団体）
- ・今後、ボランティアの方の力が地域で支える仕組みを作るのには不可欠であり、当会も協力できればと思います。（専門職団体）

6 パブリック・コメントの実施

計画策定にあたり、計画案を市民の皆様に公開しご意見を伺うパブリック・コメント*を、実施しました。実施の期間及び結果の概要は次のとおりです。

- ＜実施期間＞ 平成 29 年 3 月 6 日（月）～平成 29 年 3 月 15 日（水）
＜意見提出者＞ 2 名
＜提出意見＞ 3 件

7 職員ワーキング（事業評価）の実施

社会福祉協議会職員によるワーキングの中で、第 2 次つくば市地域福祉活動計画の事業担当者が次の評価基準に従って行った事業の総合評価（事業調書）について、評価と検討を実施しました。

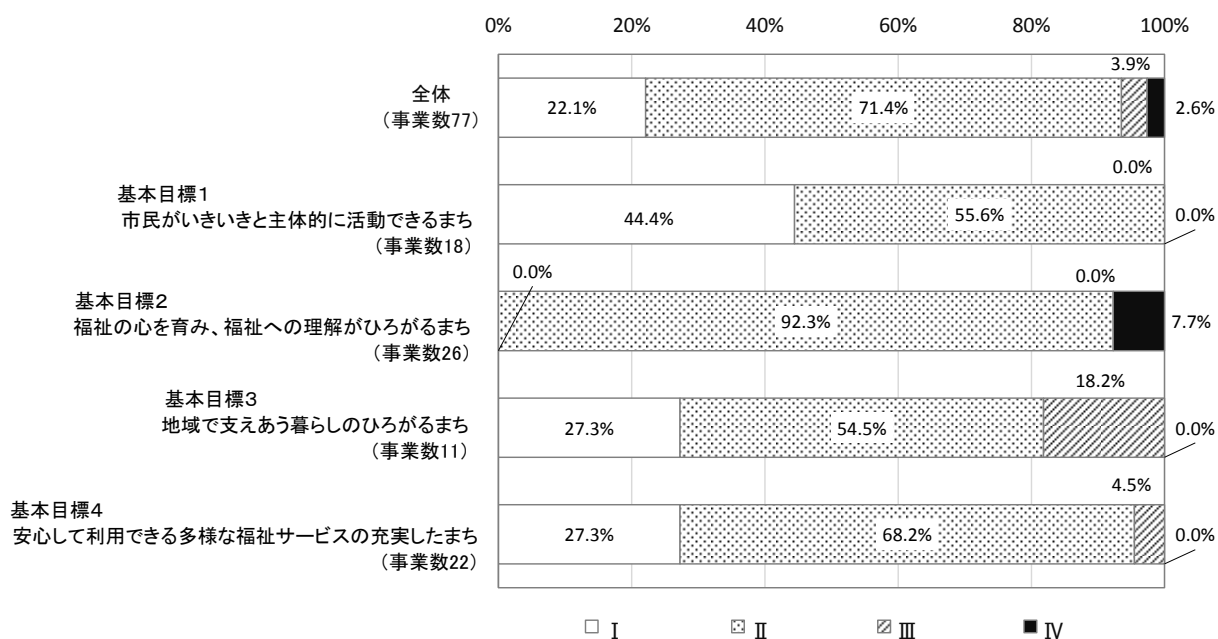
＜評価基準＞

- | | |
|----------------|--------------|
| I：成果は上がっている | Ⅲ：成果は上がっていない |
| Ⅱ：一定の成果は上がっている | Ⅳ：未実施 |

評価した内容を、基本目標ごとにまとめた結果は、次のとおりとなりました。

全体で 77 の事業のうち、「成果が上がっている」が 17 事業（22.1%）、「一定の成果が上がっている」が 55 事業（71.4%）、「成果が上がっていない」と「未実施」がそれぞれ 3 事業と 2 事業です。基本目標別にみると、「成果が上がっている」割合は、基本目標 1 が 8 事業（44.4%）で最も多く、基本目標 3 が 3 事業、基本目標 4 が 6 事業でともに 27.3%、基本目標 2 では成果の上がっていると評価された事業はありませんでした。

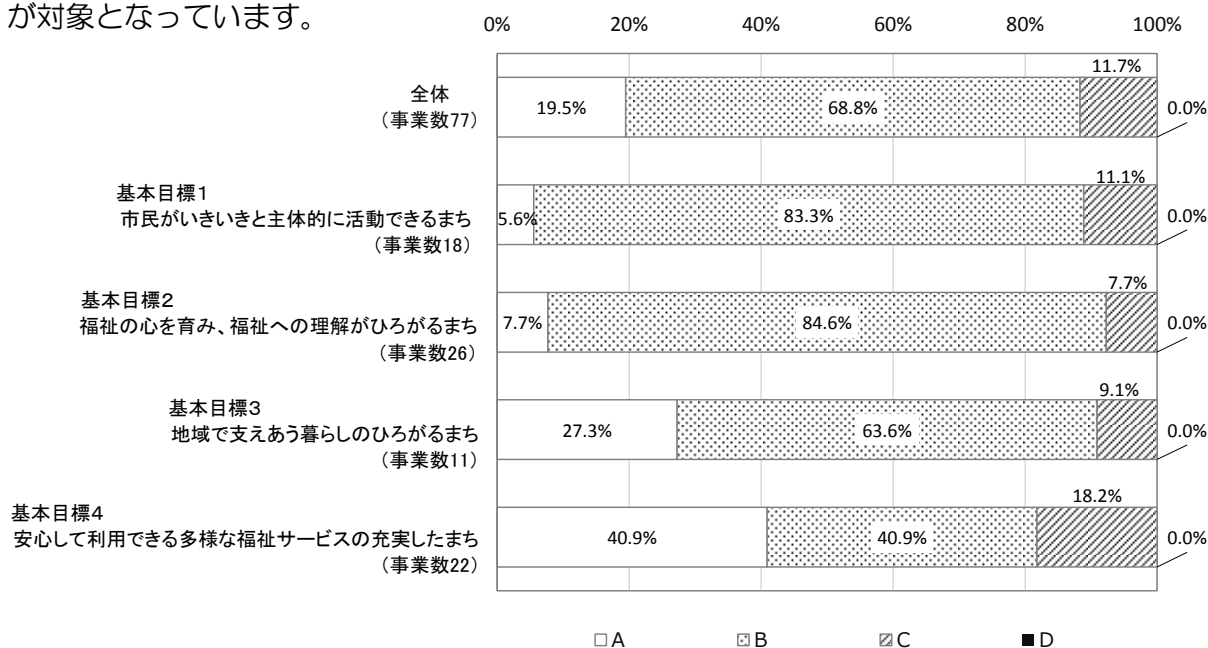
一方、「成果は上がっていない」と評価された事業の割合が高いのは基本目標 3 で、2 事業が該当しています。



また、各事業の今後の方向性について、次の基準により判断しました。

＜方向性基準＞	
A：拡充	C：縮小・廃止
B：現状維持	D：統合

全体で見ると77事業のうち68事業（88.3%）が「拡充」または「現状維持」で、「縮小・廃止」となる事業は9事業（11.7%）でした。基本目標別に見ると、基本目標3と4に「拡充」する事業が多く、それぞれ3事業（27.3%）、9事業（40.9%）がその対象となっています。基本目標1と2では、「現状維持」の事業が多く、それぞれ15事業（83.3%）、22事業（84.6%）となっています。「縮小・廃止」は基本目標4に多く、4事業（18.2%）が対象となっています。



地域福祉活動計画（第2次）事業と評価・方向性一覧

＜評価基準＞ I：成果は上がっている II：一定の成果は上がっている III：成果は上がっていない IV：未実施
 ＜方向性基準＞ A：拡充 B：現状維持 C：縮小・廃止 D：統合

基本目標	具体的な目標	事業	評価	方向性
1 市民がいきいきと主体的に活動できるまち	(1) 子どもの笑顔があふれ、楽しい子育てができるまち	障害児夏休みふれあいサロン	II	B
		母子父子家庭交流事業の開催	II	C
		とよさと子どもまつりの開催	I	B
		おもちゃライブラリーの開催	II	B
	(2) 多様な障害者が自らの意思で自立し、自分らしく生活できるまち	みんなでDO!スポーツ	II	B
		障害者ふれあい交流会	II	C
		チャレンジアートフェスティバルinつくば	I	B
		おひさまサンサン生き生きまつり	I	B
	(3) 高齢者が自分らしくいきいきと暮らすまち	障害者団体への支援・協力	II	B
		高齢者いきいきサロン	I	B
		ねんりんスポーツ大会つくば市大会	I	B
		おひさまサンサン生き生きまつり	I	B
		シルバークラブ大会	II	B
		老人福祉センターとよさとの管理運営	II	B
		介護支援ボランティア制度	II	A
		シルバークラブの育成・支援	I	B
		つくば市シルバークラブ連合会の事務局	II	B
		各地区シルバークラブ運営委員会の運営・支援	I	B
2 福祉の心を育み、福祉への理解がひろがるまち	(1) 子どもの思いやり・ささえあいの心が育まれるまち	福祉移動教室の開催	II	B
		福祉教育機材の整備・貸出し	II	B
		小学生向けボランティア体験講座の開催	II	B
		青少年向けボランティア体験講座の開催	II	B
	(2) 福祉への情報や理解がいきわたるまち	まつりつくば「ふれあい広場」の運営	II	B
		社協会長顕彰式の開催	II	B
		絆フォーラムの開催	II	B
		広報紙等の音訳・点訳事業	II	B
		地域福祉出前講座の開催	II	A
		社協通信つくばの発行	II	B
		支部だよりの発行	IV	C
		情報媒体を活用した広報活動（ホームページ）	II	A
	(3) ボランティア活動・市民活動が活発なまち	ボランティア情報紙の発行	II	B
		ボランティアサークル冊子の発行	IV	B
		ITを活用したボランティア情報発信	II	B
		ボランティア相談への対応	II	B
		ボランティア入門講座の開催	II	B
		手話・点字・音訳・要約筆記講座の開催	II	B
		食事サービスボランティア研修会	II	B
		ふれあいサロンボランティア研修会	II	B
		ボランティアセンターの管理・運営	II	B
		ボランティア活動保険掛金の助成	II	C

基本目標	具体的な目標	事業	評価	方向性
2 福祉の心を育み、福祉への理解がひろがるまち	(3) ボランティア活動・市民活動が活発なまち	ボランティアサークルへの活動費の助成	Ⅱ	B
		ボランティア機材の整備と貸し出し	Ⅱ	B
		ボランティア連絡協議会への育成・支援	Ⅱ	B
		ボランティアフェスティバルの開催	Ⅱ	B
3 地域で支えあう暮らしのひろがるまち	(1) ご近所ネットワークがひろがるまち	支部合同会議の開催	Ⅲ	C
		地域福祉活動推進委員研修会の開催	Ⅲ	B
		地域見守りネットワーク事業	Ⅱ	A
		地域見守りネットワーク事業（絆づくり支援事業）	I	A
		ふれあいサロンの育成・支援	I	A
	(2) 市民の力を活かした福祉サービスが充実しているまち	ふれあい型食事サービス事業	Ⅱ	B
		つくばさわやかサービス	Ⅱ	B
		つくば子育てサポートサービス	Ⅱ	B
	(3) 多様な機関やサービスが手を結び、地域ケアが整うまち	居宅介護支援事業所連絡会への支援・協力	I	B
		障害福祉サービス事業所連絡会への支援・協力	Ⅱ	B
	(4) 災害に備えて市民が支えあうまち	災害ボランティアセンターの設置運営訓練	Ⅱ	B
4 安心して利用できる多様な福祉サービスの充実したまち	(1) 安心できる相談先があるまち	身近な福祉相談窓口の体制整備（支所における相談体制）	Ⅱ	A
		法律等専門相談	Ⅱ	B
		子育て相談窓口の開設（子育て・子どもの悩み相談）	Ⅱ	B
		地域包括支援センター事業	I	A
		地域ケアシステム推進事業	Ⅱ	A
	(2) 利用者本位で質の高いサービスが受けられるまち	障害者ホームヘルプサービス事業	Ⅱ	C
		障害者相談支援事業	I	A
		指定特定相談支援事業	I	A
		居宅介護支援事業	I	B
		訪問介護事業	Ⅱ	C
		運動器の機能向上事業	Ⅱ	C
		介護者交流事業	Ⅲ	C
	(3) 経済的に困った方が、福祉的な支援を受け、生活を立て直せるまち	小口資金貸付事業	I	B
		茨城県生活福祉資金貸付事業	Ⅱ	B
		生活困窮援助物資支給事業	Ⅱ	B
		生活困窮世帯子ども支援事業	Ⅱ	A
		共同募金運動の展開	Ⅱ	A
		歳末たすけあい募金活動の推進・配分（公募助成事業）	Ⅱ	A
		歳末たすけあい募金活動の推進・配分（見舞金配分事業）	Ⅱ	B
		児童養護施設等・里親家庭児童入学祝金支給事業	I	B
		日常生活自立支援事業の実施	Ⅱ	B
		成年後見制度の普及啓発	Ⅱ	A

《竜巻災害支援活動の経験》

平成 24 年 5 月 6 日（日）の午後 12 時 40 分ごろに竜巻が発生し、つくば市の北部を襲いました。

吉沼地区から北条地区までの約 7.5 km を横断し、死者 1 名、建物の倒壊は 1,000 棟を超える甚大な被害をもたらしました。

発災後、つくば市社会福祉協議会では、被災地域要支援者等への安否確認や支援ニーズの把握、災害ボランティアセンター（以下、災害ボラセン）を設置して、市内外からの支援ボランティアの受け入れ、また、被災された方々の生活支援として、被災地区内にふれあいサロンを立ち上げるなどの取り組みを行いました。



●災害ボラセンの活動状況

- | | | |
|-------|---|--|
| ①活動者数 | 〔個人〕 1,276 名 | 〔団体〕 111 団体・2,334 名 |
| ②活動件数 | 369 件 | |
| ③活動内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 家屋清掃及び補修 ・ 倒木処理 ・ サロン活動支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 家財道具の運搬 ・ 炊き出し支援 ・ ガレキ等の撤去 ・ 道路清掃 |



④関係団体からの支援

- ・ 茨城県社協及び県内市町村社協からの人的支援
- ・ 茨城県社協からのボランティア保険掛金助成や茨城県共同募金会からの支援金助成
- ・ 災害支援プロジェクト会議（支援 P）からのアドバイザー派遣
- ・ 災害支援 NPO*や他社協からの資機材の提供
- ・ 独立行政法人防災科学技術研究所からの災害対応システムの提供

●生活支援の取り組み（サロン活動）



被災された方々の交流の場、また、福祉や健康相談などの身近な相談窓口として、被災地区に「北条ふれあいサロン」を立ち上げました。立ち寄ってお茶を飲みながら話してもらったり、社協職員と市の保健師が2人一組で被災宅を訪問して話を聞くことで心のケアに取り組みました。延べ 396 名の方が利用しました。

《関東・東北豪雨災害支援活動の経験》

平成 27 年 9 月に関東・東北地方を台風 18 号が襲い、つくば市では、河川の氾濫や山間部の土砂災害の危険による避難勧告等が発令されましたが、幸いにも建物浸水や土砂崩れなどの被害はありませんでした。



しかし、隣接する常総市では、鬼怒川堤防の決壊による浸水により、家屋や農作物へ甚大な被害をもたらし、一時、つくば市の避難所へも 2,000 名を超える方々が避難していました。本会では、9 月 11 日（金）につくば市災害ボランティアセンターを開設し、常総市の水害への支援活動（避難所支援及び現地支援）に取り組みました。

●災害ボラセンの活動状況

①つくば市内の避難所への支援

9 月 11 日～18 日の計 8 日間、豊里交流センターを中心に延べ 52 名のボランティアを派遣し、食事の配膳や物資搬入、トイレ清掃、生活情報の案内などの活動を行いました。

②常総市へのボランティアバスの運行

9 月 19 日～23 日と 26 日・27 日の計 7 日間、マイクロバスで現地に入り支援活動を行いました。延べ 216 名のボランティアと 28 名の職員が参加し、家屋や敷地内の清掃、畳や家財の運搬、床下の泥だし、廃棄物の撤去などの作業を行いました。



③職員を被災地へ派遣

本会は、2 度の災禍による災害ボランティアセンター運営の経験もあり、9 月 13 日には常総市災害ボランティアセンターを訪問し、立ち上げ準備の段階から現地に入りました。以後、32 日間、延べ 90 名の職員を派遣し、ボランティアの受付や支援活動の調整、資機材の管理など常総市災害ボランティアセンターの運営支援に携わりました。

2つの災害支援活動からの学びとつくば市社協の取り組み

【1】 地域の中で支えあう意識づくり、関係づくりを進めています。

災害を通じて、日頃から、その地域に住む方々の関係づくりが大切であることを再認識しました。災害では、そこに住む多くの方々が被災する場合があります。その時、まず大きな力を発揮するのは、地域における互助*です。

地域住民同士が日頃から繋がりを持ち、いざという時に支援しあえる関係づくりは必要であり、地域の中で「互いに支える意識」、「互いを気にかける意識」というものが感じられる地域づくりのため、本会では、平成 25 年度から『地域見守りネットワーク事業』を進めています。

【2】 「災害への備え」の意識をもつため、職員研修を行っています。

災害が起こった時、適切かつ円滑な対応がどれだけできるかが重要です。災害や規模によってその対応は異なりますが、外部からの支援情報を収集し、また、日頃から災害ボランティアセンターの運営に関しシミュレーションすることが、発災時のより円滑なセンター運営につながります。本会では、毎年、職員研修として災害ボランティアセンター運営等の研修を実施し、災害への備えをしています。

多くの市民の皆さんからいただいたご意見や統計情報などから、つくば市の地域福祉に関する現状と課題が、次のとおりまとめられました。

(1) 地域の活動に関して

- **地域のつながりが希薄化しています。**

アンケートやワークショップ*で、地域のつながりの希薄化が進んでいることが明らかとなりました。また、ワークショップで、地域活動をリードする人の不足や、地域活動を行うメンバーの固定化が指摘されました。

- **区会加入率が低いです。**

福祉懇談会で、転入者の区会加入率の低さを指摘する意見がありました。

- **期待の高い社協活動は、「見守り活動」「総合相談」「在宅福祉サービス」です。**

アンケート調査での、社協に期待する活動として、「住民による見守りや支えあい活動への支援」、「気軽に相談できる福祉総合相談の充実」、「在宅生活における福祉サービスの充実」などが多く上げられました。また、9割以上の人々が、社協による地域見守りネットワーク事業が必要と回答しています。

(2) 高齢者に関して

- **地区別の高齢化率*に大きな差があります。**

市の統計では、市の高齢化率は平成 27 年時点でも 19.3%ですが、地区別に見ると平成 28 年 10 月時点で、最少は 10.3%（谷田部東地区）から最高は 35.0%（荃崎地区）まで差があります。

- **高齢者の介護や認知症*が地域で多く聞く心配事です。**

アンケートでは、地域で聞く心配事として「高齢者の介護」の問題や「認知症」の問題が多く挙げられています。

- **高齢者の把握が地域の課題となっています。**

ワークショップや福祉懇談会において、地域の高齢者の把握ができていないとの意見がありました。

(3) 障害者に関して

- 障害者数が徐々に増えています。

市の統計によると、身体、知的、精神、それぞれの障害者数は、平成 21 年から平成 27 年まで、徐々に増えていますが、特に精神障害者数と知的障害者数の増加が、比較的大きくなっています。

- 社会資源*の少なさが指摘されています。

団体ヒアリングで、障害福祉サービス関係の社会資源の少なさが指摘されました。

(4) 子ども・子育てに関して

- 生活困窮の問題が大きくなっています。

ワークショップ*で、生活困窮の影響を受けている子どもがいるとの指摘がありました。市の統計でも母子世帯数の増加が著しく、平成 27 年には全世帯の 1%が母子世帯となっています。

また、平成 24 年以降、生活保護*の被保護人員数は上昇傾向が続いています。

- 子どもの居場所や家庭の教育力に課題が指摘されています。

団体ヒアリングでは、子どもの居場所が少なくなっていることや家庭の教育力の低下などの指摘がありました。

(5) 防犯・防災に関して

- 防犯意識の低さが指摘されています。

ワークショップで、市民の防犯への意識の低さが指摘されました。

- 個人情報の開示についての市民の意向が明らかになりました。

アンケートでは、災害時の支援や日常の見守りのためでも個人情報を公開したくない人は、それぞれ 1.0%と 3.1%に過ぎないことが明らかとなりました。

(6) 情報発信に関して

- 情報発信に改善が必要です。

団体ヒアリングにおいて、「社協の活動が伝わっていない」との指摘がありました。

(7) その他

- 福祉関係団体が運営上の課題を抱えています。

福祉関係団体から、団体への新規参加者の減少やメンバーの高齢化についての悩みが寄せられました。

第4章 計画の基本的考え方

1 基本理念と将来像

第3次つくば市地域福祉活動計画では、第2次計画が掲げた理念と将来像を継承し、計画の推進を図ります。

(1) 計画の基本理念

地域の力を高めて 「わたらしい暮らし」 が続けられる 福祉のまち

わたらしい暮らしを続けたい。それはみんなの願い。

歳をとっても、からだが不自由になっても、どんな問題をかかえていても・・・

誰もが、ひとりの人間として豊かに生きる権利が保障され

一人ひとりの生き方や価値観が尊重される

そんなまちをつくりあげていきたい。

毎日の暮らしのなかで生まれる、さまざまな課題や困りごと

誰にも、自分だけでは解決できないときがある。

そんなとき、そこで暮らす人々が、ともに悩み、

一緒に考え、支えあえる関係の地域社会であってほしい・・・

そのためにわたしたちは、ともに暮らす一人ひとりの人を尊重し

誰もが「わたらしい暮らし」が続けられる地域をめざして

みんなで力を合わせ、福祉のまちづくりをすすめていきます。

(2) 計画がめざす将来像

つくばらしい 安全で安心な福祉のまちづくりの実現

これからの地域づくりに向けて、「多様性と受容性、そして創造性」こそが、つくばらしいと言えるのではないのでしょうか。また、自分たちの暮らす地域の中で潜在化する福祉課題への気づきを促しながら、孤立しがちな人を地域で見守り、支えていこうとする取り組みから、安全で安心なまちづくりの実現に向けた取り組みを広げていきます。

基本理念

地域の力を高めて「わたらしい暮らし」が続けられる福祉のまち

<将来像> つくばらしい 安全で安心な福祉のまちづくりの実現

基本目標1 身近な福祉課題に気づく力を高める

- (1) 地域における見守り活動の推進と充実
- (2) 身近な住民同士や世代を超えた交流の推進や居場所づくり
- (3) 気づいた課題を受け止める身近な相談体制の整備

基本目標2 市民一人ひとりの活動への参加を促進する

- (1) ボランティア活動の推進
- (2) 団体活動の活性化と人材の育成
- (3) 活動に参加しやすい仕組みづくり

基本目標3 市民の生活を支える仕組みを整備する

- (1) さまざまな生活課題に対応する事業の推進
- (2) 生活を支える活動の支援

基本目標4 安心して暮らせる体制をつくる

- (1) 福祉に関する情報のわかりやすい提供
- (2) 住民のニーズに応じた専門的な相談体制の充実やネットワークの推進
- (3) 災害時に備えた体制づくりの推進

基本目標5 地域の特性を踏まえた事業展開を行う

■大穂地区

■豊里地区

■谷田部東地区

■谷田部西地区

■桜地区

■筑波地区

■荃崎地区

各論

基本目標 1 身近な福祉課題に気づく力を高める

1 取り組みの概要

急速な高齢化や核家族化の進行などにより、地域におけるつながりの減少や家族関係の希薄化が進み、地域での支えあい機能は低下しつつあり、生活上で抱える不安や支援ニーズが見えにくくなっています。

そのような状況のなか、既存の制度やサービスだけではなく、住民同士の多様な関わりや共助*の意識を高めることで、身近な地域だから気づく、そこに生活しているからこそできる行動が、より柔軟で強い福祉力につながり、安心して生活できる地域づくりにつながります。このことは、これまでの災禍において、身近な住民相互の支えあい、助けあいが、発災直後の地域での大きな力になったことで実証されています。

地域福祉の推進は、課題解決のために、暮らしている地域の現状を知り、地域全体で多様な福祉課題について学び、困っている人の声を聞き逃さず、事故等を未然に防ぐために地域としていち早く対応できるよう、住民一人ひとりの気づく力を高めていくことが重要であり、第1の基本目標とします。

2 施策の方向性

（1）地域における見守り活動の推進と充実

見守りは、住民同士で支えあう「互助*」の取り組みでもあります。住民同士がさりげなく気遣いあい、困ったときに遠慮なく助けを頼めるような地域社会づくりが求められています。そのためには、地域の誰もが見守りに関わる意識をもつことが大切です。

事業開始から3年が経過した「地域見守りネットワーク事業」は、地域での理解も徐々に進み、アンケート調査においても、本事業について9割以上の方が、「とても」または「ある程度」必要だと思うと回答しています。今後も、高齢者に限らず、障害者や生活困窮者*、子どもなど、地域で支援を必要とする人を対象に、地域住民が普段の生活の中で見守り、助けあう活動を推進していきます。

さらに、民生委員、地域包括支援センター*等行政を含めた、地域全体で見守り、支えあう仕組みや体制づくりを進めていきます。

（２）身近な住民同士や世代を超えた交流の推進や居場所づくり

市民ワークショップ*や福祉懇談会において、「地域の高齢者やひとり暮らし世帯の実態がつかめない」、「孤立している高齢者がいる」などの指摘がありました。また、アンケート調査では、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるために必要と思うこと」として、９割近くの人が「声かけやあいさつ」と回答しています。

小さな変化や異変、困りごとを身近で感じ気づくきっかけとして、身近な地域での「ふれあいサロン」などによる交流の機会づくりや居場所づくりを積極的に広げていきます。また、多くの参加や協力が得られるよう、さまざまな年齢層や活動主体との関わりを推進します。

（３）気づいた課題を受け止める身近な相談体制の整備

現在、日常生活圏域（７圏域）ごとに、本会職員を地域活動コーディネーター*として、社協本部や社協各支所に配置しています。

本会のホームページや「社協通信つくば」などの広報媒体をとおして、地域課題の現状を広く周知・啓発し、社協がそれぞれの気づきを受け止めるための相談窓口であることが、広く市民に浸透することをめざします。

また、本会は、現在でもさまざまな制度による相談支援を実施していますが、それらが分野や制度を横断した仕組みとして連携することで、いわゆる縦割りの弊害を防ぎ、制度の狭間にある課題の発見や解決に向けた取り組みを推進します。



ふれあいサロン



食事サービス

基本目標 2 市民一人ひとりの活動への参加を促進する

1 取り組みの概要

地域福祉の推進にあたっては、市民一人ひとりが自分に合った形で地域活動やボランティア活動*に関わることが重要です。そのためには、地域の人や団体に福祉についての関心と理解を深めていただくための講座やイベントの開催、子どもたちへの福祉教育*の推進、また福祉に関するボランティア活動の一層の活性化に向けた支援や人材の育成、さらに福祉活動への参加がしやすくなる仕組みづくりを行います。

2 施策の方向性

（１）ボランティア活動の推進

市民の地域活動参加へのきっかけづくりに向けて、社協ではボランティア活動の拠点としてボランティアセンターを運営しています。

地域福祉計画（行政計画）でのアンケート調査では、地域活動やボランティア活動について、参加していない理由として、情報不足を挙げている割合が高くなっています。

ボランティア活動に参加してみたいと考える人が、その情報を得ることができるよう、「社協通信つくば」や社協やボランティアセンターのホームページにおいて、福祉に関する情報を掲載するとともに、ボランティアセンターの周知や、誰もが入手しやすい形で地域活動やボランティア活動の情報の提供に努めていきます。

（２）団体活動の活性化と人材の育成

これまで区会や自治会、シルバークラブ*などの地域団体が、地域のさまざまなコミュニティ*活動において重要な役割を担ってきましたが、加入者の減少や高齢化などにより、団体の維持が難しくなっています。団体ヒアリングでも、メンバーの高齢化、新規メンバーの獲得、リーダーの育成など、活動を継続する上で多くの課題が出されています。一方で、認知症*サポーター*などさまざまな資格や経験等をもつ人を、地域の中で活かすことが求められています。

地域活動やボランティア活動を担う人材の発掘・育成と、地域活動団体やボランティア活動等がそれぞれの強みを活かしながら、地域福祉の充実に取り組めるよう支援していきます。

（３）活動に参加しやすい仕組みづくり

アンケート調査では、地域活動やボランティア活動*に参加してみたいと考える人は多くいますが、実際に活動するためには、情報の入手やきっかけづくりが重要です。

地域活動やボランティア活動の情報提供する側の組織づくりや関係団体への支援、地域活動やボランティア、シルバークラブ*などの活動実践例を紹介し興味をもってもらうなど、気軽に参加できる機会の提供や各種講座を開催していきます。



ふれあいサロンボランティア研修会



子どもボランティア体験



ボランティアフェスタ



食事サービスボランティア研修会

基本目標 3 市民の生活を支える仕組みを整備する

1 取り組みの概要

少子高齢化や核家族化、価値観の多様化の進行とともに、地域における生活課題や福祉に対する住民ニーズは、多様化するとともに深刻化しており、これまでのような均一的なサービス提供だけでは、対応することが難しくなっています。

福祉懇談会やワークショップ*でも、住民の抱える多様な課題とそれらへの対応の必要性に関する意見が挙げられています。

また、近年は、生活困窮者*の増加が顕著となっており、生活困窮者に対し生活保護*に至らないよう早期に支援を行うため、平成 27 年度から生活困窮者自立支援*制度が実施されています。

2 施策の方向性

(1) さまざまな生活課題に対応する事業の推進

地域で安心して日常生活を送るためには、福祉・保健・医療をはじめ、多様な生活分野のサービスや支援が必要です。本市においても、計画策定のプロセスにおいて、地域のつながりの希薄化、高齢者の孤立化や認知症*高齢者の増加、公共交通など移動手段の確保、障害のある人の地域での自立支援や子育て家庭への支援など、日常生活におけるさまざまな課題が挙げられています。

これら多くの課題解決に向けて、高齢者や障害者、子育て中の人など、支援を必要とする人たちが利用しやすいサービスを提供し、切れ目なく支える仕組みづくりが必要となっています。

（２）生活を支える活動の支援

本市においても、近年、生活保護*世帯数、保護人員、保護率ともに増加傾向となっています。生活困窮者*に対する支援に向けた取り組みが進められていますが、複数の問題が絡み合った状況にあることが少なくありません。福祉懇談会やワークショップ*でも、生活困窮世帯に属する児童の問題（子どもの貧困）も増加しているとの意見もあり、世代を超えた貧困の連鎖が起こることのないよう、子どもの学習支援など新たな事業への取り組みも進めていきます。



また、生活に困った人が身近にいたら、市や社協などの関係機関に適切につなぐことができるよう制度等の周知にも努め、市の関係部署、関係機関との連携強化を図り、適切な相談体制づくりを目指していきます。



基本目標 4 安心して暮らせる体制をつくる

1 取り組みの概要

地域には、困りごとを抱えていても、誰に相談したら良いか、どのような支援があるのかわからない人がいます。福祉懇談会やアンケート調査でも、必要な福祉サービスの情報を入手したり、内容を理解することが難しいとの指摘があります。

今後は、関係者間の情報共有と連携を強化し、福祉情報が必要な人に伝わるようにするとともに、気軽に相談しやすい体制づくりを通じて、困っている人が相談や支援に確実につながるための仕組みを充実していきます。また、認知症*や障害等で判断力が十分でない人の福祉サービスの利用援助など関係機関と連携し、権利擁護*に関する適切な支援を行ってまいります。

さらに、災害に備えた体制づくりとして、災害に負けない地域を目指して、平時の住民同士の交流活動や支えあい活動を改めて推進します。

2 施策の方向性

（１）福祉に関する情報のわかりやすい提供

福祉ニーズの多様化により、市民の求める福祉情報も多様化しています。アンケート調査では、今後充実してほしい本会が行う活動・支援として、「福祉サービスに関する情報発信の充実」が上位に入っています。地域の中で誰もが、必要な福祉サービスなどを安心して利用できるよう、情報提供の充実を図っていきます。

（２）住民のニーズに応じた専門的な相談体制の充実やネットワークの推進

市民が抱える悩みや問題に対して、早期に対応し解決するためには、専門的な相談体制の充実とともに、気軽に相談できる窓口の充実が欠かせません。アンケート調査では、近所で聞いたことのある地域の方々の心配事として、「高齢者の介護」、次いで「認知症の疑い」と回答した人の割合が高くなっています。本会は、介護や認知症、障害、引きこもり、生活困窮など、専門知識が必要となるさまざまな相談に適切に対応できるよう、職員等の技能向上を図り、市の関係部署、関係機関等と連携し、さまざまな相談に対応できる体制づくりを進めていきます。

（３）災害時に備えた体制づくりの推進

平成 23 年に発生した東日本大震災を踏まえ、平成 25 年 6 月には災害対策基本法の一部が改正され、高齢者、障害のある人、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿「避難行動要支援者名簿の作成」を義務付けること等が規定されるなど、災害時に支援が必要な人を地域で見守り、支える仕組みづくりが推進されています。一方、福祉懇談会やアンケート調査では、緊急時に支援が必要な人を把握することが難しいとの意見が挙げられています。

今後は、災害時などに備え、平時から住民同士が助けあえるような関係性ができるよう、各種事業を推進するとともに、災害発生時のボランティア活動*を効率良く推進するために、災害ボランティアセンターの機能強化を図っていきます。

《災害ボランティアセンターの設置及び運営》

つくば市地域防災計画との連携のもと、市内において地震、台風による水害等の大規模災害が発生した際に、市民ボランティア及び市外から訪れるボランティアの受け入れ、ボランティア活動の需給調整、関係機関との連絡調整、ボランティア活動に関する情報収集と提供などについて迅速な対応を行うため、運営マニュアルに沿って災害ボランティアセンターを設置し、活動にあたります。



《 目 次 》

- 1 災害ボランティアセンターの設置について・・・〔P 1〕
 - (1) 設置判断
 - (2) センタースタッフの確保
 - (3) 情報提供手段の確保
 - (4) 設置場所の選定
- 2 ボランティアの募集について・・・〔P 3〕
 - (1) ボランティア募集の手順
 - (2) 募集の留意事項
- 3 情報の管理について・・・〔P 4〕
- 4 センター設備及び備品・資材について・・・〔P 4〕
 - (1) 電話回線の確保
 - (2) 備品・資材の確保及び管理（備品・資材の例－P5）
- 5 センターの組織について・・・〔P 6〕
- 6 各班の活動の手順について・・・〔P 7〕
 - ・総務班
 - ・ボランティア受付班
 - ・ニーズ班
 - ・マッチング班
 - ・車両班
 - ・資材班
- 7 災害ボランティアセンターの閉鎖について・・・〔P 16〕
 - (1) 閉鎖の判断
 - (2) 閉鎖の決定
 - (3) 閉鎖に伴う業務
 - (4) 生活支援に向けた活動



基本目標 5 地域の特性を踏まえた事業展開を行う

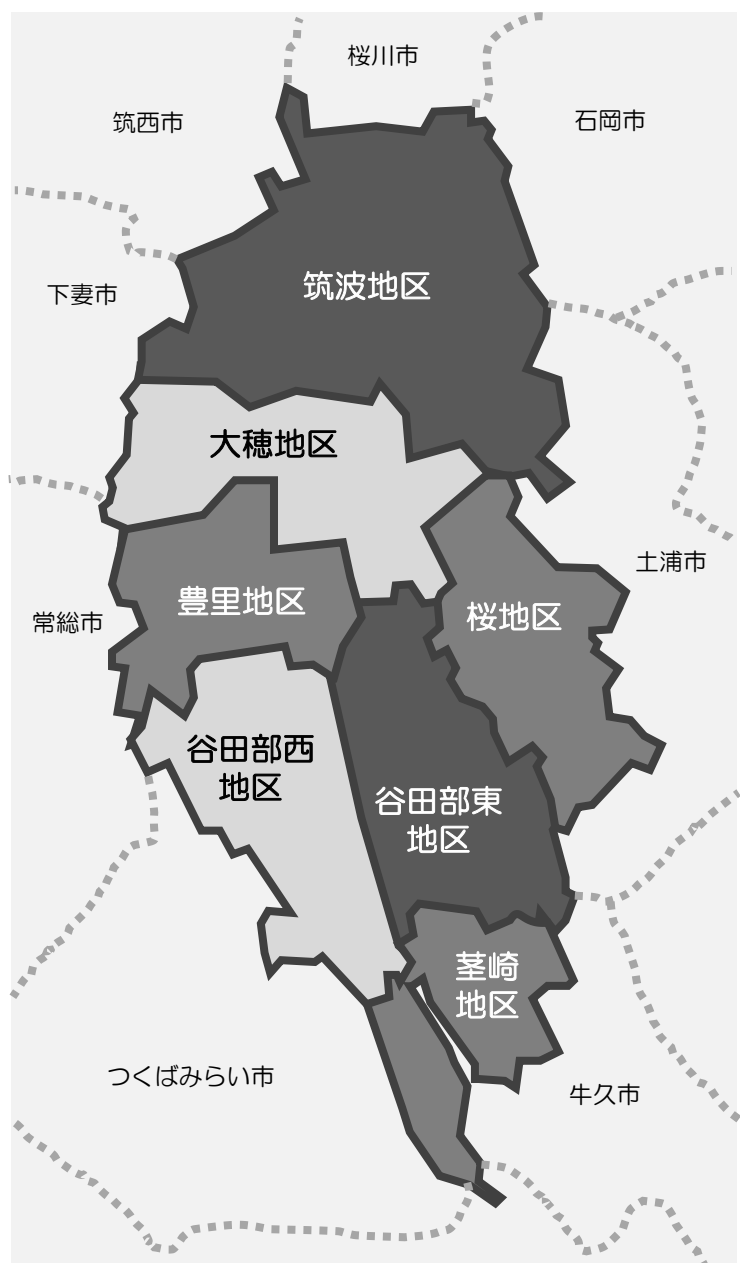
1 取り組みの概要

つくば市は、昭和62年の大穂町、豊里町、谷田部町、桜村の合併により誕生しました。昭和63年には筑波町を、平成14年には茎崎町を編入し現在に至り、平成29年度に市制30周年を迎えます。昭和38年の閣議了解を受けて建設が始まった筑波研究学園都市エリアや、名峰筑波山を擁した北部の地域、筑波・稲敷台地と呼ばれる標高20～30メートルの関東ローム層に覆われた平坦な地形であり、小貝川、桜川、谷田川、西谷田川などの河川が流れる畑地あるいは水田等が広がる田園地域など、個性豊かな地域がつくば市を形づくっています。

それらの地域は、統計情報に基づいた調査で明らかな通り、人口や高齢化率*、介護認定率などの点で大きな違いがあります。

第3次つくば市地域福祉活動計画では、市が設定した日常生活圏域（大穂・豊里・谷田部東・谷田部西・桜・筑波・茎崎の7圏域）ごとの特徴に応じて事業を展開していきます。

【つくば市の圏域と周辺自治体】



本会では、合併前の町村を単位に6支部を設置し、日常生活圏域（7圏域）ごとに、「地域活動コーディネーター*」として社協職員を配置して、主に住民による見守り体制づくり、ふれあいサロンなどの地域の居場所づくり、シルバークラブ*の育成・支援等の業務を行っています。アンケート調査では、地域活動コーディネーターに今後期待する業務について「支援が必要な人や世帯への援助」が最も高く、次いで「住民による見守り体制づくり」となっています。

団体ヒアリングやアンケート調査では、団体同士の交流、連携の必要性に関する意見が挙げられています。地域の課題やニーズを把握する場として、地域見守りネットワーク会議や地域ケア会議など、住民同士、団体同士などで課題やニーズを共有する場づくりに加え、さまざまな活動主体がもっている情報や知識・経験を共有しあえる場づくりを推進します。

現在国では、可能な限り住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、包括的な支援・サービス提供体制を構築することを目指す「地域包括ケアシステム*」の構築に向けた動きが進んでいます。今後は、新しい総合事業のサービスになりうる住民同士の支えあう活動の開発や、市が実施している生活支援・介護予防*サービスの充実を図る「生活支援体制整備事業」における日常生活圏域での取り組みに、社会福祉協議会として積極的に関わっていきます。

基礎データ	大穂地区 大砂・大曽根・大穂・長高野・鹿島台・要・佐・篠崎・玉取・筑穂・西高野 西沢・蓮沼・花畑・前野・吉沼・若森			
	総人口（人）	19,701	民生委員児童委員*数（人）	28
	高齢者人口（人）	4,006	高齢化率*（％）	20.33
	要支援認定者数（人）	138	要支援認定率（％）	3.44
	要介護認定者*数（人）	578	要介護認定率（％）	14.43
	区会・自治会数	44	地区全世帯の区会加入率（％）	47
	シルバークラブ*数	27	シルバークラブ会員数（人）	1,422
社会資源*／ 医療機関／ 教育施設／ 公の施設 ※〔 〕内は 施設数	■高齢者関連施設 ・在宅介護支援センター*〔2〕 ・居宅介護支援〔6〕 ・訪問介護〔2〕 ・通所系（通所介護、通所リハビリテーション）〔7〕 ・短期入所系（短期入所生活介護、短期入所療養介護）〔6〕 ・特定施設入居者生活介護〔2〕 ・特別養護老人ホーム*〔1〕 ・介護老人保健施設*〔2〕 ・認知症*対応型共同生活介護〔3〕 ・小規模多機能型居宅介護〔1〕 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特養）〔1〕 ・訪問看護ステーション〔2〕 ・訪問リハビリテーション〔1〕			
	■障害者関連施設 ・相談支援事業所〔3〕 ・就労支援事業所（移行・A/B型）〔3〕 ・児童系〔4〕 ・居宅介護・重度訪問介護・同行援護（視覚障害のみ）・行動援護〔2〕 ・移動支援サービス協定事業所〔1〕			
	■子ども関連施設 ・児童館・児童クラブ〔8〕 ・保育園（公立・私立）〔5〕／（認可外）〔1〕 ・その他の保育施設（院内保育室）〔1〕 ・青年の居場所〔1〕			
	■医療機関 ・病院〔2〕 ・診療所〔11〕 ・訪問診療〔4〕 ・訪問歯科〔4〕			
	■地域見守りネットワーク（小学校区別のふれあい相談員数） ・大曽根小学校区 9 名 ・前野小学校区 6 名 ・要小学校区 6 名 ・吉沼小学校区 8 名（合計 29 名）			
	■ふれあいサロン ・高齢者サロン〔6〕			
	■学校 ・小学校 4 校：大曽根小学校／前野小学校／要小学校／吉沼小学校 ・中学校 1 校：大穂中学校 ・特別支援学校 1 校：つくば特別支援学校			
	■公の施設 ・社協本部／ボランティアセンター ・地域交流センター〔2〕 ・保健センター〔1〕			

地域の特性	■市内北部に位置し、東は筑波地区、桜地区と接し、西は小貝川沿いに下妻市、常総市と接している。ほぼ平坦で、田畑や芝畑などが広がっている地域も見られる。筑波研究学園都市の建設に伴い、新興住宅地域が開発され、主に地区の東側には国や民間の研究機関等もあり、近隣には商業施設が点在している。 ■ここ数年、総人口・世帯数ともに増えているなかで、高齢者（単身、夫婦等）世帯等も増加し、高齢化率*も徐々に上がっている。一方、新興住宅地やアパート等が多い地域では、市の水準よりも高齢化率が低くなっている地域もある。また、地区内の子ども関係団体、区会、自治会、防犯活動団体などが連携し、地域の子育て支援のための「くすのき会」が平成 19 年に組織され、子育て関連情報の発信や、イベントの開催、見守りパトロール活動などを実施している。 ■医療機関としては、診療所の他に病床数の多い病院が2か所あり、高齢者でも医療にかかりやすい地域である。また、それらの病院に付属する介護保険*施設等も多く整っている。 ■新しくコミュニティ*ができる一方で、地域によってはお祭りなどの行事が少子高齢化のため開催出来なくなったり簡素化されるなど、住民同士のつながりを築くのに困難な状況も見受けられる。
主な取り組み	■地域見守りネットワーク事業は、4小学校区全てにおいてふれあい相談員が委嘱されているが、区会単位に見るとふれあい相談員が不在の区会がある。小学校区ごとにネットワーク会議を開催しており、地域の関係づくりや地域課題や社会資源*の開発についての話し合いがなされている。地域によっては、独自に関係者が集まり地域の課題について話し合うなど、見守り活動への関心が高まってきている。 ■ふれあいサロンは、大穂地区に6か所あり、いずれも高齢者対象のサロンとなっている。平成28年度は、ふれあい相談員が新たにサロンを立ち上げている。月1回の定期的な活動の他、区会やシルバークラブ*と連携した活動を行っているサロンもある。参加者や内容の固定化など課題はあるものの、ボランティア等が工夫をしながら運営を行っている。 ■シルバークラブ数は安定しており、会員数はここ数年でやや増加傾向にある。年に1回開催する地区運動会が多い時には400名以上の参加者があったが、現在では約300人程度に減少している。一方、地区シルバークラブ連合会が開催するスポーツ大会などの行事への参加者は増加傾向で、定員を設けて開催している。 ■ふれあい型食事サービスは、7月と8月の夏期を除き、毎月1回実施している。平成28年度から夏期は、水や熱中症に関するチラシなどを配付している。サービスの登録者は40名程度で、毎月35食程度を民生委員が安否確認と交流を兼ねて宅配している。調理ボランティアは41名が登録しており、毎月7～8名が調理に携わっている。旬な食材と家庭的な献立を取り入れ、利用者からは好評を得ている。

※記載のデータ等は、H28年10月1日現在のものです。

豊里地区	旭・今鹿島・上郷・上里・木俣・高野・酒丸・田倉・土田・手子生・遠東 東光台・豊里の杜・中東原新田・沼崎・野畑・百家・緑ヶ原			
基礎データ	総人口（人）	16,599	民生委員児童委員*数（人）	22
	高齢者人口（人）	3,808	高齢化率*（%）	22.94
	要支援認定者数（人）	111	要支援認定率（%）	29.15
	要介護認定者*数（人）	561	要介護認定率（%）	14.73
	区会・自治会数	71	地区全世帯の区会加入率（%）	64
	シルバークラブ*数	27	シルバークラブ会員数（人）	1,527
社会資源*／ 医療機関／ 教育施設／ 公の施設 ※〔 〕内は 施設数	■高齢者関連施設 ・在宅介護支援センター*〔1〕 ・居宅介護支援〔2〕 ・訪問介護〔3〕 ・訪問入浴介護〔1〕 ・通所介護〔5〕 ・短期入所生活介護〔1〕 ・福祉用具貸与事業所〔2〕 ・特定福祉用具販売事業所〔2〕 ・特別養護老人ホーム*〔1〕 ・小規模多機能型居宅介護〔1〕 ・認知症*対応型共同生活介護〔1〕			
	■障害者関連施設 ・福祉支援センター〔1〕 ・相談支援事業所〔1〕 ・重度身体障害者訪問入浴サービス協定事業所〔1〕 ・居宅介護・重度訪問介護・同行援護（視覚障害者のみ）・行動援護〔1〕 ・移動支援サービス協定事業所〔1〕 ・日中一時預かりサービス協定事業所〔4〕 ・障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス）〔3〕 ・地域活動支援センター〔1〕 ・共同生活援助（グループホーム）〔2〕 ・自立訓練（機能訓練・生活訓練）〔1〕 ・生活介護〔1〕 ・短期入所〔1〕			
	■子ども関連施設 ・児童館〔1〕 ・児童クラブ〔3〕 ・保育所〔3〕／（認可外）〔1〕 ・幼稚園〔1〕 ・認定こども園〔1〕			
	■医療機関 ・病院〔1〕 ・診療所〔2〕 ・訪問歯科〔2〕			
	■地域見守りネットワーク（小学校区別のふれあい相談員数） ・上郷小学校区 10 名 ・今鹿島小学校区 5 名 ・沼崎小学校区 6 名 （合計 21 名）			
	■ふれあいサロン ・高齢者サロン〔4〕 ・障害者サロン〔1〕			
	■学校 ・小学校 3 校：上郷小学校／今鹿島小学校／沼崎小学校 ・中学校 1 校：豊里中学校			
	■公の施設 ・老人福祉センター〔1〕社協所有／社協中央支所 ・地域交流センター〔1〕			

地域の特性	■つくば市の中西部に位置し、小貝川を挟んで常総市との市境に当たる地域でもある。川の流れが入り組んでいたため整備後は常総市側に位置した地区もある ■上郷地区は古くからの地域で、風習や祭りなども残っているためつながりは多いと言える。今鹿島、沼崎地区も古くからの地域であるものの、一部人口が集中している団地では、子育て世代が戸建て住宅を建て小学生が数百人と列をつくり登校している状況が見られる。核家族が多く住んでいる地域ためか、地域のつながりは薄いと言える。 ■医療機関については、地区内よりも地区外へ、自家用車や自転車、公共交通機関などを利用し通院している状況が見られる。 ■地区全体として高齢化が進み休耕地なども多く、農業に携わる者が激減していることが感じ取れる。
主な取り組み	■豊里地区では3小学校区においてのネットワークの協力体制や関わり方など地域の中で話し合いをもち検討をしている。上郷地区においては大きな範囲でもあるため5地区に分割でき北部地区、中部地区、南部地区・東部地区・手子生地区とそれぞれに開催している。 ■一部の地域では、ひとり暮らし世帯、高齢者世帯、日中独居世帯等の情報を区長や民生委員、ふれあい相談員、シルバークラブ*会長などが自主的に集まり情報の共有を図ろうという動きも出てきている。 ■ふれあいサロンは地区内に5ヶ所開設されており、各会場は自宅開放型、地区集会所借用型、公共施設借用型となっている。参加対象者は高齢者としているサロンが多く、障害者を対象、どなたでも参加可能というサロンもある。サロンの設置はまだまだ少ないため、今後はサロンの立ち上げを支援する取り組みが必要である。 ■シルバークラブは現在27クラブあり、取り組みもさまざまである。地区シルバークラブの事業については、年間を通じて交流事業、勉強会等を実施している。特にシルバー教室は年2回開催しているが、常に100名以上が参加する事業となっている。シルバークラブの減少傾向に歯止めをかけるため、輪投げなどのイベントも開催している。 ■ふれあい型食事サービスは月に1回実施しているが、7・8月はお弁当ではなく熱中症予防の観点から水及び塩飴を配付している。調理にあたるボランティアは、民生委員女性部の他に各集落で活動できる方に依頼し、また安否確認も兼ねた利用者宅への配付は民生委員へ依頼している。この事業は民生委員と連携のもてる事業でもあり、見守りネットワーク事業を進める上でも有効な事業と考えられ、民生委員からも、安否確認をすることは重要との意見をいただいている。

※記載のデータ等は、H28年10月1日現在のものです。

谷田部東地区	赤塚・新牧田・市之台・稲岡・稲荷前・今泉・榎戸・小野川・小野崎・学園の森 学園南・梶内・春日・葛城根崎・上原・苅間・北郷・北中島・北中妻・研究学園 高野台・西郷・島・下平塚・下横場・鷹野原・館野・手代木・中内・長峰 西大沼・西大橋・西岡・西原・西平塚・二の宮・東・東平塚・東新井・藤本 松代・松野木・南中妻			
基礎データ	総人口（人）	58,730	民生委員児童委員*数（人）	36
	高齢者人口（人）	6,125	高齢化率*（％）	10.25
	要支援認定者数（人）	126	要支援認定率（％）	3.13
	要介護認定者*数（人）	718	要介護認定率（％）	11.72
	区会・自治会数	127	地区全世帯の区会加入率（％）	33
	シルバークラブ*数	7	シルバークラブ会員数（人）	332
社会資源*／ 医療機関／ 教育施設／ 公の施設 ※〔 〕内は 施設数	■高齢者関連施設 ・地域包括支援センター*〔1〕 ・在宅介護支援センター*〔1〕 ・居宅介護支援事業所〔7〕 ・通所介護〔11〕 ・短期入所生活介護〔4〕 ・特別養護老人ホーム*〔3〕 ・小規模多機能居宅介護〔1〕 ・認知症*対応型共同生活介護〔2〕			
	■障害者関連施設 ・相談支援事業所〔1〕 ・短期入所〔1〕 ・就労支援事業所（継続 A）〔2〕			
	■子ども関連施設 ・子育て支援センター〔2〕 ・出張子育て広場〔2〕 ・児童館〔4〕 ・児童クラブ〔10〕 ・保育園（公立）〔4〕／（私立）〔7〕／（認可外）〔13〕 ・病児病後児保育施設〔1〕			
	■医療機関 ・診療所〔47〕 ・訪問診療〔11〕 ・訪問歯科〔3〕			
	■地域見守りネットワーク（小学校区別のふれあい相談員数） ・葛城小学校区 1 名 ・小野川小学校区 10 名 ・手代木南小学校区 1 名 ・松代小学校区 4 名 ・東小学校区 2 名（合計 18 名）			
	■ふれあいサロン ・高齢者サロン〔12〕 ・児童サロン〔3〕			
	■学校 ・小学校 7 校：葛城小学校／小野川小学校／手代木南小学校／二の宮小学校／ 松代小学校／東小学校／春日学園義務教育学校 ・中学校 4 校：手代木中学校／谷田部東中学校／春日学園義務教育学校／ 茗溪学園 ・高等学校 1 校：茗溪学園高等学校			
	■公の施設 ・市役所本庁舎 ・地域交流センター〔4〕			

地域の特性	■谷田部東地区は、つくば市中央から南南東に位置し、昭和 40 年以降、筑波研究学園都市建設により商工業が活性化し、道路設備や住宅・団地・工場・緑地公園等の開発も進み発展してきた。近年は、つくばエクスプレス（TX）開発に伴う土地開発も目覚ましく、県内外から多くの転入者が増加の一途をたどっている。都市機能と自然とが融合した利便性の高い環境である。 ■TX 沿線地区においては、地元住民が NPO*を立ち上げ「駅前イルミネーション」などの活性化事業や里山保全、防犯パトロール・子どもの登下校の見守りなどまちづくりの推進を若い世代も加わり積極的に行っている。 ■研究学園都市建設当時の住宅（団地）では、団魂の世代やそれ以上の年代者が多く、高齢化が進みつつある。また、単身世帯や高齢者世帯も多い。その上、商業施設は少なく交通網も不便な地域も多く、通院や買い物などに不便をきたしている地域も点在している。このような地域の一部では、住民主体によるワンコインでの助けあい活動が行われており、高齢者のゴミ出しや送迎サービス等を実施している。
主な取り組み	■地域見守りネットワーク事業は、7 小学校区のうち 5 小学校においてふれあい相談員が委嘱されている。相談員が委嘱されている小学校区では、ネットワーク会議開催により、民生委員と相談員が連携し、地域の高齢者等を見守っている状況もある。また、区長・自治会長が中心になってイベントなどを開催し、住民同士の交流や情報交換を密にし、活動の幅を広げている地区も点在する。 ■シルバークラブ*の活動については、各クラブとも活発に行われてはいるが、会員が減少傾向にあるクラブが少なくない。また、解散したクラブが比較的若い世代で再結成したり、会員が集まりやすいイベントなどを開催し、会員増強に積極的に取り組んでいる。地区シルバークラブ主催イベントにもおいても、参加者が増加しているため、シルバークラブ活動への関心が徐々に高まっていると考えられる。 ■ふれあいサロン活動においては、谷田部東地区には 15 ヶ所あり、高齢者サロン 12 ヶ所・児童サロン 3 ヶ所となっている。民生委員やふれあい相談員が新たにふれあいサロンを立ち上げるケースが多い。各サロンとも、参加者の固定化や男性参加者の減少等の課題を抱えながらも、地域（区会や自治会や地域グループ）などと連携しながら活動の幅を広げている。 ■ふれあい型食事サービスについては、谷田部地区全体として 4 団体のボランティアが調理を担い、谷田部東・西地区合せて 160 食のお弁当を提供している。谷田部東地区では 1 団体のボランティアが活動しており、この地域で料理作りに興味がある個人が集まって出来た比較的新しいグループである。また、配食は民生委員の協力を得て実施している。平成 28 年度から、研究学園や学園の森といった新興住宅地において、このサービスを利用する高齢者が増加している。1 回に作る食数の増加に伴いボランティアの確保が課題となっている。

※記載のデータ等は、H28 年 10 月 1 日現在のものである。

谷田部西地区	新井・飯田・大白碓・大わし・鬼ヶ窪・面野井・片田・上萱丸・上河原崎 上横場・観音台・小白碓・境田・境松・島名・下萱丸・下河原崎・下別府・台町 平・高須賀・高田・高良田・中野・中別府・鍋沼新田・西栗山・根崎・八幡台 花島新田・羽成・東丸山・古舘・真瀬・水堀・緑が丘・みどりの・みどりの中央 みどりの東・みどりの南・御幸が丘・柳橋・谷田部・山中			
基礎データ	総人口（人）	37,042	民生委員児童委員*数（人）	39
	高齢者人口（人）	7,000	高齢化率*（％）	18.90
	要支援認定者数（人）	265	要支援認定率（％）	3.79
	要介護認定者*数（人）	964	要介護認定率（％）	13.77
	区会・自治会数	128	地区全世帯の区会加入率（％）	46
	シルバークラブ*数	22	シルバークラブ会員数（人）	886
社会資源*／ 医療機関／ 教育施設／ 公の施設 ※〔 〕内は 施設数	■高齢者関連施設 ・在宅介護支援センター*〔1〕 ・居宅介護支援事業所〔10〕 ・訪問介護ステーション〔2〕 ・通所介護〔12〕 ・短期入所生活介護〔4〕 ・福祉用具貸与事業所〔2〕 ・特定福祉用具販売事業所〔2〕 ・特別養護老人ホーム*〔2〕 ・小規模多機能居宅介護〔1〕 ・認知症*対応型共同生活介護〔4〕			
	■障害者関連施設 ・相談支援事業所〔2〕 ・福祉支援センター〔1〕 ・地域活動支援センター〔2〕 ・短期入所〔1〕 ・就労支援事業所（移行）〔3〕／（継続 A）〔2〕／（継続 B）〔2〕			
	■子ども関連施設 ・子育て支援センター〔2〕 ・出張子育て広場〔1〕 ・児童館〔1〕 ・児童クラブ〔7〕 ・保育園（公立）〔2〕／（私立）〔8〕／（認可外）〔4〕			
	■医療機関 ・病院〔1〕 ・診療所〔17〕 ・訪問診療〔4〕 ・訪問歯科〔2〕			
	■地域見守りネットワーク（小学校区別のふれあい相談員数） ・谷田部小学校区 7 名 ・谷田部南小学校区 2 名 ・真瀬小学校区 6 名 ・島名小学校区 5 名 ・柳橋小学校区 1 名（合計 21 名）			
	■ふれあいサロン ・高齢者サロン〔8〕			
	■学校 ・小学校 5 校：谷田部小学校／谷田部南小学校／島名小学校／真瀬小学校／ 柳橋小学校 ・中学校 2 校：谷田部中学校／高山中学校 ・高等学校 2 校：つくば工科高等学校／つくば秀英高等学校			
	■公の施設 ・地域交流センター〔2〕 ・保健センター〔1〕 ・老人福祉センター〔1〕			

地域の特性	■谷田部西地区は市の南西部に位置し、つくばみらい市に隣接している。中心部は商業地域で、大型スーパーや銀行、郵便局、病院、福祉施設等が充実している一方、農村部も多く残っており、高齢者人口も多い。新興住宅の開発により空き店舗が増えシャッター通りとなっている所も見受けられる。 ■平成 16 年につくばエクスプレスが開通し、万博記念公園駅、みどりの駅などの駅周辺には住宅やマンションが建ち並び、子育て世代が県内外から移り住み人口が増えている。 ■1985 年のつくば万博前後に区画された地区では、閑静な住宅団地も点在しているが、周辺住民は三世帯同居をしているなど、少子高齢化が進んでいても古い習慣や付き合いを維持している世帯が大部分を占めている。 ■都内への通勤者も多く、マンション住民同士のつながりはあまりない。 ■地域によっては、民生委員や自治会が主体となって高齢者を見守る体制がつけられ、シルバークラブ*、ふれあいサロンが活発に活動し、地域住民のつながりや生きがいつくりの場となっている。
主な取り組み	■地域見守りネットワーク事業は、5 小学校区全てにふれあい相談員が委嘱されている。小学校区ごとにネットワーク会議を開催しており、民生委員、ふれあい相談員が連携し、日頃から情報交換等を見ながら見守り活動をしている。特に真瀬小学校区は組織化され、独自に会議や事業（講演会や勉強会）を実施している。 ■シルバークラブは、活発に活動しているクラブが多く見受けられる。また、支部組織をつくり、小地域での横のつながりをもち支部事業を展開している。 ■ふれあい型食事サービスについては、谷田部地区全体として4団体のボランティアが調理を担い、谷田部東・西地区合せて 160 食のお弁当を提供している。谷田部西地区では、地域のボランティア2団体と農協女性部員の協力を得て実施し、配食は民生委員の協力を得て実施している。利用者については、入院等により取り止めになる方がいる一方、新規利用者が比較的多く、年々食数が増加している。調理ボランティアについては、若い世代の協力が得られにくいことから、後継者の発掘が課題となっている。

※記載のデータ等は、H28 年 10 月 1 日現在のものです。

桜地区	吾妻・天久保・上野・上ノ室・梅園・大・上境・上広岡・吉瀬・倉掛・栗原 金田・栄・桜・大角豆・柴崎・下広岡・松栄・千現・竹園・天王台・中根・並木 花園・花室・東岡・古来・松塚・横町			
基礎データ	総人口（人）	50,457	民生委員児童委員*数（人）	57
	高齢者人口（人）	6,681	高齢化率*（％）	13.24
	要支援認定者数（人）	224	要支援認定率（％）	3.30
	要介護認定者*数（人）	846	要介護認定率（％）	12.90
	区会・自治会数	127	地区全世帯の区会加入率（％）	42
	シルバークラブ*数	8	シルバークラブ会員数（人）	334
社会資源*／ 医療機関／ 教育施設／ 公の施設 ※〔 〕内は 施設数	■高齢者関連施設 ・在宅介護支援センター*〔2〕 ・居宅介護支援〔11〕 ・訪問介護〔8〕 ・訪問看護ステーション〔6〕 ・通所介護〔9〕 ・短期入所生活介護〔1〕 ・福祉用具貸与事業所〔4〕 ・特定福祉用具販売事業所〔4〕 ・特別養護老人ホーム*〔1〕 ・小規模多機能居宅介護〔1〕 ・認知症*対応型共同生活介護〔1〕			
	■障害者関連施設 ・福祉支援センター〔1〕 ・居宅介護〔1〕 ・就労支援事業所（移行）〔1〕／（継続A）〔2〕／（継続B）〔2〕 ・自立訓練（機能・生活）〔1〕			
	■子ども関連施設 ・子ども支援センター〔1〕 ・児童館〔7〕 ・保育園（公立）〔7〕／（私立）〔2〕／（認可外）〔4〕 ・児童クラブ〔11〕 ・病児病後児保育施設〔1〕			
	■医療機関 ・病院〔2〕 ・診療所〔43〕 ・訪問診療〔10〕 ・訪問歯科〔4〕			
	■地域見守りネットワーク（小学校区別のふれあい相談員数） ・栄小学校区3名 ・九重小学校区2名 ・桜南小学校区1名 ・栗原小学校区3名 ・並木小学校区6名 ・吾妻小学校区2名 ・竹園西小学校区2名（合計19名）			
	■ふれあいサロン ・高齢者サロン〔7〕 ・その他のサロン（青少年）〔1〕			
	■学校 ・小学校8校：栄小学校／九重小学校／桜南小学校／栗原小学校／並木小学校 吾妻小学校／竹園西小学校／竹園東小学校 ・中学校5校：桜中学校／竹園東中学校／吾妻中学校／並木中学校／ 並木中等教育学校 ・高等学校1校：竹園高等学校 ・大学3校：筑波大学／筑波学院大学／筑波技術大学			
	■公の施設 ・地域交流センター〔6〕 ・保健センター〔1〕 ・老人福祉センター〔1〕			

地域の特性	■桜地区は市内の東部に位置し、東は土浦市と接している。桜地区の特徴は、中心部と周辺部との高齢化率*の差が大きく開いており、地区内で一番低い高齢化率は吾妻小学校区 4.5%、一番高いのは栄小学校区で 26.2%となっている。 ■平成 16 年につくばエクスプレスが開通し、つくば駅周辺の中心部では公務員住宅跡地に大規模マンションや戸建て住宅・商業施設が増え、都内へ通勤する若年層の人口が増えているが、区会の未設置の地区や呼び寄せた高齢者が多数いる。また、中心部にある大規模商業施設が平成 29 年 2 月に閉店することが決定し、市の中心部は市役所がある研究学園駅周辺部に移行しつつある。 ■周辺部の農村地帯では高齢化が進んでいて、区会の加入率が高いがシルバークラブ*が解散し未設置の地域が多い。郊外型スーパーなどの出店により、商店街はシャッター通りとなり、交通手段のない高齢者にとっては買物や通院などで不便をきたしている人もいる。 ■一部の団地住民は、助けあいの精神のもと、自主的な見守り活動や防災組織を結成している地域も見受けられる。
主な取り組み	■現在、8 小学校区中 7 小学校区でふれあい相談員が委嘱されており、見守り活動の一環としてふれあいサロンを立ち上げた相談員や地域のサロンに参加している相談員もいる。また、地域の絆づくり支援事業を利用した、ミニふれあいサロンやそば会・焼き芋会など地域住民を巻き込んだ地域交流事業を実施した相談員や区会も少しずつではあるが増えてきている。 ■見守り対象者としては独居高齢者が多い。また、登録に際してまだ見守りは必要がないという高齢者も多くおり、登録者については微増にとどまっているが、さりげなく見守っている方もいる。 ■桜地区シルバークラブは 8 クラブで活動している。大規模団地や新興住宅地の単位クラブが多数を占め、農村部の単位クラブは少ない。新たなクラブの結成や再結成に向け働き掛けをしているが、高齢者でも働き手で、また役員などのなり手がなく後継者も育たないためクラブが増えない状況にある。 ■サロンについては、ふれあい相談員が立ち上げたサロンを含め 9 サロンある。未登録のサロンも数力所あり、登録を勧めている。サロン会場は交流センター、公民館、一軒家などさまざまで、参加者は開催場所の近隣からのサロンや範囲を規定しないサロンまで多岐にわたり、運営は各サロンの自主性により運営されている。 ■ふれあい型食事サービスは、4 団体のボランティアに協力を得て実施している。ボランティア募集の記事掲載や、口コミにより協力者を増やしている。献立は各団体の個性を活かし、季節に合った食材を使用して調理している。民生委員には、利用者の把握と配食、調理も依頼する時もある。現在登録は約 120 名であるが、施設入所などで取り止めなどもあり、月平均 105 名に配食している。

※記載のデータ等は、H28 年 10 月 1 日現在のものです。

筑波地区	北条・君島・泉・小泉・小田・北太田・小和田・山口・平沢・大形・下大島 筑波・沼田・国松・上大島・神郡・臼井・大貫・杉木・漆所・小沢・田中・水守 山木・作谷・安食・寺具・明石・上菅間・中菅間・池田・洞下・磯部			
基礎データ	総人口（人）	18,664	民生委員児童委員*数（人）	46
	高齢者人口（人）	6,302	高齢化率*（％）	33.77
	要支援認定者数（人）	262	要支援認定率（％）	4.16
	要介護認定者*数（人）	1,010	要介護認定率（％）	16.03
	区会・自治会数	60	地区全世帯の区会加入率（％）	76
	シルバークラブ*数	18	シルバークラブ会員数（人）	852
社会資源*／ 医療機関／ 教育施設／ 公の施設 ※〔 〕内は 施設数	■高齢者関連施設 ・在宅介護支援センター*〔2〕 ・居宅介護支援事業所〔10〕 ・訪問介護事業*所〔4〕 ・通所系事業所〔10〕 ・短期入所系〔6〕 ・特別養護老人ホーム*〔1〕 ・介護老人保健施設*〔3〕 ・認知症*対応型共同生活介護〔4〕 ・小規模多機能〔1〕 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特養）〔1〕			
	■障害者関連施設 ・相談支援事業所〔4〕 ・短期入所〔6〕 ・生活介護（デイサービス）〔5〕 ・就労支援事業所（継続 AB）〔1〕 ・入所〔3〕 ・児童系〔2〕			
	■子ども関連施設 ・児童館〔1〕 ・児童クラブ（民営）〔1〕 ・保育所（公立）〔4〕／（私立）〔1〕			
	■医療機関 ・病院〔2〕 ・診療所〔10〕 ・訪問診療〔8〕 ・訪問歯科〔7〕			
	■地域見守りネットワーク（小学校区別のふれあい相談員数） ・田水山小学校区 4 名 ・北条小学校区 3 名 ・小田小学校区 5 名 ・作岡小区 7 名（合計 19 名）			
	■ふれあいサロン ・高齢者サロン〔11〕			
	■学校 ・小学校 7 校：田水山小学校／筑波小学校／田井小学校／北条小学校／ 小田小学校／作岡小学校／菅間小学校 ・中学校 2 校：筑波西中学校／筑波東中学校 ・高等学校 2 校：筑波高等学校／東豊学園つくば松実高等学校			
	■公の施設 ・市民研修センター〔1〕／社協北支所 ・筑波交流センター〔1〕 ・教育相談センター〔1〕			

地域の特性	■市内の最北部に位置し、西から下妻市、筑西市、桜川市、石岡市、土浦市に隣接している。地区北部に位置する筑波山を中心として筑波山神社やつくば道などの観光スポットが点在し、市全体としても貴重な観光資源となっている。 地区内に複合商業施設などはなく、年齢層に関わらず市中心部や隣接する市の商業施設へ日常的に買い物に出かける住民は多い。 ■ここ数年、年間約 300 人ずつ人口が減少しており、高齢化率*も荃崎地区に次ぐ高さとなっている。高齢者人口の 5 割以上を後期高齢者が占め、1 号被保険者に対する要介護認定者*の割合が、市内で唯一 20%を超えている地区である。 ■全ての地域で区会が組織されており、消防団なども存続している。地域によっては古くからの季節行事なども行われており、住民同士のつながりは比較的強い。一方、住民からは若い世代が市中心部へ出て行ってしまおうといった声がよく聞かれ、それに伴う高齢化は、地区としての大きな課題となっている。
主な取り組み	■地域見守りネットワーク事業では、7 小学校区のうち 4 つの小学校区においてふれあい相談員が委嘱されており、委嘱された小学校区では、ネットワーク会議などをきっかけに相談員と民生委員が連携して見守り活動を行っている姿も見られる。また、相談員と区長が協力し、定期的に区会内にチラシを配布し事業周知を図るなど、地域の実情に即した活動も見受けられる。実際の対象者としては登録者の数以上に未登録者が多く、地域住民に対する日常的なさりげない見守り活動が、個別の訪問以上に現在の相談員の主たる活動となっている。 ■ふれあいサロンは、平成 20 年代に入ってから設立が多く、地域の高齢化とともに徐々にその数が増加。地域の集会所（児童館）を会場に、月に 1 回または 2 回開催しているが、参加者の 9 割以上が女性といった状況である。体操をきっかけとした集まりから発展し発足したサロンが多いものの、現在は小物作りや食事会、お出かけなど、その内容は多岐にわたっている。 ■シルバークラブ*は、単位クラブ数、会員数ともに最近 5 年間で 3 割弱減少しているものの、存続する単位クラブでは定期的なスポーツや体操、ボランティア活動*など、それぞれ活発な活動を行っている。全ての単位クラブにおいて女性会員の数が男性会員の数を上回っており、地区全体としてはおおよそ 6（女性）：4（男性）といった会員構成比となっている。また、区会と連携し地域の清掃活動を行うなど、独自の活動を考え会員の増加を図っているクラブもある。 ■ふれあい型食事サービス事業は、旧筑波町時代にまで遡る。現在、調理は地域のボランティアの方々、配達は地区の民生委員の協力を得て実施しているが、今後は、調理に関しても有志の民生委員に携わっていただく予定である。利用者に関しては、入院、入所されるなどの方が新規の利用者を上回り、5 年前から 3 割弱の利用者数減となっている。この活動は宅配訪問による利用者の安否確認といった目的もあり、調理ボランティアからは「このような安否確認は必要である」といった意見が出される一方、ボランティアの高齢化に伴い「後継者を見付けてほしい」といった意見も近年ではよく聞かれる。

※記載のデータ等は、H28 年 10 月 1 日現在のものです。

基礎データ	荳崎地区 若栗・菅間・樋の沢・大井・高崎・天寶喜・牧園・城山・若葉・中山 高見原 1 丁目～5 丁目・明神・稻荷原・西大井・池向・下岩崎・細見・上岩崎 あしび野・富士見台・自由ヶ丘・梅ヶ丘・駒込・小山・荳崎・大舟戸・泊崎 小荳・房内・宝陽台・桜が丘・森の里・九万坪・六斗			
	総人口（人）	24,060	民生委員児童委員*数（人）	42
	高齢者人口（人）	8,431	高齢化率*（％）	35.04
	要支援認定者数（人）	254	要支援認定率（％）	3.01
	要介護認定者*数（人）	847	要介護認定率（％）	10.04
	区会・自治会数	41	地区全世帯の区会加入率（％）	82
	シルバークラブ*数	23	シルバークラブ会員数（人）	1,193
社会資源*／ 医療機関／ 教育施設／ 公の施設 ※〔 〕内は 施設数	■高齢者関連施設 ・在宅介護支援センター*〔1〕 ・居宅介護支援事業所〔6〕 ・訪問介護事業*所〔1〕 ・通所系事業所〔5〕 ・短期入所系〔4〕 ・特別養護老人ホーム*〔2〕 ・介護老人保健施設*〔1〕 ・認知症*対応型共同生活介護〔2〕			
	■障害者関連施設 ・福祉支援センター〔1〕 ・就労支援事業所（移行・A/B型）〔2〕 ・児童系〔2〕			
	■子ども関連施設 ・児童館〔1〕 ・児童クラブ〔5〕 ・保育所（公立）〔3〕／（私立）〔1〕 ・病児病後児保育施設〔1〕			
	■医療機関 ・病院〔3〕 ・診療所〔8〕 ・訪問診療〔4〕 ・訪問歯科〔1〕			
	■地域見守りネットワーク（小学校区別のふれあい相談員数） ・荳崎第一小学校区 7 名 ・荳崎第二小学校区 7 名 ・荳崎第三小学校区 4 名（合計 18 名）			
	■ふれあいサロン ・高齢者サロン〔10〕 ・障害者（児）サロン〔1〕 ・児童サロン〔1〕			
	■学校 ・小学校 3 校：荳崎第一小学校／荳崎第二小学校／荳崎第三小学校 ・中学校 2 校：荳崎中学校／高崎中学校 ・高等学校 1 校：荳崎高等学校			
	■公の施設 ・老人福祉センター〔1〕／社協南支所 ・地域交流センター〔1〕			

地域の特性	■つくば市の南部に位置し東は牛久市、西はつくばみらい市、南は牛久沼を挟んで龍ヶ崎市と隣接している。昭和 45 年は人口が 6,461 人であったが昭和 40 年代の後半から民間による大規模宅地開発が行われ、平成 2 年には人口が 2 万 5,070 人となったが、その後は横ばい状況となり平成 12 年に減少へと転じた。 ■観光資源としては南部に牛久沼が広がり、遠方からの釣り客も多く、付近には宿泊施設がある。商業施設については地区内に中小規模の商店が多く存在した時期はあったが高齢化や人口の減少とともに相次いで閉店となった。また規模の大きいスーパーなどが少ないことも特徴であり、地区によっては移動販売車が定期的に訪れ、多くの方が利用している。全体として自家用車がない場合、買い物が困難となる地域が多い。 ■荊崎地区はつくば市内で高齢化率*が高く、高齢化率が 50%を超過している地区がある。しかし全体的に前期高齢者の割合が高く要支援及び要介護認定率が他の地区と比較しても低いところが特徴である。 ■交通機関については牛久と隣接していることもあり居住地によって常磐線の利用者も多いが地区によってＴＸを利用する場合もある。
主な取り組み	■地域見守りネットワーク事業では、3 小学校区に合わせて 18 名の相談員を委嘱している。見守り登録者は 72 名、さりげなく見守りを行っている未登録者は 20 名にのぼる。20 年以上前から独自で見守り活動を行ってきた区会では、既存の活動を活かしながら地域見守りネットワーク事業に協働*するに至ったケースがある。地区でサロン活動を展開している相談員や、区長、民生委員と定期的に意見交換を行いながら活動している相談員など、それぞれ積極的な活動を行っている。 ■ふれあいサロンは地区内の 12 カ所で活動が展開されており、全体で 423 名が登録している。地区全体を対象としたサロンや自治会単位に開催しているサロン、児童や障害をもつ方に特化したサロンなどがある。 ■シルバークラブ*は 23 クラブあり、会員数は昨年度との比較で増減なしとなっている。農村部のシルバークラブでは会員数が減少しているが、団地住民で結成されているシルバークラブについては、定年退職した方が新規会員になるなど会員数が増加傾向にある。単位クラブにおいては定期的に行事を開催し世代間の交流を図ったり、奉仕活動を率先して行うことで自治会から補助を受けているクラブなどもある。 ■ふれあい型食事サービスは月 2 回、地区で活動するボランティア団体に調理や配食、掛け紙用の折り紙を依頼し、地区の民生委員や中学校の福祉委員の協力を得て実施している。11 月には利用者と関係者による会食会も実施している。 ■ボランティアに関しては、地区で活動するボランティア団体の連携を図る場としてボランティア連絡会を組織し、年に 1 回、区長や民生委員、市民を対象にボランティア交流会を開催している。

※記載のデータ等は、H28 年 10 月 1 日現在のものです。

施策の体系

基本理念	基本目標	施策の方向性	実施事業
地域の力を高めて「わたらしい暮らし」が続けられる福祉のまち	1 身近な福祉課題に気づく力を高める	(1) 地域における見守り活動の推進と充実	1 地域見守りネットワーク事業の実施 ・地域の絆づくり支援事業 2 地域の絆フォーラムの開催 3 ふれあい型食事サービスの実施 4 地域福祉活動推進委員*の委嘱
		(2) 身近な住民同士や世代を超えた交流の推進や居場所づくり	5 ふれあいサロン育成支援 6 障害児夏休みふれあいサロンの開催 7 みんなでDO! スポーツの開催 8 おもちゃライブラリーの開催 9 とよさと子どもまつりの実施 10 チャレンジアートフェスティバル in つくば 11 おひさまサンサン生き生きまつりの開催 12 高齢者いきいきサロンの開催 13 ねんりんスポーツ大会つくば市大会の開催 14 老人福祉センターとよさとの管理運営 15 市民研修センター管理経営
		(3) 気づいた課題を受け止める身近な相談体制の整備	16 地域活動コーディネーター*の設置
	2 市民一人ひとりの活動への参加を促進する	(1) ボランティア活動*の推進	17 ボランティアセンター管理運営 ・ボランティアコーディネーターの設置 ・ボランティア登録・需給調整 18 ボランティア活動の啓発促進 19 ボランティア活動に関する情報収集及び提供 20 分野別ボランティア研修会 21 ボランティア機材等の貸し出し及び整備 22 ボランティアサークル活動費助成支援 23 ボランティア連絡協議会育成支援
		(2) 団体活動の活性化と人材の育成	24 高齢者生きがい活動支援事業 (シルバークラブ*育成支援、連合会事務局) 25 障害者団体への支援・協力 26 まつりつくば「ふれあい広場」運営 27 地域活動功労者の表彰
		(3) 活動に参加しやすい仕組みづくり	28 ボランティア入門講座 29 ボランティア体験の機会提供(福祉移動教室) 30 ボランティア育成講座 31 ボランティアフェスタの開催 32 介護支援ボランティアの育成

基本理念	基本目標	施策の方向性	実施事業
地域の力を高めて「わたらしい暮らし」が続けられる福祉のまち	3 市民の生活を支える仕組みを整備する	(1) さまざまな生活課題に対応する事業の推進	33 つくばさわやかサービスの実施 34 つくば子育てサポートサービスの実施 35 居宅介護支援事業（高齢者のケアプラン作成） 36 指定特定相談支援事業（障害者のケアプラン作成） 37 訪問介護事業*の実施 38 障害者ホームヘルプサービス事業の実施 39 介護予防*事業の実施 40 日常生活自立支援*事業*の実施 41 成年後見制度*の普及と活用支援
		(2) 生活を支える活動の支援	42 小口資金貸付事業の実施 43 茨城県生活福祉資金貸付事業の実施 44 生活困窮援助物資支給事業の実施 45 共同募金運動の展開 46 歳末たすけあい募金運動の推進・助成 ・公募助成事業 ・見舞金配分事業 47 児童養護施設等・里親家庭児童入学祝金等支給事業の実施 48 生活困窮世帯子ども支援事業の実施 49 子ども学習支援事業の実施
	4 安心して暮らせる体制をつくる	(1) 福祉に関する情報のわかりやすい提供	50 広報紙「社協通信つくば」の発行 51 ホームページの運用 52 地域福祉出前講座の開催 53 広報紙等の音訳・点訳事業
		(2) 住民のニーズに応じた専門的な相談体制の充実やネットワークの推進	54 子育て子どもの悩み相談 55 地域包括支援センター*事業 56 法律等専門相談 57 障害者相談支援事業 58 居宅介護支援事業 59 地域ケア会議推進事業 60 福祉サービス事業所連絡会への支援協力
		(3) 災害時に備えた体制づくりの推進	61 災害ボランティアセンターマニュアルの運用

資料編

1 策定の経過

	策定委員会	市民アンケート調査 市民ワークショップ* 福祉懇談会 団体ヒアリング等	職員ワーキング
平成 28 年 8 月	●第 1 回策定委員会 (8/1) ・委嘱状交付 ・計画策定の基本方針説明 ・アンケート調査票案の検討 ・市民ワークショップの説明	●市民アンケート調査 (8/10~8/26)	
9 月		●第 1 回市民ワークショップ (9/3) ●福祉懇談会 (9~10 月にかけて実施)	
10 月	●第 2 回策定委員会 (10/18) ・アンケート結果報告と協議 ・市民ワークショップ開催状況報告と協議 ・福祉懇談会での主な意見の報告と協議	●第 2 回市民ワークショップ (10/1) ●団体ヒアリング (10/12~10/28)	●第 1 回ワーキング (10/5) ●第 2 回ワーキング (10/13) ●第 3 回ワーキング (10/19) ●第 4 回ワーキング (10/25)
11 月		●第 3 回市民ワークショップ (11/5)	●第 5 回ワーキング (11/4) ●第 6 回ワーキング (11/11) ●第 7 回ワーキング (11/17) ●第 8 回ワーキング (11/24) ●第 9 回ワーキング (11/29)
12 月			●第 10 回ワーキング (12/21)
平成 29 年 1 月	●第 3 回策定委員会 (1/20) ・団体ヒアリングの結果報告と協議 ・市民ワークショップの結果報告と協議 ・事業調書のまとめ報告と協議 ・計画第 1 次案の検討		●第 11 回ワーキング (1/10) ●第 12 回ワーキング (1/12) ●第 13 回ワーキング (1/17)
2 月	●第 4 回策定委員会 (2/27) ・計画第 2 次案の検討 ・パブリック・コメント*募集についての報告		●第 14 回ワーキング (2/10)
3 月	●第 5 回策定委員会 (3/21) ・パブリック・コメントの結果報告と協議 ・計画最終案の検討	●パブリック・コメント (3/6~3/15)	

2 策定委員会設置要項

つくば市社会福祉協議会

第3次地域福祉活動計画策定委員会設置要項

(設置)

第1条 つくば市における地域福祉の推進に関する事項を定める計画（以下「計画」という。）について調査審議及び計画の立案を行うため、社会福祉法人つくば市社会福祉協議会（以下「本会」という。）地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(事業)

第2条 委員会は、本会会長の諮問を受け、目的を達成するため次の事業を行い、計画書を作成することにより答申する。

(1) 地域福祉推進施策に関する調査及び検討

(2) その他目的の達成に必要な事項

(委員の構成)

第3条 委員会の委員は、15名以内とする。

2 委員は、次の区分により選出するものとする。

(1) 地域住民を代表する者

(2) 関係団体の立場を代表する者

(3) 福祉を専門とする職域を代表する者

(4) 福祉に関連する職域を代表する者

(5) 福祉に関心が高く、知識経験の豊かな者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長1名及び副委員長1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(その他)

第6条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は委員の同意を得て委員長が別に定めるものとする。

附 則

この要項は、平成28年6月20日から施行する。

3 策定委員名簿

第3次地域福祉活動計画「策定委員会」委員名簿

平成28年8月1日～平成29年3月31日

No.	氏名	所属団体	役職
1	小林 良二 [委員長]	東京都立大学（現首都大学東京）	名誉教授
2	関口 光治 [副委員長]	市民生委員児童委員*連絡協議会	副会長
3	江戸 俊美	市区会連合会	会長
4	伊藤 達也	市シルバークラブ*連合会	会長
5	後藤 真紀	市福祉団体等連絡協議会	会長
6	柘植 法子	市ボランティア連絡協議会	世話人代表
7	宮本 浩	市特別養護老人ホーム*連絡会 [特養筑波園]	会長 [施設長]
8	笹本 健一	障害者福祉施設 [ラ・フィーネつくば根]	施設長
9	鷲田 美加	市教育委員会	教育委員
10	古山 和一	市議会 [文教福祉常任委員会]	委員長
11	小田倉時雄	市福祉部	部長
12	石川 進	市社会福祉協議会	副会長兼常務理事

(順不同・敬称略)

4 市民アンケート調査結果

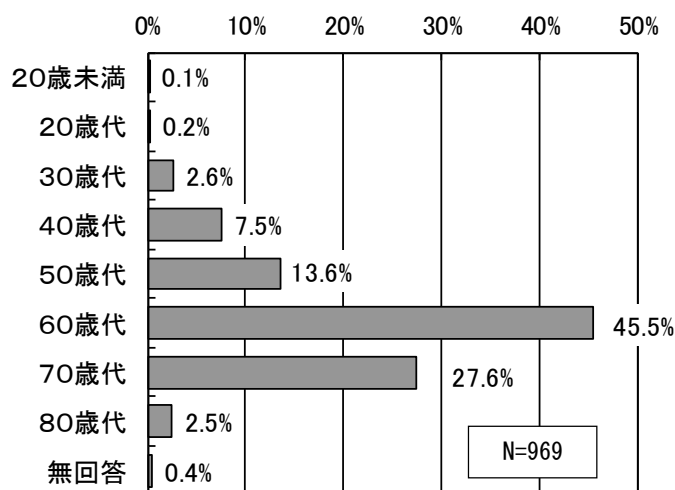
※設問の番号は、本資料のために再構成しています。

ご自身について

問1 あなたの年齢は。(平成28年8月1日現在の年齢をお答えください。)(1つに○)

回答者の年齢は「60歳代」が45.5%

以下、「70歳代」、「50歳代」が多く、50歳代から70歳代までで全体の86.7%を占めています。

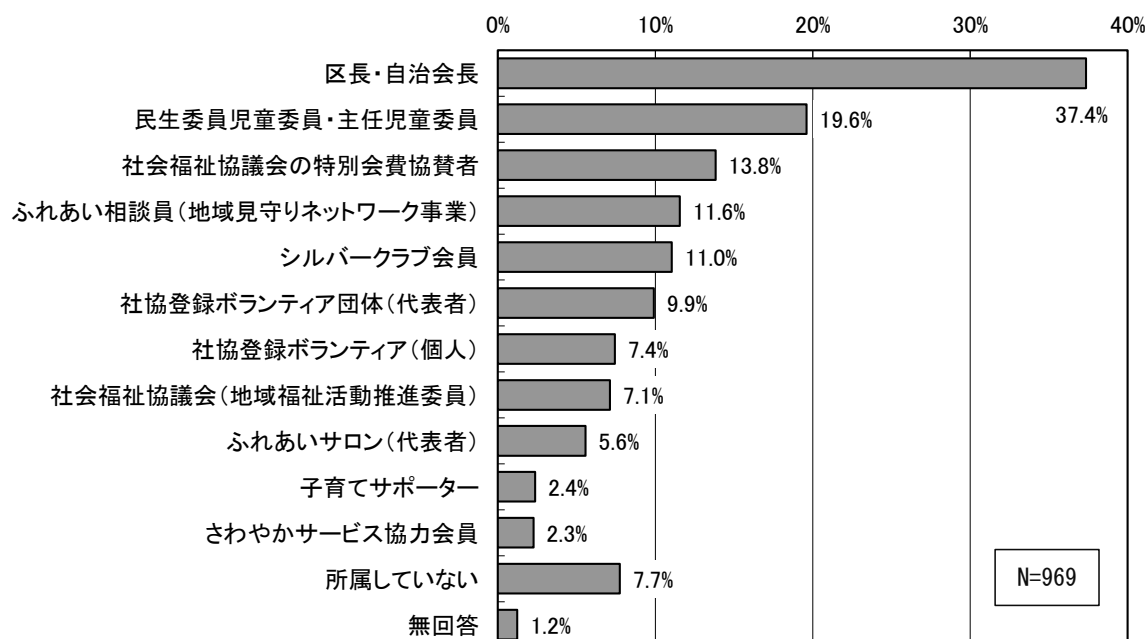


問2 あなたは、以下の団体や活動等に所属していますか。(あてはまるものすべてに○)

回答者の所属は、「区長・自治会長」が37.4%

以下、「民生委員児童委員*・主任児童委員」、「社会福祉協議会の特別会費協賛者」、「ふれあい相談員」と続きます。

また、「区長・自治会長」と回答した362人のうちの53.8%は60歳代でした。

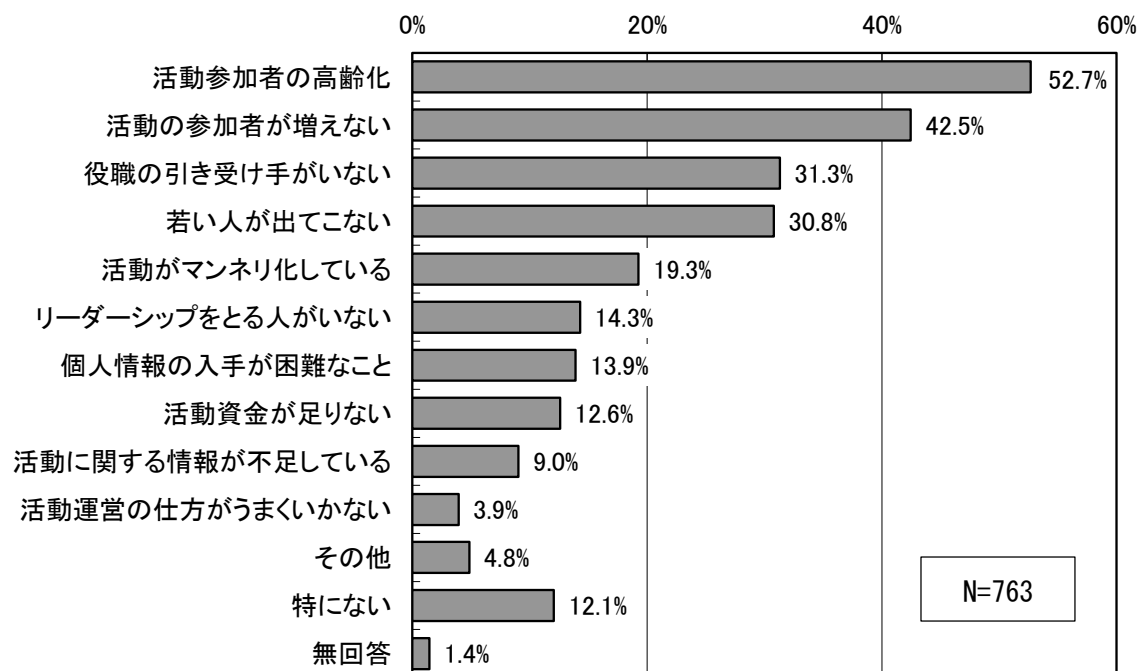


※地域活動に「参加している」、又は「以前参加したことがある」方に

問3 地域活動をしていて、どのような問題があると感じられていますか。又は、感じられ
ましたか。(あてはまるものすべてに○)

地域活動の問題点は、「活動参加者の高齢化」が52.7%

問題点の上位には、「人」の問題が並んでいます。

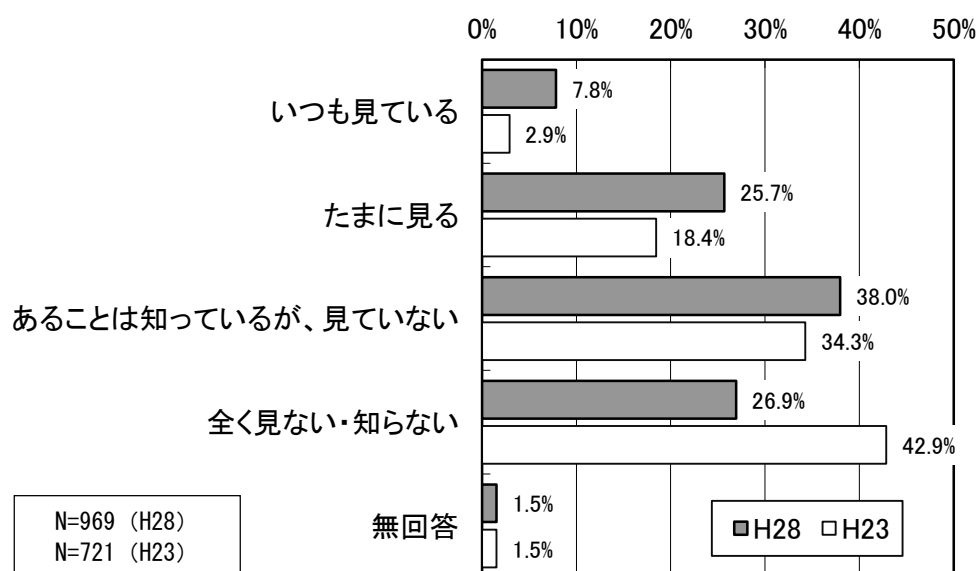


社会福祉協議会の活動について

問4 社協ホームページを見たことがありますか。(1つに○)

社協ホームページは、「あることは知っているが、見ていない」が38.0%

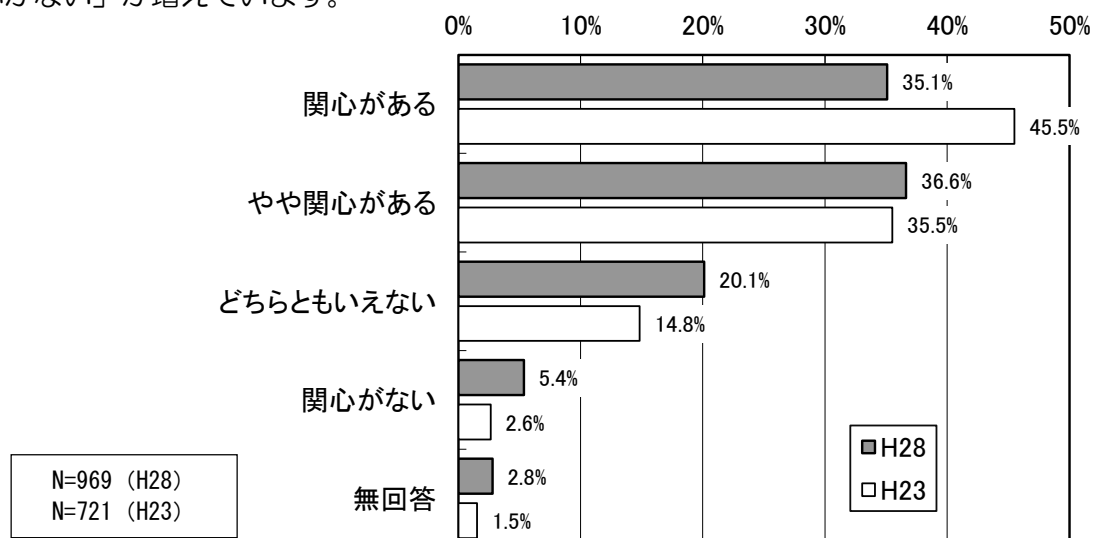
「見ていない」が「見ている」よりもまだ多いものの、前回（H23）調査と比較すると、見る人の割合は着実に増えています。



問5 あなたは、つくば市社会福祉協議会における各種の活動に関心はありますか。(1つに○)

社協の各種の活動について、「関心がある」と「やや関心がある」の合計は71.7%

前回（H23）調査と比較すると、「関心がある」が低下し、「どちらともいえない」と「関心がない」が増えています。

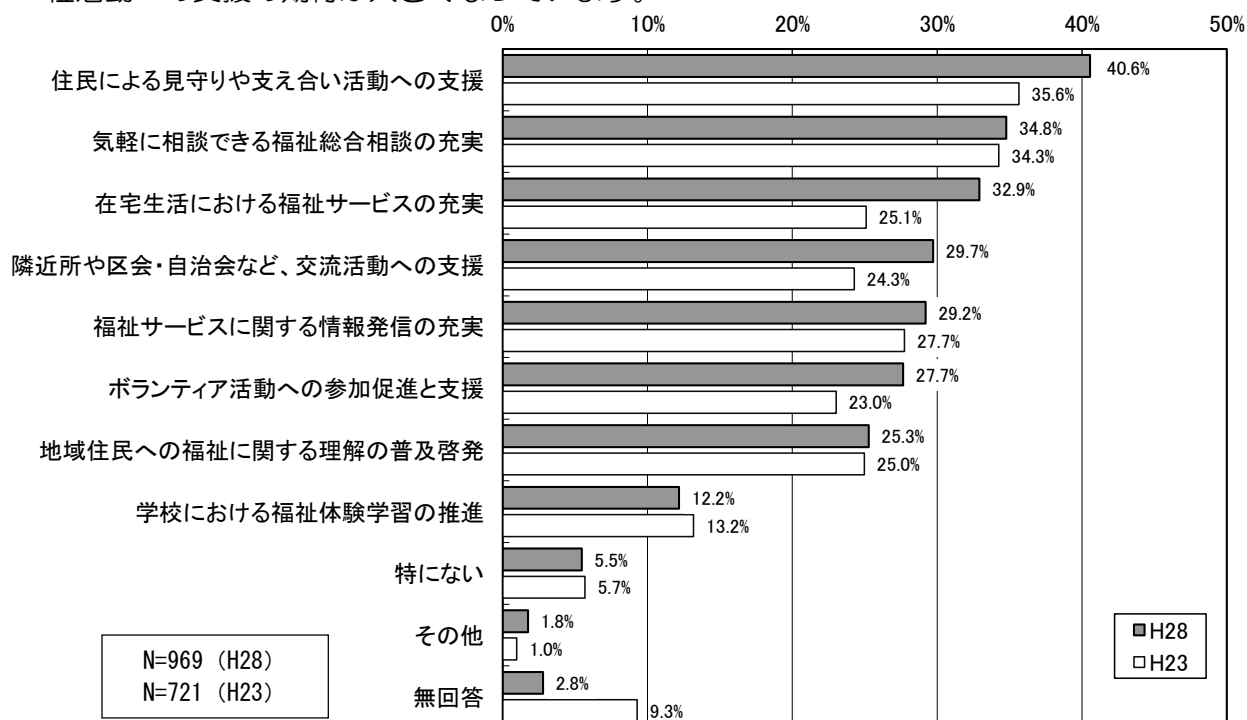


問6 市社会福祉協議会が行う活動・支援として、今後、充実してほしいものはどれですか。
(3つまで○)

社協活動・支援として今後充実してほしいものは、

「住民による見守りや支え合い活動への支援」が40.6%

「住民による見守りや支え合い活動への支援」、「在宅生活における福祉サービスの充実」、「隣近所や区会・自治会など、交流活動への支援」、「ボランティア活動*への参加促進と支援」が前回（H23）調査と比較すると4～8ポイント増えており、個別の支援や地域での福祉活動への支援の期待が大きくなっています。

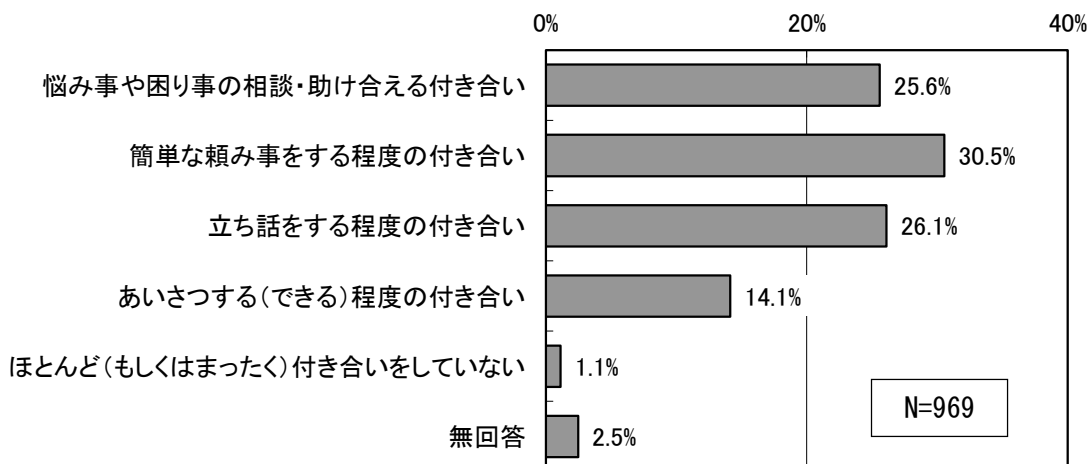


地域福祉の課題や意向について

問7 あなたは、近所の人と、現在どの程度の付き合いをされていますか。（1つに○）

近所の人とは、「簡単な頼み事をする程度の付き合い」が30.5%

「悩み事の相談」と「頼み事をする」を合わせた深い近所付き合いをしている人は、56.1%です。

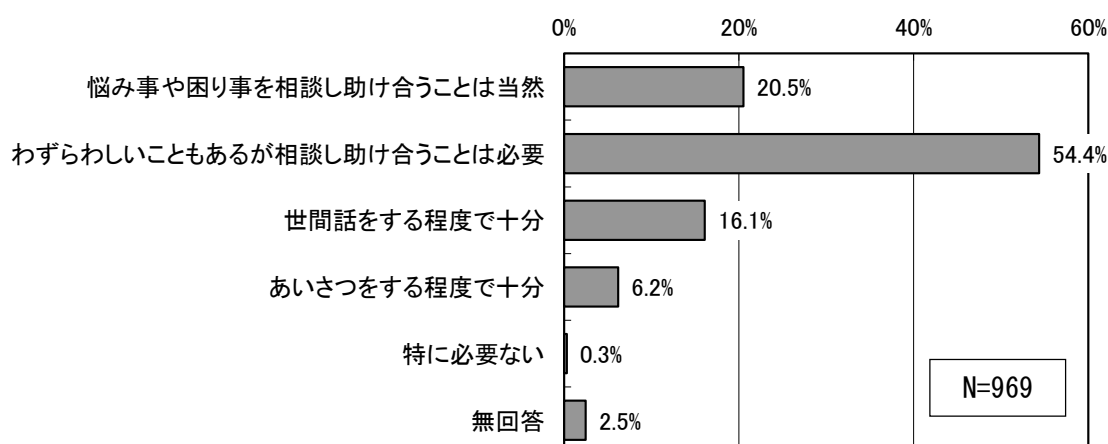


問8 近所の人との付き合いについて、あなたの考えに近いのはどれですか。（1つに○）

近所の人との付き合いは、

「わずらわしいこともあるが相談し助け合うことは必要」が54.4%

近所付き合いの理想では、深い付き合いを「当然」や「必要」と考える積極派の人が7割以上（74.9%）で、実際に深い付き合いをしている人を18%上回っています。



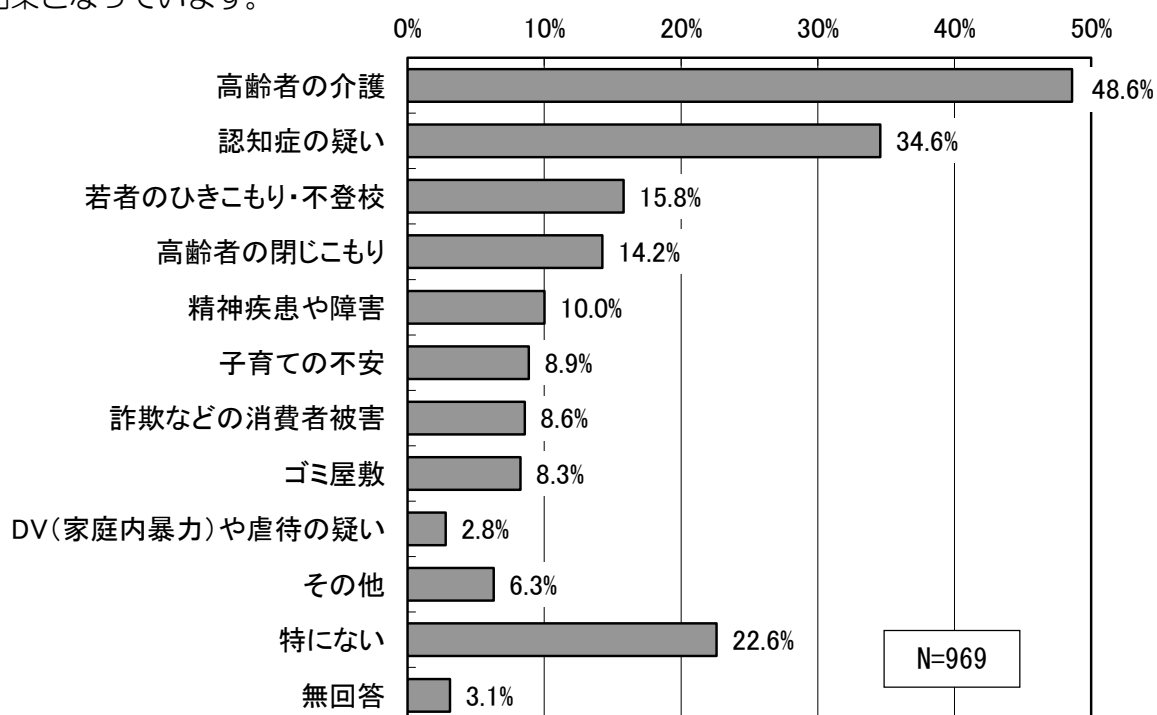
問9 あなたがご近所で聞いたことのある地域の方々の心配事は何ですか。
(あてはまるものすべてに○)

ご近所で聞いたことのある地域の方々の心配事は、

「高齢者の介護」が48.6%

「特にない」は22.6%であることから、残りの8割弱の人は心配事を聞いています。

聞いている心配事の1位「高齢者の介護」に続き、2位「認知症*の疑い」と4位「高齢者の閉じこもり」も高齢者に関するものとなっており、高齢者に関する問題の深刻さが伺える結果となっています。

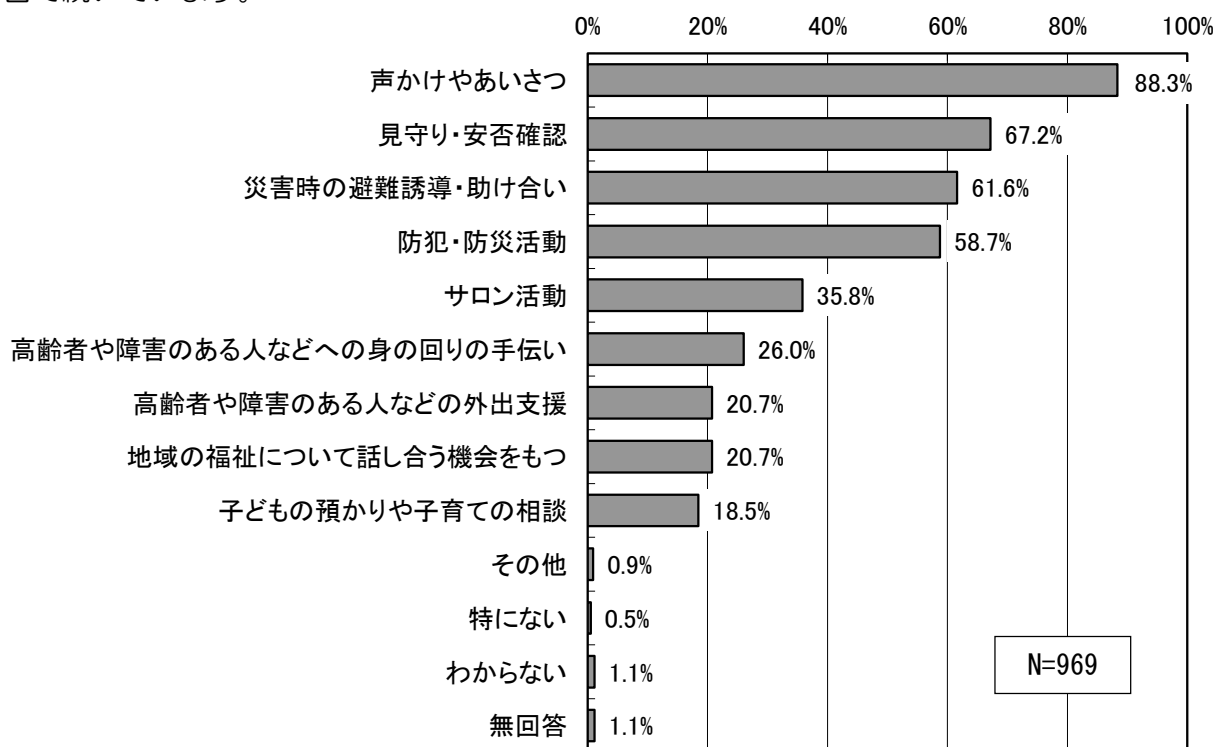


問 10 誰もが住みなれた地域の中で安心して暮らせるためには、どのような住民同士の助け合い活動が必要だと思われますか。（あてはまるものすべてに○）

住み慣れた地域の中で安心して暮らせるために必要な住民同士の助け合い活動としては、

「声かけやあいさつ」が88.3%

以下「見守り・安否確認」、「災害時の避難誘導」、「防犯・防災活動」までが50%～60%台で続いています。

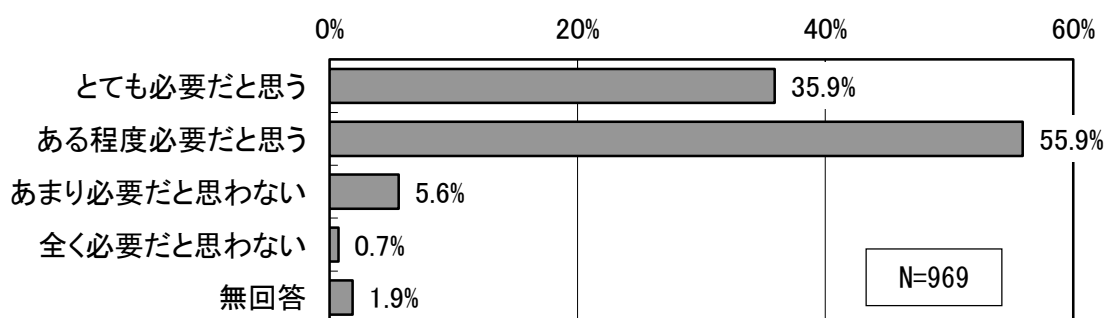


地域見守りネットワーク事業について

問 11 つくば市社協では、平成 25 年度から、見守りが必要な方に対し地域で見守ることのできる仕組みづくりを進める「地域見守りネットワーク事業」に取り組んでいます。ご自身、あるいは家族にとって、この事業の必要性についてどう思いますか。
(1 つに○)

つくば市社協が平成 25 年度から取り組んでいる「地域見守りネットワーク事業」の必要性について、

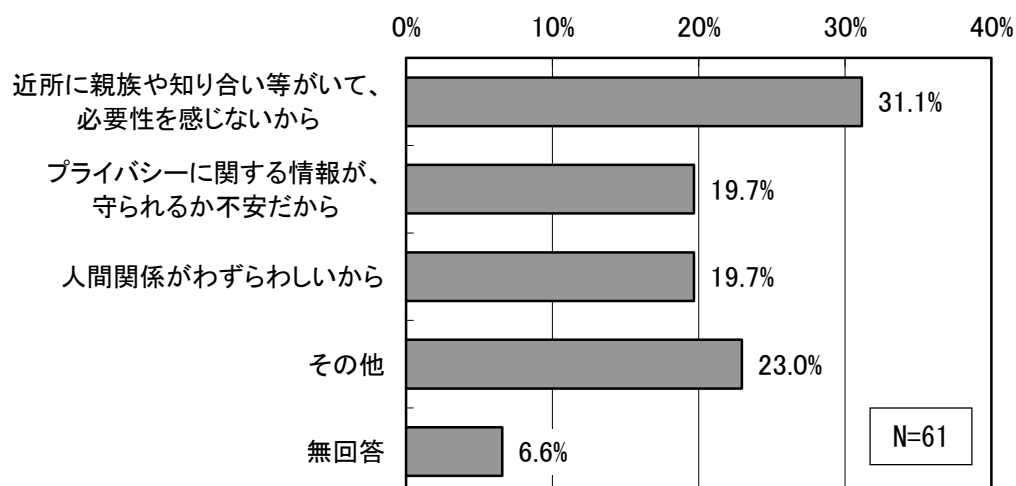
「ある程度必要だと思う」が 55.9%、「とても必要だと思う」と合わせると 91.8%



※問 11 で「あまり必要だと思わない」、又は「全く必要だと思わない」と回答した方に
問 12 必要だと思わない理由は何ですか。(1 つに○)

「近所に親族や知り合い等がいて、必要性を感じないから」が 31.1%

その理由を「プライバシーに関する情報が守られるか不安だから」又は「人間関係がわずらわしいから」と回答した人も、ともに 19.7%いました。この人たちは、事業内容についての十分な周知や、懸念の払拭につながる事業内容の見直しにより、この事業を必要と思う側へ転じる可能性がある人と考えられます。



ご自身の個人情報について

問 13 災害時の支援や日常における見守りを地域で進めるためには、個人情報（住所・氏名・緊急連絡先等）を本人の同意を得て第三者（※）へ提供することが必要になる場合があります。これについて、あなたはどのようにお考えですか。あなたが現在、他人の支援を必要としない場合であっても、支援が必要と仮定してお答えください。

「災害時の支援のため」と「日常の見守りのため」のそれぞれの場合について、該当する項目に○をつけてください。

※第三者とは、お住まいの地域の民生委員や社会福祉協議会、自治会などを指します。

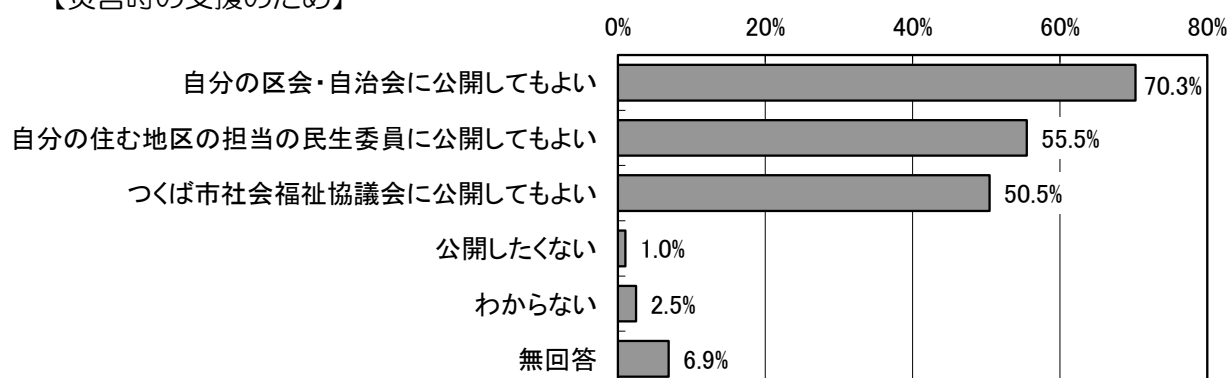
なお、民生委員や社会福祉協議会の職員には、守秘義務が課せられています。

ご自身の個人情報を、

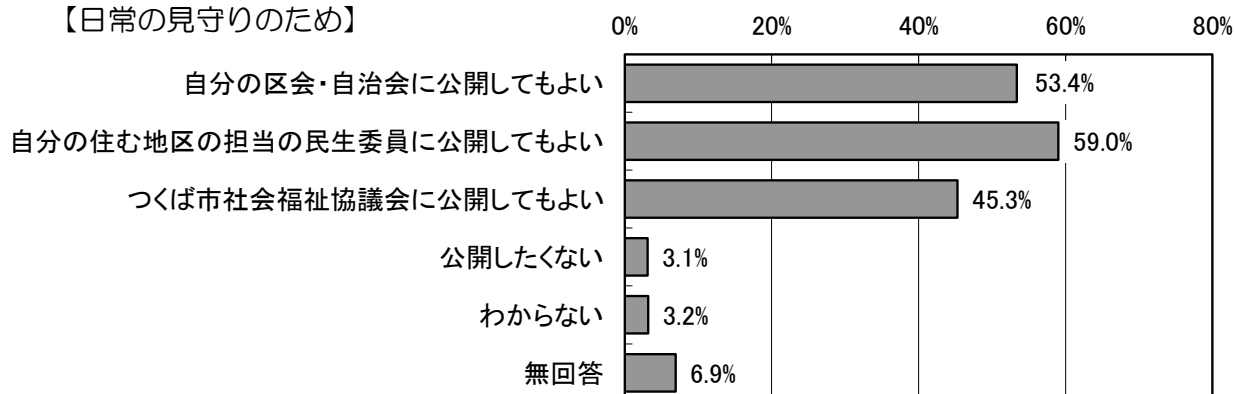
災害時の支援のため「自分の区会・自治会に公開してもよい」が 70.3%
日常の見守りのため「自分の地区の担当の民生委員に公開してもよい」が 59.0%

個人情報を日常の見守りのために公開したくない人は 3.1%、災害時の支援のためでも公開したくないという人は 1.0%に過ぎず、ほぼ全ての人は、開示先次第で、個人情報を公開してもよいという結果です。

【災害時の支援のため】



【日常の見守りのため】



5 社会福祉協議会の事業解説

あ 行

事業名	内 容
茨城県生活福祉資金貸付事業	低所得世帯や障害者・高齢者が属する世帯等を対象に、世帯の自立と生活の安定を目指すことを目的に、無利子又は低利子で貸付を行う。
おもちゃライブラリーの開催	子どもたちにおもちゃを通じた遊びの機会を提供し、子育て中の親たちが情報交換したり、交流する機会を提供する。また、おもちゃの貸出しやおもちゃドクターによるおもちゃの修理も行う。
おひさまサンサン生き生きまつり	障害者（児）や高齢者、児童及びボランティア団体が協力して、スポーツ大会を開催する。当日は高齢者や障害者が製作した手作り品の展示・販売を通じて、社会参加や生きがいづくりを応援する。

か 行

事業名	内 容
介護支援ボランティアの育成	65 歳以上の要支援・要介護認定を受けていない方を対象に、介護保険*施設等でのボランティア活動*を通じて地域貢献することを奨励支援し、参加者の介護予防*を推進する。
介護予防事業の実施<こころとからだの健康教室>	第1号被保険者を対象に、認知症*予防、栄養改善、口腔機能の向上などのプログラムを実施し、介護予防や閉じこもり予防などの支援を行う。
共同募金運動の展開	共同募金会つくば市支会として、「募金の使い道」や「募金目安額」を事前に定めて「計画募金」を実施する。事業計画を明確にし、市民の理解と参加を積極的に促し、効果的な募金活動及び配分を行う。
居宅介護支援事業の実施	在宅の要支援・要介護認定を受けた方からの依頼を受け、介護支援専門員（ケアマネジャー）がその心身の状況等を踏まえ、介護サービス計画（ケアプラン）を作成する。
広報紙「社協通信つくば」の発行等	市民の福祉意識の啓発及び本会事業の PR のために各種広報物を発行する。
広報紙等の音訳・点訳事業の推進	市内の視覚障害者への情報保障として、市政情報や身近な生活情報を発信する「広報つくば」の朗読版を、ボランティアの協力により作成、配付する。
高齢者いきいきサロン事業の実施	概ね 60 歳以上の市民を対象に、仲間づくりや生きがい活動を見つけてもらえるよう市内 4 ケ所の会場で、歌やフラダンス、体操等の誰もが自由に参加できるサロンを通年開催する。依頼により、地域への出前サロン（出前講座）も開催する。

事業名	内 容
高齢者生きがい活動 支援事業 ＜シルバークラブ*の 育成・支援＞	シルバークラブは、概ね 60 才以上の方が加入でき、地区ごとに自主的に組織されている。高齢者の地域での仲間づくり、健康保持・増進、知識や経験を活かした新たな能力の発揮、活躍の場の提供、社会活動への参画と貢献を目的とした単位クラブ活動の育成・支援を行う。
小口資金貸付事業の 実施	緊急に経済的な援護を必要とする生活困窮世帯を対象に、次の収入までの「つなぎ資金」として小口資金の貸付を行い、自立更生が図れるように支援する。
子育て子どもの悩み 相談	不登校・引きこもり、障害児の子育てや育児不安など、子育てや子どもに関する家庭の悩みなどについての相談に対応する。
子ども学習支援事業 の実施	生活困窮世帯等に属する児童・生徒を対象に、教育の格差をなくすため、ボランティアの協力を得て学習支援教室を開催する。

さ 行

事業名	内 容
災害ボランティアセ ンターマニュアルの 運用	災害が発生した際に、災害ボランティアセンターが円滑に運営されるよう、「災害ボランティアセンター運営マニュアル」に基づき、訓練を行う。
歳末たすけあい募金 助成事業 ・見舞金配分 ・公募助成事業	歳末時期に民生委員の協力を得て、支援を必要とする世帯を調査し見舞金を配分する。また、地域住民がふれあう機会を作り交流を深めることを目的に、歳末時期に実施する事業を公募して、事業費を助成する。
障害者相談支援事業 ＜障害者のケアプラ ン作成＞	障害（児）者及びその家族からの相談に応じ、障害福祉サービスの利用援助や各種社会資源*の活用支援、専門機関の紹介等を通じ利用者の自立した生活を支援する。
児童養護施設等・里親 家庭児童入学祝金等 支給事業	つくば市から児童養護施設・里親家庭に養育委託されている児童を対象に、義務教育修了後に、入学や卒業祝金の支給を行い、児童の健全育成と社会的自立を支援する。
市民研修センターの 管理経営	つくば市から指定管理者*として指定を受けた市民研修センターの管理経営を行う。
障害者ホームヘルプ サービス事業の実施	障害支援区分の認定を受けた方からの依頼に対し、日常生活を営むことができるよう、ホームヘルパーを派遣し、生活全般の援助を行う。
生活困窮援助物資支 給事業	所持金のない生活困窮者*を対象に、食料の支給及び QUO カードの支給による支援を行う。
生活困窮世帯子ども 支援事業	市内に住所を有する、経済的理由等により生活に困窮している世帯に属する児童の就学や自立支援*のために、必要な経費を支給する。

た 行

事業名	内 容
地域活動コーディネーター*の設置	住民による見守り体制づくりやふれあいサロンなどの地域の居場所づくりなどを推進する社協職員を、地域活動コーディネーターとして市内の7つの日常生活圏域ごとに配置する。
地域活動功労者の表彰	地域における多年にわたり福祉に功績のあった方々を本会顕彰規程に基づき顕彰し、その功績を讃えるとともに、市民への福祉に対する意識啓発を図る。
地域ケア会議推進事業	個別ケースの検討による課題解決を積み重ねることにより、明らかになった共通の要因や日常生活圏域で把握された地域課題をもとに、地域づくりや新たな社会資源の開発、政策形成等につなげていく。
地域の絆フォーラムの開催	「地域見守りネットワーク事業」について、広く一般市民にアピールするために、地域福祉関係者や市民が一同に会し、学識経験者の講演や活動者による事例の発表などを行う。
地域福祉出前講座の開催	依頼に応じて地区や地域に出向き、住民の福祉意識の向上を目的に、さまざまな地域福祉に関する体験や講座を開催する。
地域包括支援センター*事業	社会福祉士、保健師または経験のある看護師、主任介護支援専門員等3専門職を配置して、高齢者に関する総合相談、介護予防マネジメントを行う。
地域見守りネットワーク事業	住み慣れた地域で誰もが安心して暮らし続けられるように、地域住民による助けあい活動や支えあい活動を推進し、地域住民が行政・民間事業所及び福祉関係者と協力、連携しながら、見守りが必要な方に対し地域で見守ることのできる仕組みづくりを進める。
チャレンジアートフェスティバル in つくば	障害者が制作した絵画や造形物などの作品の展示及びダンスや太鼓演奏・演劇などの舞台発表を障害のある方から、すべての人に向けて発信するイベントを開催する。
つくば子育てサポートサービス事業	地域において子育ての支援を受けたい方と行いたい方が会員になり、乳幼児の保育や送迎、産後の家事援助等、子育てアドバイザーを設置して調整を行い、会員相互の助けあい活動を推進する。
つくばさわやかサービス事業	高齢者、障害者、疾病等の事情により日常生活に支援が必要な方に対し、住民の助けあいにより、家事援助などのサービスを提供することにより、在宅福祉の増進を図る。
とよさと子どもまつりの開催	豊里地区を中心に、地域の福祉団体や施設等と協働*で、子どもたちやその家族が楽しめるまつりを開催する。

な 行

事業名	内 容
夏休みふれあいサロンの開催	市内在住で、特別支援学校及び小中学校、高等学校に在学中の障害児等を対象に、身近な地域で楽しく活動できる場を提供し、家族による介助等の軽減、参加する地域の仲間やボランティアとの交流を深める。
日常生活自立支援*事業*	認知症*高齢者や知的障害・精神障害等で、判断能力が不十分な方を対象に、専門員や生活支援員により、利用者が自立した地域生活が送れるよう支援する。
ねんりんスポーツ大会 つくば市大会	上部大会である「いばらきねんりんスポーツ大会」のつくば市代表の選考会を兼ねて、ゲートボール／ペタンク／輪投げ／グラウンドゴルフの4種目を愛好する高齢者の大会「つくば市大会」を開催する。

は 行

事業名	内 容
福祉移動教室	学校や地域からの福祉教育*への依頼に応じ、福祉体験や福祉講演会の開催、講師や施設等の紹介、コーディネートを行う。
福祉サービス事業所 連絡会への支援協力	市内にある事業所の相談員同士の顔つなぎの場、課題や情報共有の場を提供し、関係事業者間のネットワークづくりを支援する。
福祉相談事業	市民の抱える様々な生活・福祉課題に対して、専門職等が相談に応じる。 各相談は事前予約制で、相談料は無料。 ・福祉法律相談 ・財産相続相談 ・子育て・子どもの悩み相談
ふれあい型食事サービス事業	65歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者世帯などの方を対象に、ボランティア手作りのお弁当を、月に1回民生委員やボランティアの協力を得て宅配する。お弁当を宅配することで、交流を図るとともに安否確認の機会とする。
ふれあいサロン	地域住民が主体となって、主に歩いて行ける場所等に、高齢者や障害者、子育て中の母親などが集う、交流の場（サロン）づくりを推進している。また、活動を支援するため活動費の助成を行う。社協では、サロンの立ち上げや運営に関する相談も行っている。
分野別ボランティア 研修会の開催	ふれあいサロンボランティア、食事サービスボランティアに対して、活動を行うために必要な知識の習得や向上のための研修会や情報交換会を開催する。
訪問介護事業*の実施	在宅の要支援及び要介護の認定を受けた方からの依頼を受け、ケアマネジャーの支援計画を基に、ホームヘルパーによる身体介護や家事援助等のサービスを提供する。

事業名	内 容
ホームページの運用	福祉情報を提供し、福祉に関する意識高揚を図るとともに、市民に社協の活動内容や制度を広報するため、ホームページを開設する。
ボランティア育成講座の開催	ボランティア活動*に必要な専門的技術・知識を学ぶための講座の開催やボランティア育成のための研修を実施する。
ボランティア活動に関する情報収集及び提供	ボランティアセンターに集まった情報や市内のボランティアに関する情報を、活動を希望する方と協力を求める方を結ぶために、登録ボランティア団体や個人ボランティア、市民に情報提供を行う。
ボランティア活動の啓発促進	社協に登録されているボランティア団体やNPO*団体等の活動内容が記載されているボランティア冊子を活用し、社協事業やボランティア団体の紹介を行う。
ボランティア機材等の貸し出し及び整備	ボランティアの積極的な活動の促進と地域福祉の増進を図るため、ボランティアセンターが所有する福祉機材の貸し出しを行う。
ボランティアサークル活動基盤整備事業	ボランティア団体活動費の助成・ボランティア活動保険掛金取扱事務・福祉機材の貸出しを行う。
ボランティアセンターの管理運営	ボランティアコーディネーターを配置し、ボランティア登録の受付及び需給調整を行う。
ボランティア入門講座	これからボランティアを始めたい方を対象に、ボランティア活動へのきっかけを提供する。
ボランティアフェスタの開催	ボランティアセンターに登録している団体等の活動紹介や発表を通して、ボランティアへの理解と交流を深めていただくために開催する。
ボランティア連絡協議会への育成支援	ボランティア活動の推進を図ることを目的に、ボランティアの交流や情報交換を行うために組織されているボランティア連絡協議会に対し、必要な支援を行う。

ま 行

事業名	内 容
まつりつくば「ふれあい広場」の運営	市内の福祉団体等の活動を紹介し、市民の福祉への関心と理解を深めるために、「まつりつくば」に参加し、高齢者や障害者、子どもたちそれぞれが主役になる「ふれあい広場」部会の運営を行う。
みんなでDo!スポーツの開催	知的障害者を対象に簡単なスポーツ等を実施し、心身のリフレッシュを図るとともに、家族の介助等の軽減、学生ボランティアとの交流を深める。

ら 行

事業名	内 容
老人福祉センターとよさとの運営管理	社協独自の建物である老人福祉センターとよさとは、社協事業やシルバークラブ*への支援等を行う、社協中央支所の活動拠点となっている。ホールや和室は、高齢者団体やボランティア団体等の福祉関係団体活動を支援するために貸出し、有効活用を図る。

6 用語解説

※本文中、各ページにおける初出の部分には、用語の後ろに「＊」が付いています。

あ 行

インフォーマル (P.9)

制度やルールに基づかないこと。介護の分野では、介護保険などの制度を使わないことを意味する。

NPO (P.7、9、40、63、92)

広義には民間非営利組織といわれるもので、営利を目的としない団体を指す。特定非営利活動促進法により設立された法人を特定非営利活動法人（NPO 法人）という。

か 行

介護支援専門員（ケアマネジャー） (P.98)

介護保険制度において、在宅介護や介護保険施設等で介護サービス計画（ケアプラン）を作成する専門職。

介護保険 (P.2、4、6、9、34、59、88)

平成 12 年 4 月から開始された、40 歳以上の人が入会する保険制度。介護を必要とする状態になった場合に、費用の一部を負担することにより、自分に合った介護サービスを選択、利用しながら、住み慣れた地域で生活し続けられるよう、社会全体で支えあう制度。

介護老人保健施設（老健） (P.58、68、70)

病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方が対象で、医学的な管理のもとでの介護や看護、リハビリが受けられる施設。

介護予防 (P.9、57、73、88)

高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐ（発生を予防する）こと、あるいは要介護状態であっても、状態がそれ以上悪化しないようにする（維持・改善を図る）こと。

共助 (P.48)

地域の助けあいやボランティア活動*など、市民が力を合わせて助けあうこと。「互助*」の意味で使われることもある。

協働 (P.9、11、21、26、27、28、29、30、71、91)

複数の人や団体などが、1つの目的に向かって力を合わせて活動すること。行政と民間組織が1つの目的に向けて活動していくことを意味する場合もある。

権利擁護 (P.2、4、10、54)

知的障害、精神障害、認知機能の低下などのために、自分で判断する能力が不十分だったり、意思や権利を主張することが難しい人たちのために、代理人が権利の主張や自己決定をサポートしたり、代弁して権利を守ったり表明したりする活動のこと。

高齢化率

(P.12、13、14、15、16、43、56、58、59、60、62、64、66、67、68、69、70、71)
総人口に占める65歳以上の人口割合。

互助 (P.42、48、95)

地域の人たちがお互いに力を合わせて助け合うこと。

子ども食堂 (P.29、32)

経済的な事情などにより、家庭で十分な食事が取れなくなった子どもに、無料もしくは安価で食事や居場所を提供する活動。

コミュニティ (P.10、27、50、59)

居住地域を同じくする共同体のこと。地域社会と訳されることが多く、生産や風俗、習慣等に結びつきがあり、共通の価値観を所有していることが特徴となる。

コミュニティバス（つくバス） (P.27、32)

つくば市と関東鉄道(株)が共同運行し、鉄道駅と地区の核となる拠点間を結び、高頻度で運行する市内循環路線バスのこと。

さ 行

在宅介護支援センター (P.4、33、34、35、58、60、62、64、66、68、70)

老人福祉法に基づき、高齢者や家族の立場に立って相談に応じ、サービスの利用にあたり関係機関との調整に努める機関のこと。

指定管理者（P.4、89）

地方公共団体が、公の施設の管理を行わせるために、期間を定めて指定する民間事業所等の団体のこと。

市民活動センター（P.33）

会議スペースの貸し出しや各種情報の収集・提供を行いながら、市民、企業、行政、学校、社会貢献活動団体などを支援し、市民主体のまちづくり活動を積極的に進めるつくば市の施設。

社会資源（P.35、44、58、59、60、62、64、66、68、70、89、97）

福祉ニーズを充足するために活用される施設・機関、個人・集団、資金、法律、知識、技能等の総称。

自立支援（P.2、4、10、35、52、73、90、91）

対象者の主体性や意向を尊重しながら、就労促進など、自立に向けて行う様々な相談・支援のこと。

シルバークラブ

（P.27、32、33、50、51、57、58、59、60、61、62、63、64、65、66、67、68、69、70、71、72、78、89、93）

地域を基盤とする高齢者の自主的な組織。高齢者自らの生きがいを高め健康づくりを進める活動や、ボランティア活動*をはじめとした地域を豊かにする各種活動を行う。

生活困窮者（P.2、4、10、20、48、52、53、90）

日常生活を送る上で、経済的な困難を抱えている人のこと。生活困窮者自立支援法においては、「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう」と定義されている。

生活支援コーディネーター（P.9）

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進し、地域において、生活支援や介護予防サービスの提供体制の構築に向けた社会資源*の開発や、ネットワーク構築を専門的に従事する担当者。

生活保護（P.10、20、44、52、53）

資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行うことで、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度。

成年後見制度（P.10、73）

認知症高齢者や知的・精神障害者など、判断能力が十分でないために法律行為における意思決定が不十分または困難な者に対して、その判断力を補い保護支援をする制度。

た 行

地域活動コーディネーター（P.3、9、24、49、57、72、90）

地域の福祉課題の把握に努め、課題解決に必要な活動や支援を行うとともに、住民による見守り体制づくりやふれあいサロンなどの地域の居場所づくりなどを推進するため、日常生活圏域7圏域ごとに配置している社協職員。

地域ケアシステム（P.3、7、9）

地域で援護を必要とする高齢者や障害者等とその家族一人ひとりのために、地域住民や民生委員、保健・医療・福祉の関係者が連携し、きめ細かい在宅サービスを提供する仕組み。

地域支援事業（P.9）

介護保険制度において、被保険者が要介護状態及び要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援をするため、市町村が行う事業。

地域福祉活動推進委員（P.22、72）

つくば市社会福祉協議会の基本方針に基づき、活動地域の住民の状況やさまざまな問題点を把握し、住民及び福祉活動関係機関、職員と一体となった活動を展開する委員。

地域包括ケアシステム（P.2、9、57）

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、保険者が地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて構築する、地域の包括的な支援・サービス提供体制のこと。

地域包括支援センター（P.4、9、27、48、62、73、90）

介護保険法で定められ、地域住民の保健・医療・福祉の向上、虐待防止、介護予防マネジメント等を総合的に行う機関。センターには、保健師や主任介護支援専門員*、社会福祉士等が置かれ、専門性を活かして相互連携しながら業務にあたる。

特別養護老人ホーム（特養）（P.33、58、60、62、64、66、68、70、78）

寝たきりや認知症などにより、常に介護が必要で、自宅では介護を受けることが困難な方が対象で、食事、入浴などの日常の介護や健康管理が受けられる施設。

な 行

日常生活自立支援事業（P.10、35、73、91）

認知症高齢者や身体・知的障害者のうち判断能力が十分でない者の福祉サービスの利用に関する援助等を行うことにより、地域における自立した生活を支援する事業。

認知症

（P.2、10、25、27、32、43、50、52、54、58、60、62、64、66、68、70、84、88、91）

脳や身体の疾患を原因として、記憶・認識・判断・学習などの知的機能が低下し、自立した生活をするうえで支障が出る状態が継続する疾病の総称。

認知症サポーター（P.50）

認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を、日常生活の中で温かく見守ることができる人のこと。養成講座の受講を通じて、サポーターになることが可能。

乗合タクシー（つくタク）（P.27）

つくば市内において、事前に申し込みを行った上で、相乗りで目的地の近くまで送迎するタクシーのこと。

は 行

パブリック・コメント（P.8、21、36、76）

公的機関が政策の立案を行おうとする際に、その案を公表し、公表された案に対して市民等から広く意見を募集し、提出された意見を考慮して最終的な意思決定を行う手続きのこと。

福祉教育（P.7、50、92）

学校や地域でのボランティア体験、交流などを通じて、福祉意識を高める取り組み。

訪問介護事業（P.4、68、70、73、91）

要介護者に対し、自宅において可能な限り自立し、日常生活を営むことができるよう、訪問介護員（ホームヘルパー）を派遣し、入浴や食事等の介助、調理や洗濯、掃除などの生活援助を行う。

ボランティア活動（P.7、24、50、51、55、69、72、82、88、92、95、96）

無償性、善意性、自発性に基づいて、民間奉仕者が技術援助や労力提供等を行う活動のこと。

ま 行

民生委員児童委員（P.22、23、25、33、58、60、62、64、66、68、70、78、79）

厚生労働大臣から委嘱され、地域で福祉の相談援助活動に従事する人のこと。地域での社会福祉に関わる相談対応や、高齢者の相談・見守り、児童虐待の防止・早期発見等、様々な地域課題に対応している。

や 行

要介護認定者（P.12、15、16、58、60、62、64、66、68、69、70）

市町村が実施する介護認定審査会の要介護認定によって、介護保険からサービスを受ける必要があると認定された人。程度に応じて、要支援1から要介護5まで、7段階の区分がある。

わ 行

ワークショップ（P.8、26、43、44、49、52、53、76）

特定の課題に対して、さまざまな立場の人々が集まり、互いの考えを尊重しながら自由に意見を出し合い、提案をまとめ上げていく場やその作業のこと。

第3次つくば市地域福祉活動計画

(平成29年度～平成33年度)

■発行 平成29年3月
■発行者 社会福祉法人つくば市社会福祉協議会
〒300-3257
茨城県つくば市筑穂1丁目10番地 大穂庁舎内
TEL 029-879-5500 (代表)
FAX 029-879-5501
HP <http://tsukuba-swc.or.jp>



社協マスコットキャラクター
つくちゃん